

鹿児島県史料集(Ⅷ)

伊能忠敬の鹿児島測量関係資料並に解説



訂正

三六ページと段八條者註)を左記のように訂正します。

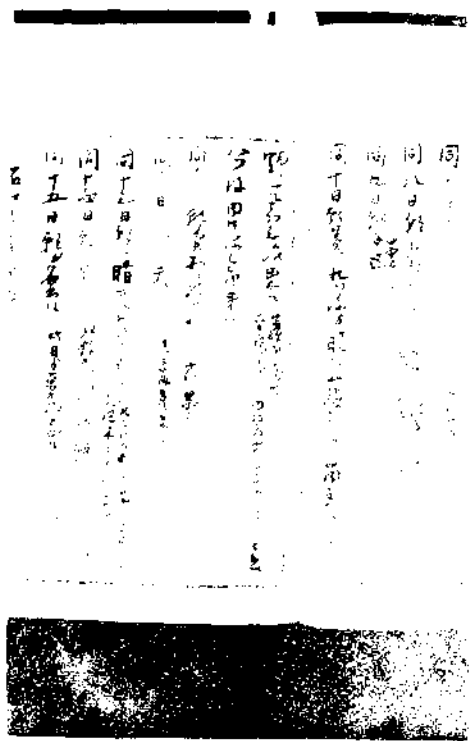
(節者註) 妙董は長女稱、当時未亡人となり刺殺した。

お里は長男果敢の妻。三治郎・飯五助は長男果敢の

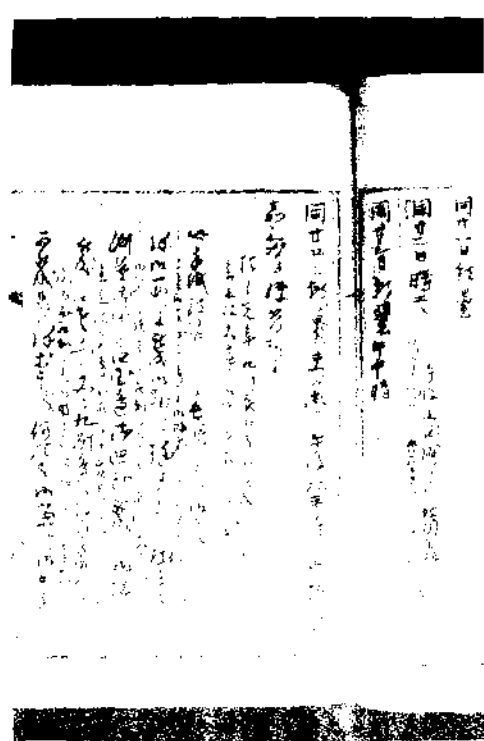
子忠敏の孫である。



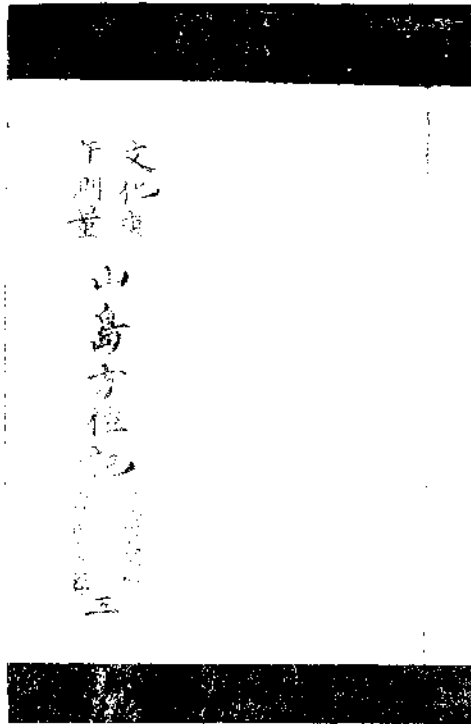
圖版一 伊能忠政自筆「伊能忠政上野館儀」



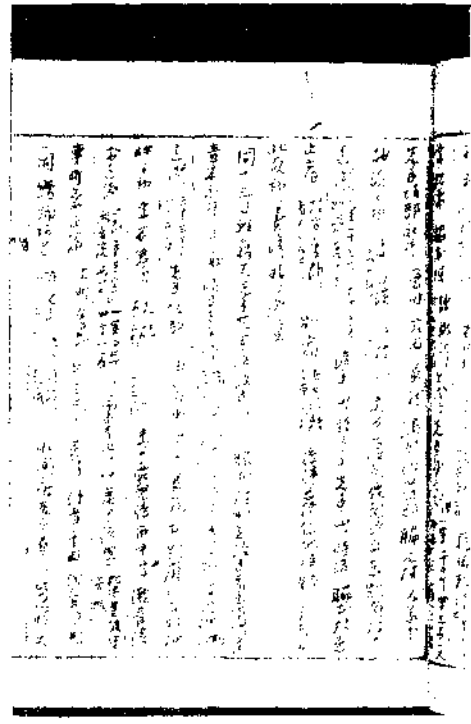
圖版二 伊能忠政自筆「伊能忠政上野館儀」



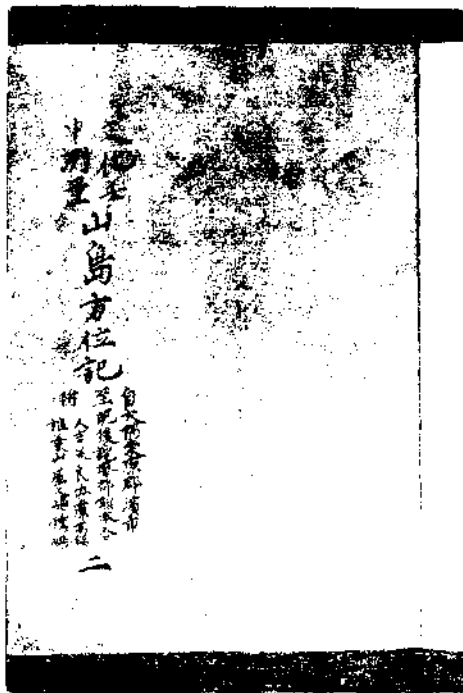
圖版三 伊能忠政自筆「伊能忠政上野館儀」



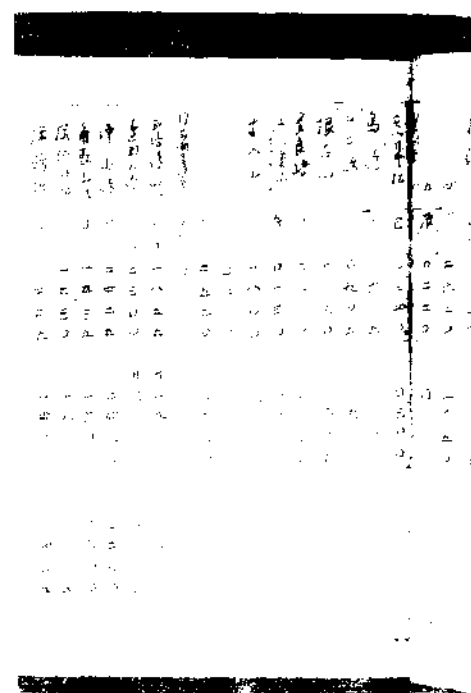
図版五 吉野辰一「山島研究」表紙、忠教自筆  
伊能忠敬記念館蔵



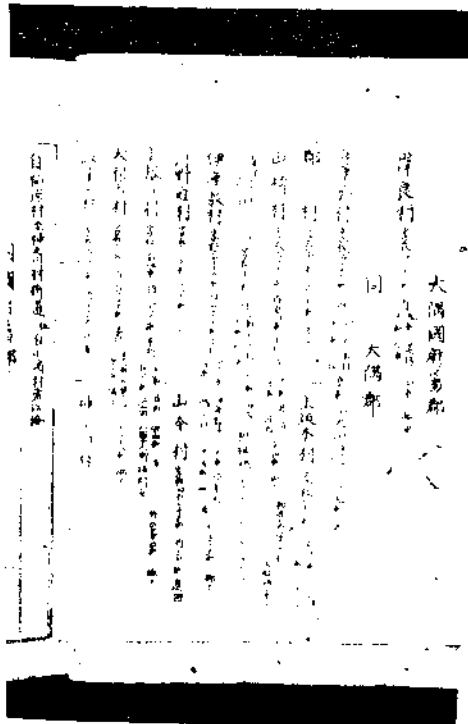
図版四 吉野辰一「山島研究」六頁目録、吉野辰一  
記、忠教自筆、伊能忠敬記念館蔵



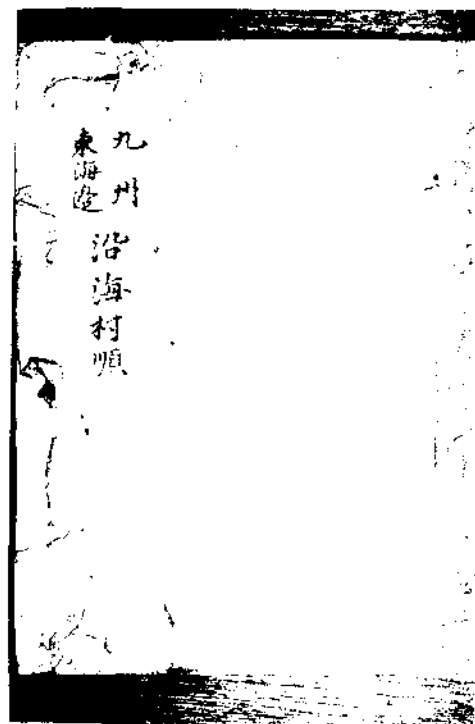
図版七 吉野辰一「山島研究」表紙、忠教自筆  
伊能忠敬記念館蔵



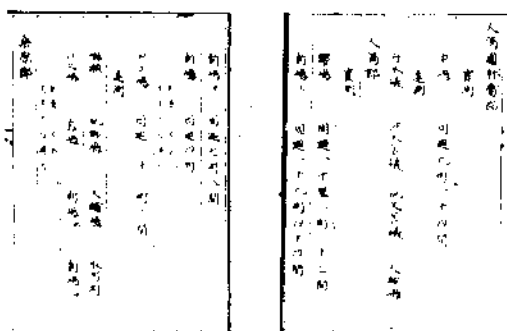
図版六 吉野辰一「山島研究」六頁目録、吉野辰一  
記、忠教自筆、伊能忠敬記念館蔵



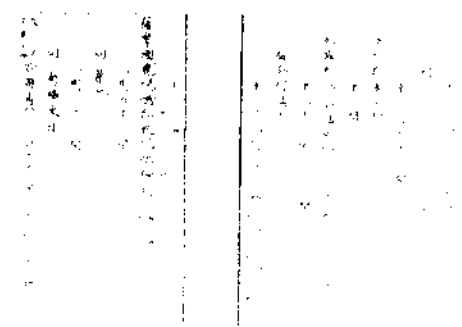
图版九 大瀨國府の村名



图版八 九州沿海村名



图版十 大瀨國府の村名



图版十一 大瀨國府の村名

一、此の書は、  
 二、  
 三、  
 四、  
 五、  
 六、  
 七、  
 八、  
 九、  
 十、  
 十一、  
 十二、  
 十三、  
 十四、  
 十五、  
 十六、  
 十七、  
 十八、  
 十九、  
 二十、  
 二十一、  
 二十二、  
 二十三、  
 二十四、  
 二十五、  
 二十六、  
 二十七、  
 二十八、  
 二十九、  
 三十、  
 三十一、  
 三十二、  
 三十三、  
 三十四、  
 三十五、  
 三十六、  
 三十七、  
 三十八、  
 三十九、  
 四十、  
 四十一、  
 四十二、  
 四十三、  
 四十四、  
 四十五、  
 四十六、  
 四十七、  
 四十八、  
 四十九、  
 五十、

一、  
 二、  
 三、  
 四、  
 五、  
 六、  
 七、  
 八、  
 九、  
 十、  
 十一、  
 十二、  
 十三、  
 十四、  
 十五、  
 十六、  
 十七、  
 十八、  
 十九、  
 二十、  
 二十一、  
 二十二、  
 二十三、  
 二十四、  
 二十五、  
 二十六、  
 二十七、  
 二十八、  
 二十九、  
 三十、  
 三十一、  
 三十二、  
 三十三、  
 三十四、  
 三十五、  
 三十六、  
 三十七、  
 三十八、  
 三十九、  
 四十、  
 四十一、  
 四十二、  
 四十三、  
 四十四、  
 四十五、  
 四十六、  
 四十七、  
 四十八、  
 四十九、  
 五十、

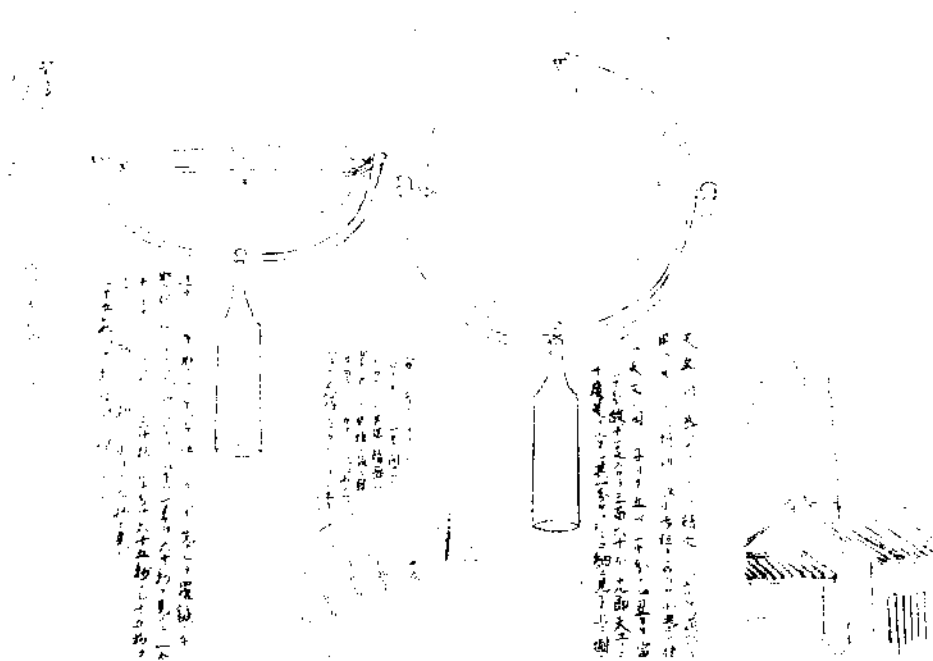




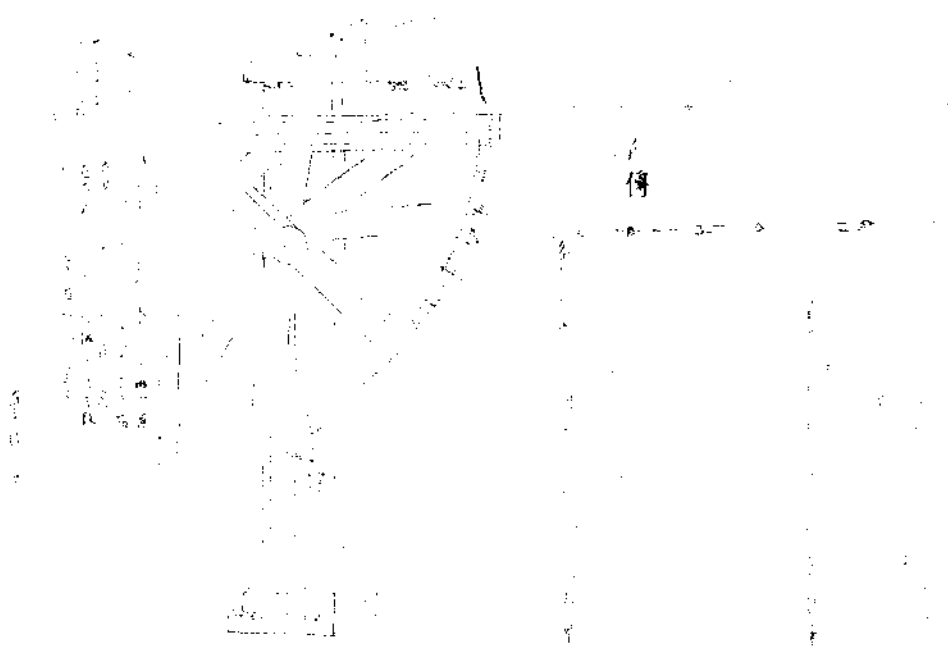
图版十五 南京明景陵之图（局部），卷之二  
 故宫博物院藏



图版十六 南京明景陵之图（夜中明景之園），卷之二  
 故宫博物院藏



圖版十五 井口及井底之構造 (井口及井底之構造)

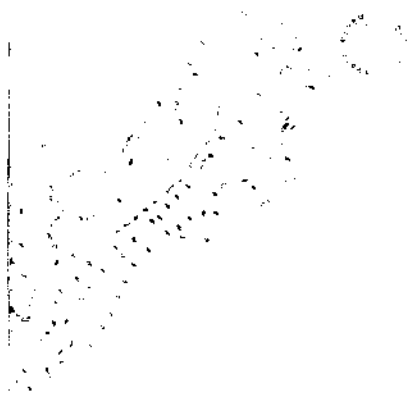
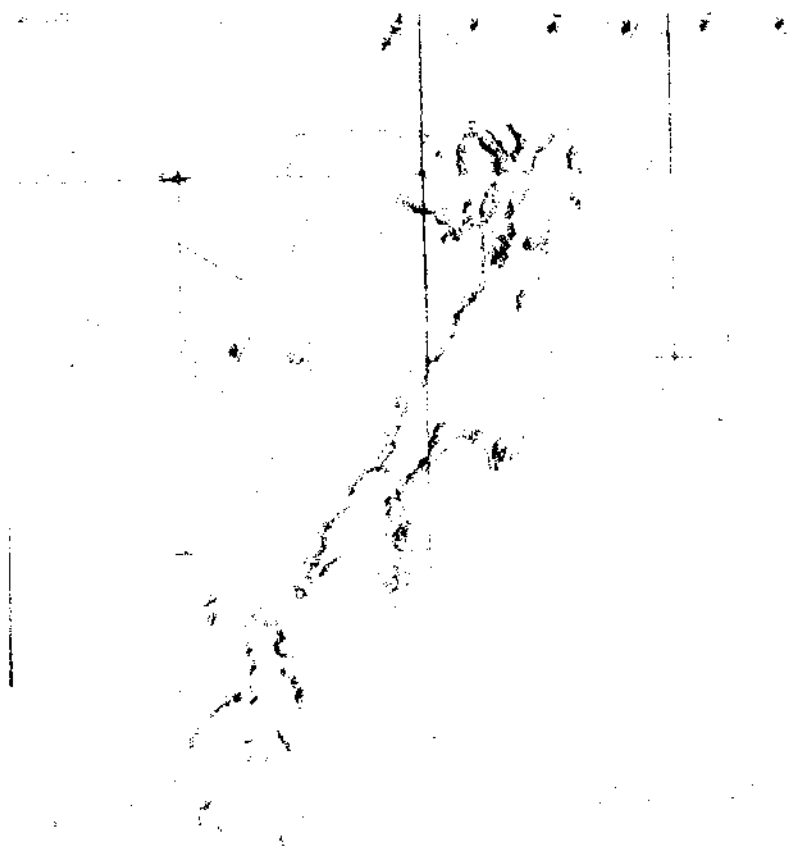


圖版十六 井口及井底之構造 (井口及井底之構造)

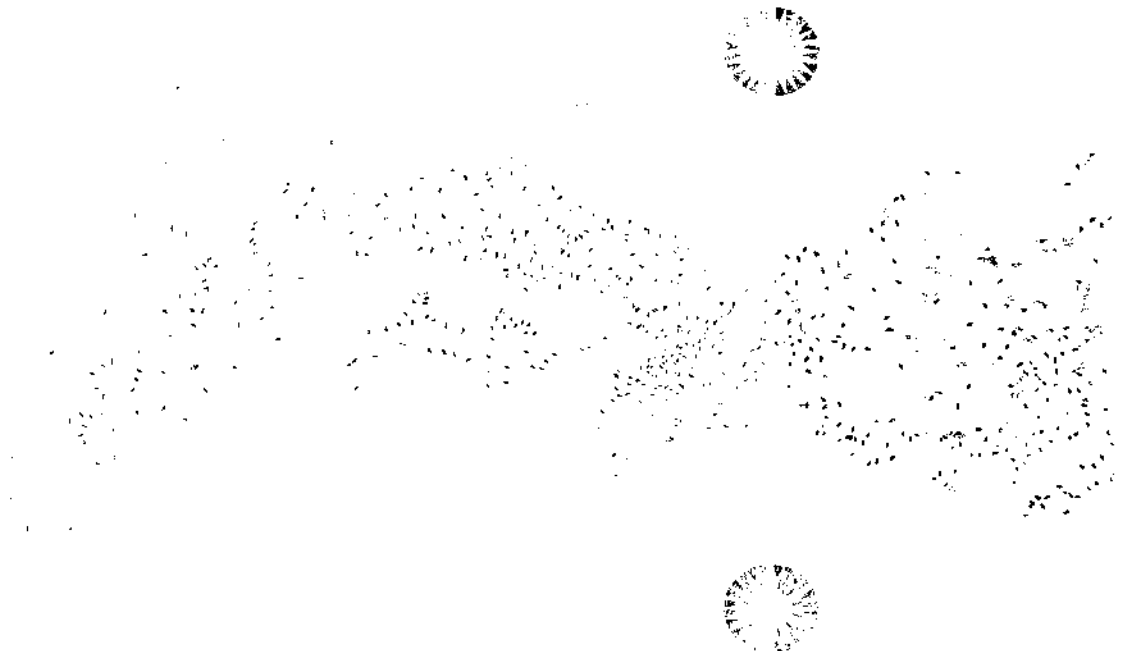


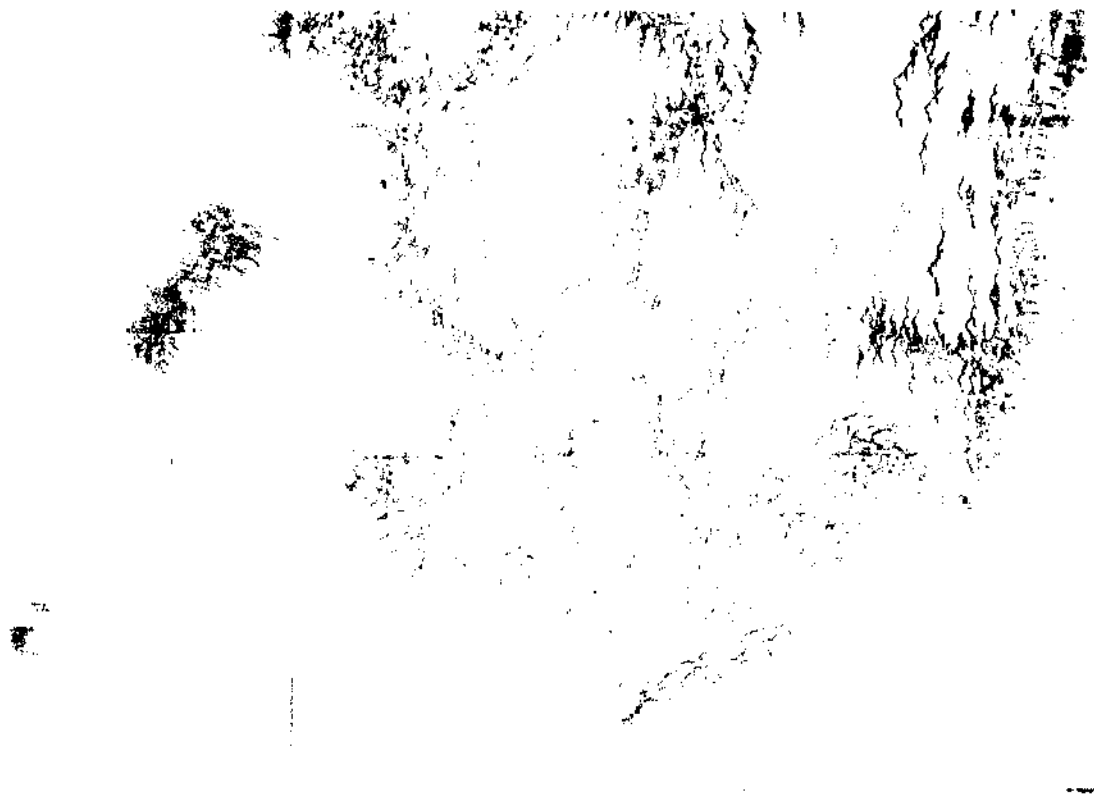


地図一 伊能町、田舎津部、好摩橋長岡川沿



中国书画函授大学肇庆分校





地区三 植物標本 植物標本 京都大学の標本館蔵

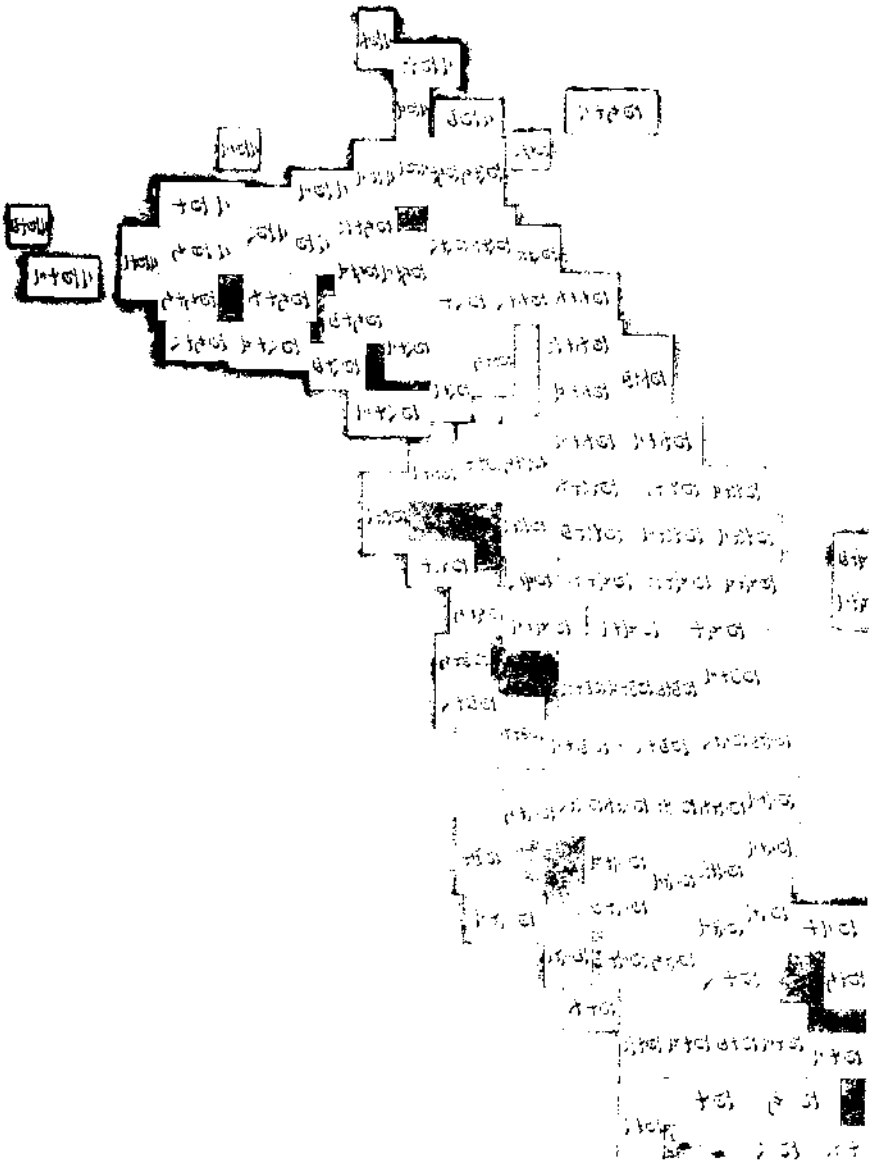


地区四 植物標本 植物標本 東京国立博物館蔵

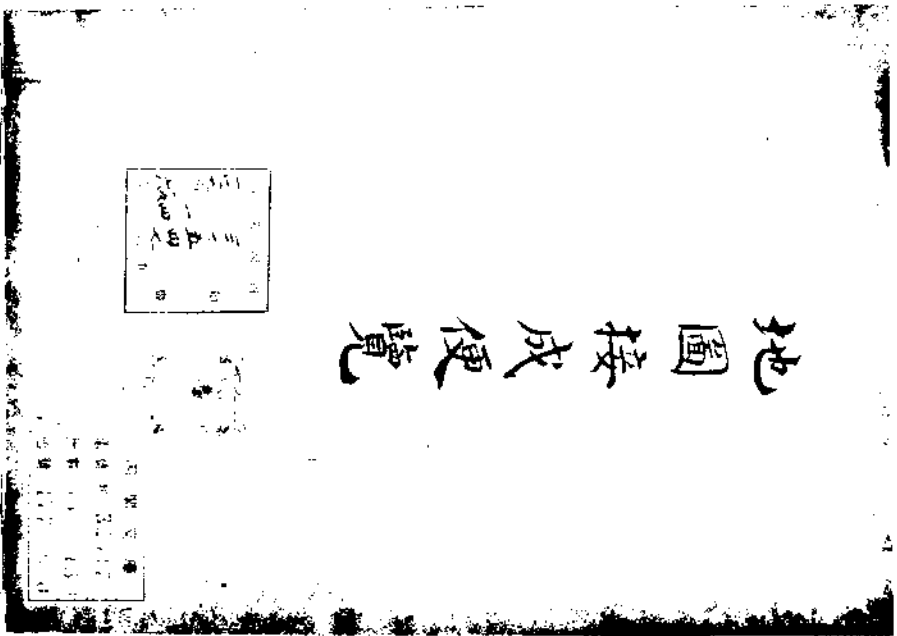




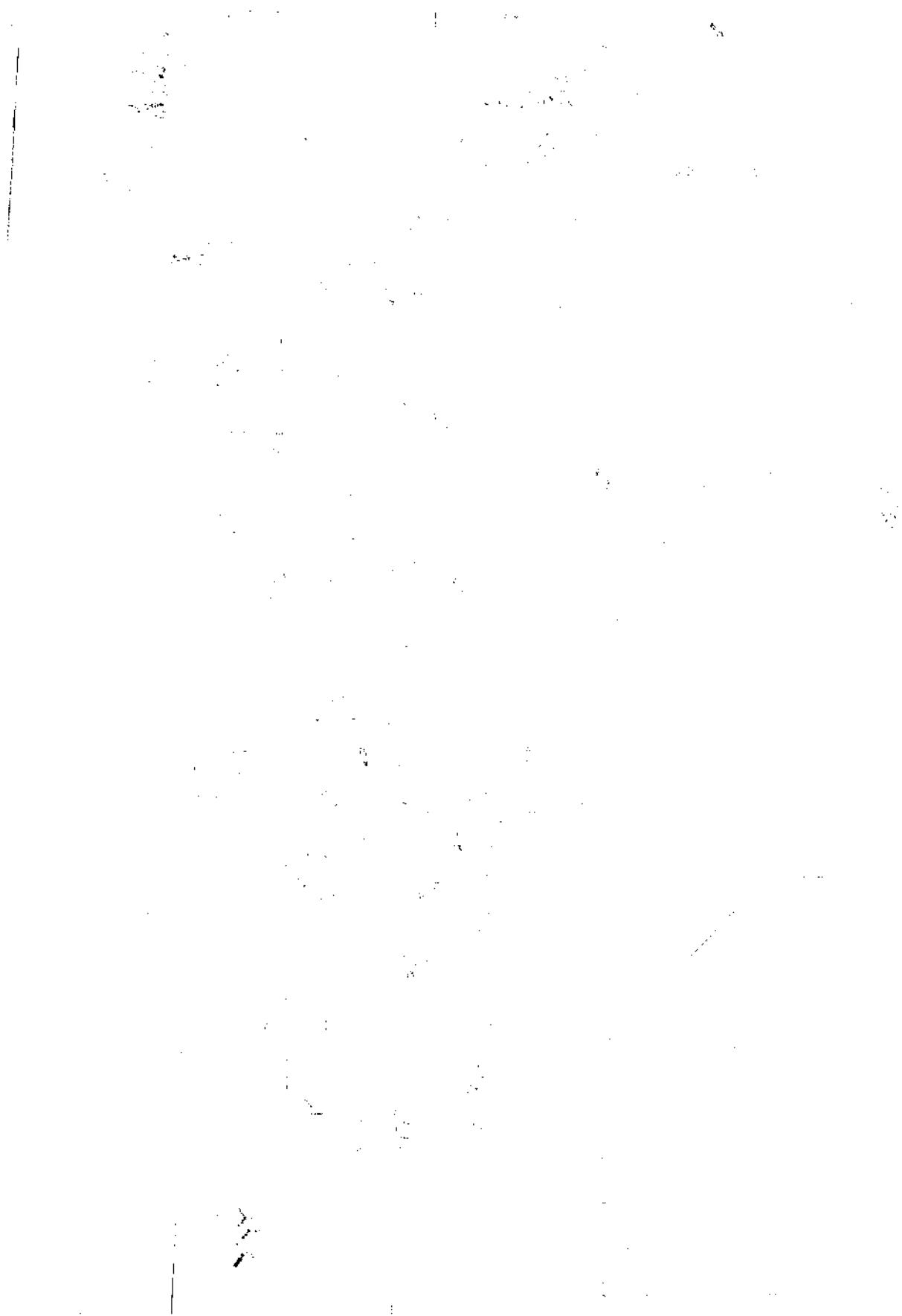
地図六 伊能大岡（屋久島）（京都大学附属図書館蔵）



地圖八 地圖接成範圍：內閣文庫藏



地圖七 地圖接成範圍：內閣文庫藏



地图九 明治三年利伊能区(一部分) (京都大学文学部地理学教室蔵)



## 刊行のことば

鹿児島県史料第十集として、ここに「伊能忠敬の鹿児島測量関係資料並に解説」を刊行いたします。こんにちまで、別冊を含めて十一冊目の刊行になるわけですが、いずれも県史料刊行委員の方々の並々ならぬご努力の賜にほかなりません。

本集は、鹿児島大学教授増村宏先生が永年にわたり収集なさいました資料を、先生の手によって編集・校訂・校閲が進められ、刊行のはこびになったものであります。

なお、本集の刊行にあたっては、資料の利用についてお許しいただきました所蔵者に敬意を表しますとともに、先生のお骨折りに対し、感謝の意を捧げたいと思います。

県史料の編集、刊行の事業は、県立図書館の重要事業の一つとして進められているもので、資料の保存ならびに研究者の利用に供しようとするものでありますが、また地方史研究をさかんにするための一助にもという願いがこめられているものであります。

皆様がたのご研究に少しでもお役に立てば幸甚に存じます。

昭和四十五年三月

鹿児島県立図書館長

新納教義

## 伊能忠敬の鹿児島測量関係資料、並に解説

### 凡 例

- 一、本資料集に収録するものは、編者が「伊能測量」、特に「鹿児島測量」を理解するために蒐集した諸資料の一部である。幕府・測量隊側の関係資料である。それらに若干の解説をつけた。
- 二、資料第二十一、及び解説のうちに利用した少数の地方史料を除き、地元及び地方側の史料は収録してない。
- 三、「伊能忠敬の測量事業」の解説、及び「後書き」は利用者の参考のために附説したものにすぎない。
- 四、資料の文章の句読点はすべて編者のつけたものである。利用者の便宜を考えより多くつけた。適当でないものは省いて読まれたい。
- 五、片仮名のルビはすべて原文のものである。地名などには誤ったのがある。平仮名のは編者が便宜つけたものである。
- 六、阿・須・里・ふなどの変体仮名を、あ・す・り・な、るをより、嶋・廿・卅を島・二十・三十としたが、そうでないものもある。
- 七、括弧（ ）内は割註である。測量日記の割註・細字についても同様であるが、心ずしもそうでないところがある。
- 八、測量日記では箱田・菅田を箱田にまとめるなど、姓名の文字を統一した。坂部手別け班の記事を原文のよりに一字下げの記載にしなかったのは編者の不注意である。
- 九、本資料集に収録掲載した諸資料、及び図版・地図については、各所蔵機関・所蔵者にたいして許可承認を求める手続きをとった。図版・地図の無断転載は許されていない。

## 目 次

資料第一	文化二年の西国測量についての幕府の通達及び道順書	一
資料第二	測量隊に与えた幕府の証文	二
資料第三	測量隊が測量沿道に発した先觸	二
資料第四	測量隊が測量沿道に提出を要請した参考資料の書上げ案文	三
資料第五	島津藩士野元嘉三次と伊能忠敬との往復書翰をふくむ江戸日記	四
資料第六	測量日記(文化七年)	六
資料第七	島津藩士野元嘉三次の来訪を伝える江戸日記	二四
資料第八	測量日記(文化九年)	二四
資料第九	第二回九州測量終了、帰府後の江戸日記	三二
資料第十	伊能忠敬の關係書翰	三二
資料第二	坂部貞兵衛の關係書翰	三八
資料第三	高橋景保の關係書翰	三九
資料第三	間草富の關係書翰	四〇
資料第一四	九州東海辺沿海村順	四一
資料第一五	山島方位記	四九
資料第一六	東西南北距離記	五〇
資料第一七	日本東西経度里差	五三
資料第一八	日本地勢提要	五三
資料第一九	大日本沿海実測録	五三
資料第二〇	伊能忠敬の關係書翰、補遺	六六
資料第二一	北極出地の度数	六八
解説、伊能忠敬の測量事業		
一	伊能忠敬とその師友など	六九
二	測量出張	七二
三	測量方法	七五
後書き		七八

- 図版一 伊能忠敬肖像
- 図版二 江戸日記 (文化六年三月二十四日)
- 図版三 江戸日記 (文化六年五月十日前後)
- 図版四 測量日記 (文化七年六月二十三日)
- 図版五 山島方位記 (文化七年庚午測量、表紙)
- 図版六 山島方位記 (文化七年六月二十三日)
- 図版七 山島方位記 (文化九年壬申測量、表紙)
- 図版八 九州東海辺沿海村順 (表紙)
- 図版九 九州東海辺沿海村順 (部分)
- 図版十 輿地実測録 (部分)
- 図版二 輿地実測録 (部分)
- 図版三 高橋至時書翰 (部分)
- 図版三 問重富書翰 (部分)
- 図版四 浦島測量之図 (部分) その一
- 図版五 同 その二
- 図版六 同 (夜中測量之図) その三
- 図版七 同 (杖先羅鍼など) その四
- 図版八 同 (象限儀など) その五
- 地図一 伊能小図 (九州南部)
- 地図二 日本図
- 地図三 伊能中図 (九州南部)
- 地図四 伊能中図 (九州南部)
- 地図五 伊能大図 (種子島)
- 地図六 伊能大図 (屋久島)
- 地図七 地図接成便覧 (表紙)
- 地図八 地図接成便覧 (部分)
- 地図九 明治三年刊伊能図 (部分)

時刻対照表

	今	午	前	今	午	後
1時	九ツ半	丑の時	九ツ半	九ツ半	未の時	
2	夜ハツ	寅の時	八ツ半	昼ハツ		
3	ハツ半	卯の時	ハツ半	八ツ半	申の時	
4	曉七ツ	辰の時	七ツ半	夕七ツ	酉の時	
5	七ツ半	巳の時	六ツ半	暮六ツ		
6	明六ツ	午の時	六ツ半	六ツ半	戌の時	
7	六ツ半	未の時	朝五ツ	宵五ツ		
8	朝五ツ	申の時	五ツ半	五ツ半		
9	五ツ半	酉の時	四ツ半	夜四ツ		
10	昼四ツ	戌の時	四ツ半	夜四ツ		
11	四ツ半	亥の時	昼九ツ	四ツ半		
12	昼九ツ	子の時	午の時	夜九ツ		

資料第一 文化二年の西国測量についての

幕府の通達及び道順書

(熊本大学附属図書館、細川家永青文庫「新編勘定」)

天文方高橋作左衛門殿測量為御用、手附之内巡回付而、御勘定奉行様より御書付御渡之事

二月廿日御勘定奉行小笠原和泉守様御呼出ニ付、大手御番所後口御勘定所江罷出候処、御勘定組頭松山惣右衛門殿・御勘定田中太左衛門殿・前田平左衛門殿御出席、天文方高橋作左衛門殿測量為御用、手附之内巡回付而之御書付二通御渡之由ニ而、二月廿三日之御飛脚ニ差上有之候、如左

袖ニ申渡

天文方

高橋作左衛門手附

伊能勘解由

作左衛門弟

高橋善助

同下役 式人

同内弟子四人

右者此度測量為御用、東海道通り中国筋四国九州巻岐対馬迄罷越候付、当二月下旬頃江戸出立、別紙道順之通国々相廻り測量可致候間、其段可被心得候

一右ニ付、他領并島々江渡海之節者、其所之領主より船を出し差支無之様可被致候、尤測量道具為手入、止宿いたし候儀茂可有之候間、是亦差支無之様可被取斗候

一廻国先より江戸頃所江御用状差出候儀茂有之候ハ、領主便を以被相

届、且江戸表より廻国先江御用状差出候節、心当之場所其領主役人中江可被相達候間、其所江若以前候ハ、着之上被届、出立以後ニ候ハ、先々江被相届候様可被致候

右之趣可相達旨、戸田采女正殿被仰渡候間申達候、以上

丑六月

西国筋測量御用

伊能勘解由道順

江戸出立、芝高輪より測量相始メ、東海道通り、遠州舞坂江懸り、今切湖水相廻り、夫より荒井江出、熱田より佐屋通り、大室新田江罷越、右海辺ニ從ひ桑名江出、伊勢志摩紀伊熊野浦通り、和ヶ浦江出、和泉界住吉ニ向ひ、大坂西川口迄、夫より天満川通り、淀川より伏見江出、加茂川從ひ京都三条橋より改曆御用所頭迄測量いたし、夫より大津江出、瀬田橋より手分けいたし両手相分レ、近江国湖水周り測量いたし、夫より一手ニ相成、越前敦賀江出、又手分けいたし、一手ハ若狭越前国堺立石より海辺通り、若狭国小浜江出、一手ハ本街道通り、若狭国小浜ニ而両手相揃ひ、丹後通り橋立入海相量、但馬因幡より伯耆国米子江出、出雲国潮水通り相量、夫より隱岐国江渡り全国相廻り、又出雲国江立戻り、夫より石見長門北海道より、赤間江相越し、周防安芸備後備中備前播磨、総而南海辺通り、小島々共測量いたし、夫より播州舞子浜江出、夫より淡路国江渡り全国相廻り測量いたし、阿波国江相渡、徳島江向ひ、南海辺通り十佐伊予江罷越、同前小島々共相測り、夫より豊後江相渡り、日向より大隅国、総而東海辺ニ從ひ、薩摩国鹿児島江向ひ、南海辺より肥後国小島々共相量、筑後より肥前国海辺從ひ、天草長崎江向ひ、西海辺五島并小島々共相量り、同国北之方海辺通り、巻岐国江相渡り全国相廻り、夫より対国相渡り全国并小島々共相量り、又巻岐国江立戻り、肥前国江相渡り、北海辺ニ從ひ筑前豊前豊後海辺通り、九州測量相済、伊予国江相渡、北海通り、同前小島々共相量り、讃岐国より阿波国江立戻り、是ニ而海辺通り不残測量相済、淡路国江相渡り、街道通り、播州舞子浜江相渡、大坂江向ひ、夫より伏見江出、宇治川ニ從ひ瀬田橋より草津宿江出、手分けいたし、一手者木曾路中山道通り武州板

橋宿迄測量いたし江戸着、一手八草津宿より東海道筋桑名迄測量いたし、  
同所より木曾川ニ從ひ起迄測量、夫より名古屋通り伊保江罷越、飯田江趣、  
高遠より甲府江相越し、八王子通り測量いたし江戸着  
右順書之通国々相廻り、尤其所之様子ニ而少々宛前後ニ茂可相成事

丑二月

〔編者解説〕幕府が測量御用を地方諸藩に命ずるとき、勘定奉行の名をもって各  
藩の江戸藩邸の掛り役人を勘定所に呼出し、御用測量が若年寄、または老中  
〔文書の戸田采女正氏教は文化三年四月まで老中〕の命令であることを告げ  
必要書類を發す。江戸からは飛脚をもって國元に通知する。

文化二年二月に始つた近畿・中国測量のとき、初めは三十三カ月をもって、  
即ち文化四年に西国全体の測量が終了する予定であつた。しかし実施によつ  
て、そのような短期間では無理である事情が明らかになり、九州測量の終了  
は予定より六年後の文化十年九月となつた。

なお、熊本細川藩文書の欠字は山口県文書館の毛利家文庫「公儀事之控」に  
よつて補つた。この時の通達書は西国諸藩が記録している。「甲子夜話」  
〔平戸藩主松浦清の著書、卷二十八〕参照。

## 資料第二 測量隊に与えた幕府の証文

〔文化八年十一月の第二回九州測量のときのもの、日本学士院「伊能忠敬測量野  
帳、其他断片的文書集」〕

覚

一人足七人

一馬志疋

一長持式棹

右者測量為御用測器類、從江戸、東海道藤沢より、大山通り富士海道、  
甲州廻り、遠州秋葉、三州鳳來寺、濃州明知通り、尾張名護屋より、美  
濃路中山道筋、山城淀より山陽道赤間関、夫より九州、老岐対馬五島、

其外島々廻浦、歸路山陰道丹波より京都廻り、中山道太田より郡上通り  
飛騨信濃上野武藏、秩父街道、往返共、伊能勘解由断次第、御用中幾度  
茂可持送者也

未十一月 備前印

右宿中

人口耆人、馬六匹、從江戸、八道頃は同文につき省略する、〔編者〕、往返  
共、測量御用付、天文方高橋作左衛門手附伊能勘解由、同手伝勤方坂部  
貞兵衛、同下役永井甚左衛門、今泉又兵衛、門谷清次郎罷越付、耆人式  
匹勘ヶ由、耆匹宛貞兵衛、甚左衛門、又兵衛、清次郎江相渡之者也  
文化八年十一月 備前印

右村宿中

伊能勘解由儀為測量御用、從江戸、〔同前省略、編者〕、往返共、於途  
中茂測量可致間、其先々ニ而差支無之様致し、尤地方通行難成所者、其  
所より船を出し案内致し、無差支様可致者也  
文化八年十一月 備前印

宿々 年青共  
村々

〔編者註〕備前は老中牧野備前守忠精

## 資料第三 測量隊が測量沿道に発した先触

〔文化六年十二月の第一回九州測量のときのもの、大谷亮吉「伊能忠敬」頁二〇  
五〕

覚

御証文

一人足八人

同  
一馬七疋

一長持一棹 持人足

右者我等共国々測量為御用、豊前小倉より海辺に從ひ、豊後日向大隅薩摩肥後熊本迄、浦々島々、其他最寄山々、城下等不殘相測候間、御証文之通、書面之人馬無滞繼立、且海辺通行難相成場所、並島々江ハ、其渡場ニ船用意有之、無差支様取計可被申候、尤右通行筋山川共測量致候間、村々繪圖面持參案内可有之候

一右通行筋村々、領主姓名・国・郡・村・高・家数等、別紙案文之通相認、前々泊リ江持參可有之候

一泊宿之儀、雨天其他御用調測器手入等ニ而致滞留候ニ付、途中より追々可達候、尤御測器器込候間、南北見晴の地取拾坪斗用意可有之候

一惣人数上下十八人相越候ニ付、止宿等差支無之様、夜分測量有之候間、可成上下不殘同宿之積、若村方建家間狭ニ而同宿難成儀も候ハ、近

辺江別宿用意可有之候、支度之儀ハ御定之木錢、米代相払候間、其所有合之品ニ而、一汁一菜之外馳走ケ間敷儀可為無用候、則証文之写三通・書付雛形一通相添差遣候、此先触早々順達、肥後熊本江留置、我等着之節可被相返候、以上

巳十二月

永井要助

青木勝次郎

下河辺政五郎

坂部貞兵衛

伊能勘解由

豊前小倉より

(中略)

熊本迄

海辺浦々島々

問屋・年寄・名主・組頭中

〔編者解説〕測量隊は幕府証文の写しをそえた先触を測量沿道に殆して準備協力を要請した。測量隊は藩庁に対して直接要請する権能は与えられない。証文の原本は止宿においては三宝にのせて床間に安置し、江戸幕府の後にこれを返納した(資料第四号、五参照)。文中に「夜分測量」とあるのは、夜間の天体観測のことである。天体の観測、山島の方位測定、距離の実測もすべて測量である。『測量日記』参照。なお『測量日記』の朝の記事に、「逗留測」とあるのは出発前の観測である。

#### 資料第四 測量隊が測量沿道に提出を要請した

##### 参考資料の書上げ案文

(『種子島家譜』)

文化七年三月、江戸天文者伊能勘解由以下尉史廻国故、御記録奉行得能正助令出於若種子島凶籍、其略以事繁謹他巻記左

種子島村方并家数等其外紀方之儀、左之通  
一何村家数何百何拾軒

但右之枝村有之候ハ、木村之家数何拾何軒、枝村之家数何十何軒之訳、銘々書分、枝村者何と相唱候訳、若又本村枝村之内ニ而、小名も有之候ハ、何十何軒ハ字何と相唱候段可書記候

一村長サ東西何十何町、南北何十何町

但何十何町ハ人居有之、何十何町ハ人家無之、野原又ハ山浜等之訳書記尤東西南北之方角ニ不相当場所も可有之候間、子丑寅等と方刻を以可相記候

一此以前村立居、当分相禿、現村無之分者、其訳可申出候、尤右村立居候節者、村境相知居候ハ、前条之趣ニ応し、方角里数等者前条之通、村之内海浜有之候ハ、其長何十何丁之訳

但隣村と相境居候所者、何村境より何村境迄海浜何丁之訳、隣郷江相境候場所ハ、当村江何村境より何村境迄何拾何丁之訳可相記候

一海辺ニ出合候村々者灘目迄、右村人家有之候所より何十何丁之訳、但本村陸手引入有之枝村、海辺ニ出居候ハ、本村者何と申村名ニ而、枝

村者何と相唱、海辺ニ出居右枝村人家より灘目江何十何間之詔可相記候  
一村内往還筋幾通り有之候詔

但田畠往来小道等者相除

一種子島より鹿兒島迄海上里數何拾何里之事

一種子島廻里數之事

一種子島之内村々川何ヶ所有之、船渡歩渡之詔、橋有之場所者板橋土橋長  
サ何十何間之詔

一寺院何ヶ寺ニ而本山庵号何宗之詔

但寺高有之候ハ、何十何石之詔書記し

一神社銘々相記、祭神何、不相知候ハ、其詔相記

一神主某之詔

一種子島之内ニ而、何村人家より何村人家有之候迄何里何丁、方角何之方

ニ相当り候詔書記し、隣村境之儀者何村人家より何村人居有之処迄、右  
同斷

但何村人家より何村人家迄之間、田畠又者山越岡越等之場所者銘々其詔  
可相記候、右村順之儀飯屋元より次之村々村順次第を以、方角里數可相  
記候

一種子島村々より能相見え候高山等有之候ハ、其詔相記、何村より何國  
何郷何山何島等相見得、大概見渡し里數何丁斗も可有之、方角者何方ニ  
相当候詔

一島幾ツ

内何島島名銘々書記、小島ニ而名茂無之分者其詔書記、廻り何十何丁、  
人居有之候ハ、何十竈ニ而、地方最寄何村海上何十何丁、何之方角ニ相  
当り候詔、人家無之候ハ、其詔可書記候

一大小船掛り湊、深サ何十何尋之詔

但風並ニより船掛不相成湊者何風之節は船掛無之詔

一湊ニ而無之候而茂、船掛相成候場所者深サ何十何尋之所ニ而、何風之節  
者船掛無之詔

右此節 公儀天文方為御用伊能勘解由其外、國々被差廻、先觸案文を以

申越趣有之候ニ付、種子島之儀も可相廻方相見得候ニ付、右之通糺方申  
達候間、早々取しらへ、一村ツ、取分ヶ一帳書記、且種子島村方并方角  
等委細書記、魚絵図取任立相添、御記録所江可差出候、此段申進候、以上  
御記録方添役得納正助

〔編者解説〕大谷亮吉「伊能忠敬」(頁一五五)にも、「九州測量の頃沿道村吏  
に命じた」書上げ案文が出ている。参照されたい。測量沿道に命じて、地  
方では藩庁の指示をおおいたので、本資料によって、また「種子島家譜」、  
『垂城録』(垂水村郷土誌)によって知られるように、藩庁側でその作成の  
準備をした。書上げの項目は後の測量ほど詳細なものになった。

### 資料第五 島津藩士野元嘉三次と伊能忠敬との往復書翰を

ふくむ江戸日記

(伊能忠敬記念館)

〔文化六年〕三月二十四日、朝より曇、夫より微雨、午後松平薩摩守野元  
嘉三次より使簡あり

猶々先年九州表江茂可被成御廻勤哉之節参上仕、大底之御積合致承知  
仕置候得共、其節者中国辺より御府之由。此方領分江御越し候程合  
も相知候ハ、乍御面倒又々一寸参上仕候而、旁以相伺申度義も御座  
候間、究而不相知候共、御内々被仰知被下候様奉頼候。

以手紙致啓上候。春暖之節御座候得共、弥御安全被成御勤仕、珍重奉存  
候。然者先達而測量御用ニ而四国辺御廻勤被成候而御府被成候由。左  
候ハ又々九州辺江茂可被成御廻勤可被成候哉。弥於其義、何比共御当  
地御出立ニ而、薩州表江何比御廻勤可被成候哉。凡之御考茂候ハ、承知  
仕度奉存候。何卒大概之御程合ニ而も御内々為御知被下候様奉頼候。此  
段御頼為可得貴意、如是御座候。以上

松平薩摩守内

野元嘉三次



伊能勘解由様 内用御直披

〔編者解説〕この書翰の通而書きは前に出され、本文の四行と五行の間に及んで

五月十日、朝曇、九ツ後より晴ル、薩州内留主居添役野元嘉三治来ル（薩州屋敷、幸橋御門内、装束屋敷ニ居ルト云）、八ツ後田口弥三郎来ル

七月七日、朝より晴天

七月八日、同断、午後より曇、小雨、薩州野元嘉三治より書状五ツ半ニ来

以手紙致啓上候。残暑甚敷御座候得共、弥御安全被成御勤仕、珍重奉存候。然者先達而御内々承知仕候通、弥益後ニ者相成出立候善ニ御座候哉。於其義者、御面御奉存候得共、明後十日十一日之間ニ致伺公、猶又御内々御操合等之儀、彼是承知仕度候。尤今以御勘定方よりも何之御沙汰茂無御座候間、被相延候方にも可有御座候哉。旁以承知仕度、此等之段得貴意候。御六ヶ敷ながら、否被仰知可被下候。以上

八月八日

猶以十日十一日之内、若御差支も候ハ、御閑暇之節参上可仕候間、何分其節ニ被仰下候様奉頼候。若又来月ニモ相成候ハ、益後御都合之節参上可仕候。此段も御頼申上候。

伊能勘解由様 内用

野元嘉三治

返 書

御手紙致拜見候。如仰残暑之節、弥御安全被成御勤仕奉賀候。然者先達而者御入来被下候処、早々之仕合奉存候。其節御談申候通、益後ニも山立ニ可相成哉ニ思召、御問合之趣致承知候。地凶仕立方、未出来兼候間、当月ハ先延引ニ相成、八月中出立ニも相成可申奉存候。右ニ付御光来被下候儀者、益後ニ而も八月初旬ニ而も可宜奉存候。右為貴報如此ニ御座候。以上

八月八日

猶以延月之段、此方より昨今御案内可申上と奉存候処、預御使簡氣之毒ニ奉存候。猶拜顔可申上候。

野元嘉三治様

伊能勘解由

八月五日、朝雨、野元嘉三治江書状遣ス  
同六日、朝より晴天、薩州内野元嘉三治より書状来ル

以手紙致啓上候。秋冷相催候得共、弥御安全被成御勤仕、珍重之儀奉存候。然者先日者誠遠方迄御人被下、別而添奉存候。是より御伺可申上候処奉忍入候。依之毎々御面倒之御事奉存候得共、来ル八月十日之内御障申候ハ、参上仕候而、猶旁御伺申上置度奉存候。尤而日御故障も御座候ハ、明七日ニ而も宜御座候。此方ニ而者幾日ニも差支不申候間、貴所様御方御都合次第参上可仕候。何分乍御面倒貴報被仰知可被下候様奉頼候。此段可得貴意如此御座候。以上

八月六日

伊能勘解由様

野元嘉三治

御手紙致拜見候。如仰秋冷相催候得共、弥御安全被成御勤仕、珍重御儀奉存候。然者下拙在宿之日限、被仰聞致承知候。出立程繁事ニも相成候間、明後八日ニ御光駕被下度奉存候。猶拜顔可得貴意候。已上

八月六日

野元嘉三治様

伊能勘解由

〔編者解説〕密七野元嘉三治盛員は藩庁から測量隊係りを命じられていた者と考えられる。江戸において伊能忠敬と接触し、その来測にあたっては日向國延岡に出向して打合せ（資料第十、第十一参照）、領内測量中は附廻役として測量隊を志存志に迎え、出水郡獅子島から天草に送るまで、これに着添った。その間に種子屋久兩島測量の時期について測量隊と折衝し、兩島測量を延期して北上した測量隊に対して再び南下来測することがないか照会し、兩島を次回測量に延期して測量隊が江戸にひき揚げると、野元も東上して文化八年五月十七日に伊能忠敬を訪問するのである。そして来年三月種子・屋久

両島の測量を主目的とし、往復の街道筋をも測量するという予定を確かめ、これを因元に報告する。なお、二月二十四日の書翰の追而書きに「元年九州表五茂可被廻廻勸諭之節、参上仕」つたとあるのは、文化二年の西国測量(資料第一参照)のときの訪問をいう。山口県文書館毛利文庫「諸事小々之控」にある文化二年正月付の「松平薩摩守様衆より御会釈等之儀問來候付御回答相成候事」という記録の「松平薩摩守様衆」は野元のことであろう。

### 資料第六 測量日記 (文化七庚午年、第一回鹿兒島測量、伊能忠敬記念館)

文化六年己巳八月、蒙国々測量命、八月二十七日朝出立、此日曉七ツ後より小雨、六ツ後止、曇天、任先例我等・上田文助・箱田良助・黒田藤吉・梶取長蔵・草履取清七を供とし、八幡宮江参詣、直ニ六ツ半頃発足、上下九人、内弟子梁田栄蔵・上田文助・箱田良助・侍成田豊作・黒川藤吉・梶取平助・長蔵・草履取清七なり、送別の人の伊能三郎右衛門・伊能繁蔵・同秀蔵・大川治兵衛・大野弥三郎五人なり、駒込大観音前ニ而、与風坂部貞兵衛行逢、同道して青木勝治郎方に立寄、一同になりて王子村ニ至る、下河辺政五郎・永井要助先江着て待居る、都合上下十七人、王子村茶屋扇子屋ニ出會、直ニ岩淵村(即賦)迄測量之順、村役人江岸渡の所、荒川大洪水ニ而川留、且王子村より岩淵村の間、行路水乗、橋々落、通行難成旨、王子村より岩淵村迄の村役人一同願出ニ付、王子村ニ止宿、扇子屋弥惣左衛門(此茶屋家作も広く庭に流水を用、風景好)後ニ来る送別人ハ足立左内・下津藤蔵・相沢文五郎、一同ニ王子村止宿迄来ル、栗生村飯高吉太郎遅来ル、八ツ半頃より中晴、此夜測量

〔文化七年〕五月七日、朝大曇天、六ツ後先後手都井村出立(村下より乗船)後手我等・下河辺・青木・上田・平介同村海辺川尻より初、同村枝立字津(赤水日本凶ニ立字津とあり)同東谷、同黒井を歴て崎田村字永田崎迄測ル(二里〇〇二十九間五尺五寸)先手坂部・永井・梁田・黒田・長蔵、崎田村字永田崎より初(字猿田人家四五軒)字永田(人家二十四五軒)崎田本村を通り(湊川巾三十間)字湊(人家四十軒余)南方村字千野(人家十六軒)字弓田(人家三十軒余)字金谷(人家五十軒余)番屋下迄測ル

(二里一十六丁一十二間)外ニ南方村持地鬘垂島一周(七丁四十三間)沖鬘垂島(一周六丁一十〇間)測、後手九ツ半先手八ツ頃西方村之内今町江着、浄土宗心光山常照寺、着後高鍋領福島郡奉行鈴木与兵衛、同所代官後藤斗吉出る、同領代官中元寺庄内、此迄付添帰ル、此日同国紙肥用達高橋屋茂右衛門紙肥より厩局書状を持来る

同八日、未明恒星現ル、先後手朝六ツ頃今町出立、大曇天ニなる、後手我等・下河辺・梁田・黒田・平助南方村番所下より初、四方村今町川を渡、今町高松村(四ツ頃より大雨、海岸大難所、同村庄太郎宅江立寄、濡衣服を干、中食をなす)鹿兒島領日向国諸県郡夏井村界字丸山迄測(二里〇二丁〇九間二尺)弥大雨、高鍋領福島代官後藤斗吉、并福島用達共、高鍋より福島出役那須屋岩吉、領界迄送來リ帰ル、尤鹿兒島領志布子村迄送り帰ル、爾後ノ所薩州領出入六ヶ敷ニ付、云訳シテ領界ニ而帰ル(画師安田李仙も同断)先手坂部・青木・永井・上田・長蔵高鍋領福島高松村、鹿兒島領諸県郡夏井村界字丸山より初、夏井村人家下迄測(三十九丁四十三間)先手八ツ後二、後手八ツ頃日向国諸県郡鹿兒島領志布町江着、止宿浜田甚兵衛(家作古、小家ニ而あし)領界江野元嘉三治・岩山雲八出迎(即界より志布志町江雨中小舟へ乗船)着後兩人、下役村上松右衛門・淵村新蔵・坂口金平・川村伝之進・久保与兵衛・村山六郎、合六人附廻、船頭大和田孝介・用達(当領ニ而ハ用間)塩田二十郎・白男川利三治・藤田太郎右衛門・矢野嘉右衛門出(野元嘉三治・岩山雲八)より我等・坂部江泡盛一壺、国分刻煙草二包宛、外下河辺・青木・永井・内弟子三人江国分刻煙草一包宛、侍二人・小者五人江同品二包被贈之、受納、侍二人・小者五人二包ハ即配分し渡す、外ハ不残江戸屈を頼、志布子町年寄肝付典四郎・同郡見廻肝付七右衛門・同浦役小川千兵衛出る、此日暮迄大雨、夜も雨同九日、雨、逗留、終日終夜降る、野元嘉三治・岩山雲八見舞ニ出、此より日々出勤、見回ニ出る故、以下日々ハ不記

同日、雨大雨、逗留、午後迄降る、夫より曇天、又小雨、夜も同

同十一日、朝曇天、同所逗留測、六ツ半頃出立、手分、坂部・青木・永井・上田・平介夏井村人家下より初、人改番所、志布志村(志布子川巾二十

四間)安楽村(安楽川中三十二間)迄測(一里二十三丁三十二間一尺)下  
河辺・梁田・黒田・長蔵志布志村持柵島一周を測(二十二丁〇〇三間、  
人家なし、柵御前ノ社あり)鳥測、九ツ後海辺測、九ツ半後ニ帰宿、終  
日大曇度々雨、我等ハ残テ山島方位を写す

※一里二十三丁三十二間一尺、内夏井村より志布志泊下迄三十五丁三十二間一  
尺、志布志より安楽川向迄二十四丁(編者註)※印は欄外のもの。以下同じ。

同十二日、朝より雨、同所逗留、午後迄降、夜も同、我等時行ニ当、病  
氣

同十三日、朝大曇小雨、朝六ツ半頃先後手志布志出立、後手下河辺・青  
木・梁田・平介、安楽村より初、野井倉村字菱田(菱田川中四十八間)益  
丸村、横瀬村、上瀬川迄測(一里二十九丁〇八間五尺)先手坂部・永井・  
上田・黒田・長蔵上瀬川より初、横瀬村枝大崎村あり、大隅国肝属郡柏原  
村の上使街道海辺追分迄測(一里二十三丁五十四間)此日両手共海浜白砂  
測量中大雨、着後も雨(我等ハ志布志町より乗船、直ニ波見浦江着)先後  
手共九ツ後ニ着、高山波見浦、止宿重新吉(家作大ニ宜シ、大隅国の第一、  
廻船所持のよし)高山年寄安庭休治郎・同所組頭日高休左衛門・同所郡見  
廻守屋正兵衛・同所浦役児玉治郎兵衛(麻上下ニ而出る)右高山ハ郷名ニ  
而辺田村、波見村(波見浦あり)塚崎村、新留村、此村内字本城、肝属清  
長ノ古城跡あり、和泉田村(今ハ前田村)宮下村、富山村、鷺村(今ハ後  
田村、合ハケケ村ニ成、野元より来ル書付ニ此村なし、七ヶ村)柏原村も申  
良郷ニ而岩広村、有里村、細山田村、岡崎村、中別府村、上原村、小原村  
合ハケケ村組合なるよし

同十四日、朝より雨、同所逗留、鹿兒島より四月三日認曆局用状相届、四  
ツ前雨止、四ツ半頃先後手出立、後手我等・下河辺・永井・上田・平介柏原  
村街道海辺追分より初(高隅川中三十間、中心柏原村波見村界)波見浦字  
磯崎、辺田村(字柳井谷家三軒)字一ツ松ニ而先手と会測(二十七丁五十  
一間、外ニ高隅川端より、止宿打上丁二十一間)先手坂部・青木・梁田  
・箱田・長蔵辺田村字西泊(人家なし)より初、辺田本村を通り字一ツ松  
ニ而後手と合測(三十三丁三十三間)両手共九ツ頃ニ帰宿

※二十四里一十二丁二十六間

同十五日、朝小晴、直ニ曇又小雨、先後手六ツ頃波見浦出立、乗船、後  
手我等・青木・永井・梁田・平助辺田村字西泊より初、順測、字飯ヶ谷、  
小串村字海賊、字高崎迄測(二十八丁二十二間、大雨ニ成、止テ帰ル)先  
手坂部・下河辺・上田・箱田・長蔵小串村字丸屋崎より初、逆測、同村之  
内(字なし)迄測、大雨ニ付引取(一十六丁三十四間二尺)両手共九ツ頃  
南浦村の内、内ノ浦浦町着、止宿浦人鉄蔵、着後も大雨、野元嘉三治・岩山  
雲八出る(日々出勤、前後共略、小串村、南浦村、本郷、岸良村年寄坂本  
六右衛門・玉置元正院修験ナリ)同所浦役吉松孫八、郡見回吉井善兵衛出  
ル(名札を記)

同十六日、朝より雨、見合、四ツ後止、同所逗留測、先後手九ツ頃出  
立、我等・青木・永井・梁田(長蔵病氣、代藤吉・清七)小串村高崎より  
初、字丸屋崎迄測(二十二丁〇三間〇五寸)先手坂部・下河辺・上田・箱  
田・平助小串村(昨十五日測留)字なしより初、小串村、南浦村枝、内ノ  
浦浦町人家下迄測(一里〇八丁二十九間)後手ハ七ツ半頃、先手ハ六ツ前  
ニ帰宿、午後小雨、夜ハ大曇天

同十七日、朝より雨、四ツ頃止、同所逗留、四ツ後より測量、後手我等  
・青木・永井・梁田・藤吉・清七内ノ浦浦町浜より初、南浦町(字白木家  
三軒)先ニ而先手ト会測(三十四丁三十五間四尺)後手坂部・下河辺・上  
田・箱田・平介南浦村之内字日崎より初、逆測、字白木前ニ而後手と会測  
(二十〇丁〇一間)両手七ツ頃ニ帰宿(測量中度々ノ雨)先手大難所、後  
手も難所

同十八日、朝より雨、五ツ頃止、逗留、夫より度々雨、午中雨中ニ太陽  
を測、其後も小晴又雨、夜も同、雨中ニ恒星を測

同十九日、朝雨、四ツ頃より止、夫より曇天、時々小晴、太陽を見、逗  
留にて太陽午正を測、午後も度々雨、夜大曇天

同二十日、朝雨、五ツ半頃雨止、内ノ浦浦町出立、乗船し日輪を一見し、  
又雨、直ニ波見浦ニ至る、四ツ後より天気ニ成、九ツ後波見浦江着、此夜  
晴天測量

同二十一日、朝晴天、五ツ頃下河辺・青木・梁田・平介一手測、同浦測所より初、同川通(一十一丁七間四尺)測、波見村持中島一周(九丁一十四間)又柏原村十三日街道海辺印杭より初、上使街道(即大隅横切)測(永見川巾一十八間)申別府村字笹塚迄測(三十〇丁五十七間)九ツ頃二帰宿、此日九ツ頃過より小雨、七ツ頃より大雨、夜も同、此夜廢局行用狀一封鹿尻島江送遣ス

同二十二日、朝晴、先後手六ツ半頃波見浦出立、後手我等・下河辺・青木・箱田・平助中別府村字笹塚より初、岡崎村枝池ノ原、上使街道江出、高隅川(渡巾十五間)有里村、小原村(柏原村よりは迄串良郷之内)字馬見塚迄測(一里二十七丁四十二間二尺)先手坂部・永井・梁田・上田・長藏小原村字馬見塚より初、上原村、富山村(二ヶ村申良内)鹿屋郷中ノ村字笠野原(先手昼休靈屋金丹、此所ハ朝鮮人ノ末ニ而男女其悉有髮)鹿屋中村野町迄測(一里三十五丁一十八間)両手共九ツ後ニ着、止宿町人木下屋長吉(中ノ村年寄石躰甚右衛門・同郡見廻川田彦右衛門)途中迄串良年寄木脇源太郎・中ノ村五郎右衛門(郡見廻竹下休藏浦役愛甲八百治)出る、此夜曇天不測(此日も七ツ頃より小雨あり)

同二十三日、朝晴、先手六ツ前、後手六ツ後中ノ村野町出立、後手我等・青木・梁田・上田・平介同所より初、中ノ村字西原(人家二軒)横山村界迄測(一里一十七丁五十二間)先手坂部・下河辺・永井・箱田・長藤横山村境より初、字早間崎、字田淵、大始良村迄測、夫より肝属郡大始良村、大隅郡大根占村境、字横尾峠迄測(一里二十〇丁四十六間)後手ハ四ツ後、先手ハ四ツ半頃大始良村着、止宿会所、大始良村ハ六ヶ村組合(即横山村大始良村、小浜村、浜田村、南村、西股村、小浜浜田ハ海付、外四ヶ村ハ岡)大始良年寄川上直治・小山勘右衛門・池田千藏・郡見廻竹内仲五左衛門、此夜曇天不測

※一里二十〇丁四十六間

内横山村早間崎より大始良泊迄二十二丁二十六間、大始良より郡界迄二十四丁二十〇間

同二十四日、朝大曇天、先手六ツ前、後手六ツ頃大始良村出立、後手我等・青木・永井・梁田・長藏神ノ川村横尾峠より初、神ノ川(人家を通)

海辺先手の初二会測(測初小雨、直ニ止、即波見浦柏原村より上使街道横切ノ終、一里一十二丁三十〇間四尺)又横切終、先手ノ初より神ノ川村枝皆ノ倉迄海辺順測(九丁〇二間)此後ノ測ニ印を殘、先手坂部・下河辺・上田・箱田・平助大隅郡神ノ川村人家前より初(神ノ川巾三十〇間)字鳥浜、飯屋之村字盛屋、大根占村字山ノ口、同村内字なしニ而測留(一里二十二丁四十三間)止宿打上(一丁三十三間)先手ハ九ツ前、後手ハ九ツ後大根占村着(三ヶ村組合、大根占村、飯屋之村、神ノ川村なり、大根占ハ郷名にもなる、大根占郷三ヶ村也)止宿百姓(藤治郎・伊太郎)此日九ツ頃よりも雨(後手ハ道中大雨ニ逢)夜も雨、神ノ川村飯屋ノ村大根占村年寄湯田利右衛門・同百枝源太左衛門・同郡見廻川田彦太郎・同浦役湯田主左衛門、付添并ニ見舞ニ出

同二十五日、朝大曇天、先手六ツ前、後手六ツ頃大根占村出立、後手我等・下河辺・青木・梁田・長藏大根占村之内(字なし)より初、(字慶賀人家七八軒)小根占村(汐入川巾三十間)山本村(小根占村組合)先手初迄測(此日海岸大難所、波荒ニ付海際山ヲ測、一里〇九丁五十七間五尺)先手坂部・永井・上田・箱田・平介大隅郡山本村(字小口、人家なし)より初、字大浜、枝辺田(所々散家)字立神、字小河原迄測(一里一十二丁三十三間)後手九ツ頃、先手九ツ後山本村着(測量ノ中頃より小雨)止宿百姓(武右衛門・庄左衛門)夜も曇又小雨(小根占村山本村年寄中村要右衛門・有富四郎右衛門・同郡見廻原口連右衛門・同浦役前谷喜右衛門案内)此上ハ山越大難所ニ付、当所江長持、明荷其外荷物殘し置

同二十六日、朝より雨、同所逗留、四ツ前雨止、又八ツ半頃より雨、夜ハ大雨

同二十七日、朝小雨、五ツ後ニ止、先後手五ツ半頃山本村出立、後手我等・青木・永井・上田・長藏山本村枝辺田(家數二百〇二軒)小字小河原より初、同字大河迄測(一里〇三丁三十三間三尺)先手坂部・下河辺・梁田・箱田・平助、山本村枝辺田小字大川より初、汀野迫村(伊座敷村組合)伊座敷村人家下迄測(一里一十三丁三十八間)後手八ツ頃、先手八ツ後ニ伊座敷村江着、止宿百姓(権太郎・幸助)此日測量中度々大雨、着後

も曇天微雨、汀野迫村伊座敷村年寄川部平太左衛門・同郡見回川口半治案内、并止宿江出る、夜も大曇天（此日鹿兒島より曆局用状届、又曆局行書状鹿兒島江出）

同二十八日、朝小雨、同所逗留、五ツ後雨止、一手測、坂部・青木・永井・梁田・平助・長蔵同所人家下より初、同村（字入加町、人家）同村小字塩屋谷迄測（一里二十七丁五十四間三尺、海岸難所押テ測）八ツ半頃ニ帰宿、夫より次第第二晴て、夜ハ晴天測量

同二十九日、朝曇天、先後手共六ツ後伊座敷村出立、後手我等・青木・永井・箱田・平助同村字塩屋谷より初、枝島泊浦（人家十五軒、外ニ島泊村あり人家五軒、枝ニ佐多村あり人家九軒、海岸ニあらず）夫より山崎村枝尾波瀬（人家十一軒）人家下先手初迄測（一里〇七丁三十八間、外三子崎片打一丁一十八間）又同所より辺津加村枝大泊浦（人家三十三軒）江山道横切（二十四丁二十二間）大泊浦海辺江山（残印シテ）止宿下測量所迄（一丁一十三間）測（海辺測一里一〇丁〇九間、横切測二十四丁二十二間）先手坂部・下河辺・梁田・上田・長蔵山崎村枝尾波瀬浦人家下より初（即大泊浦江横切印を殘）岬（此辺一岡ニ佐多岬と云）前迄測（一里一〇丁三十一間四尺）又岬前（残田印）より辺津加村枝大泊浦之内字田尻（人家七軒）迄山越横切（六丁〇九間）両手共八ツ後大泊浦江着、止宿（伊八・清太郎）此日午後より白曇

※一里一〇丁三十一間四尺

内尾波瀬より田尻越迄 一里〇二丁一〇間四尺

田尻越より三崎迄 八丁三〇間

同晦日、朝雨、五ツ半後止、同所逗留、一手測、坂部・永井・梁田・箱田・平助辺津加村大泊浦字田尻より初、山崎村佐多岬を回り三崎大権現下迄測（二十一丁二十八間）山崎村特（批柳島大輪島）各園四丁計、又権現下よりホノヲ崎迄打上ル（四丁二十二間一尺）八ツ頃ニ帰宿（此日五ツ半後より天気ニ而白曇）夜ハ中晴ニ而測量、夫より曇る

六月朔日、朝小雨、六ツ後止、同所逗留測、五ツ頃我等・下河辺・青木・上田・長蔵一手測、同所浜より初、中途迄測、大雨降る帰宿、九ツ頃迄續て大雨、夜ハ曇又雨

同二日、朝小雨、六ツ後止、同所逗留測、六ツ半後両手共出立、我等・下河辺・青木・上田・長蔵昨日大泊浦中途逗留より初、大泊浦字田尻迄測（朔日二日）測合（一里一〇丁三十二間一尺五寸）九ツ頃帰宿、夫より雨、坂部・永井・梁田・箱田・平助大泊浦測量所より初、山崎村飛地字外之浦（人家十二軒）夫より坂本村字間泊（人家七軒）字竹之浦（人家十八軒）小字古里越迄測（一里二十九丁三十九間）九ツ半後ニ帰宿、九ツ頃より大雨、八ツ半頃小止テ小雨、夜ハ大雨

※合一里三〇丁五十一間（朱書き、編者註）

同三日、朝曇、六ツ半頃両手共大泊浦出立、後手我等・青木・梁田・上田・平助坂本村字古里越より初、郡村字浜尻（人家二十一軒）歴て小字大瀬崎ニ而先手と会測（一里一十四丁二十四間）先手坂部・下河辺・永井・箱田・長蔵郡村小字大瀬崎より逆測、浜尻ノ大瀬崎ニ而後手江合測（三十三丁〇四間五尺）両手共八ツ頃郡村着、止宿（正兵衛・新八）暮六ツ後より晴天測量、夫より又曇天

※一里一十四丁二十四間

内古里より郡村測所へ三十三丁二十三間、郡村より大瀬崎迄一十七丁五十一間

同四日、未明より大雨、同所逗留、終日終夜降、即大雨

同五日、朝大曇天、時々雨、波荒高と云ニよって逗留、八ツ半より雨ハ止、夜ハ曇天又小雨

同六日、朝曇天、六ツ半頃郡村出立、後手我等青木・上田・箱田・平助郡村字大瀬崎より初、此日波浪荒、船測難成、辺塚村字戸崎迄測（二十五丁〇九間）先手坂部・下河辺・永井・梁田・長蔵辺塚村字崎山より初、海辺（波浪荒ニ付）より山江引トル（二丁〇三間）山江引上より辺塚村測所迄測（二十二丁三十四間）此日両手順逆会測の所、波荒ニ付殘シテ引取、九ツ頃ニ着、無程雨、止宿辺津加村（伝兵衛・吉之十）此夜曇る、時々小雨あり、雲間ニ測量、深夜雨

同七日、未明雨、六ツ後止テ曇天、先手坂部・下河辺・永井・箱田・長蔵六ツ半頃、辺津加村出立、乗船、辺津加村字田辺海岸より初（海岸波石泊より初ル所、波荒、船測難成、山道田辺江打上ル、二丁四十九間）大雨

郡肝屬郡境字中河原(人家なし)岸良村枝大浦(大)印迄測(一里二十七丁一十〇間、外ニ(大)印より海岸(浦)印迄、二丁五十六間)間、大浦止宿、我等・青木・梁田・上田・平助辺津加村ニ残て波の静まるを待、度々小雨あり、同所逗留、夜ハ大曇又小雨

同八日、朝より晴天、風波、同所逗留測、五ツ前我等・青木・梁田・上田・平介辺津加村測所より初、逆測、同村字戸崎手前迄測(一十五丁二十七間)又六日測留戸崎向より順測(二丁五十一間)戸崎岬波浪荒ニ付測量手間取前後より町間(又遠測術と云)術ニ而測、戸崎岬より(南一十一丁二十七間、北四十二間)夫より辺津加村字崎山より初、同村字打話(人家あり)を過、字田辺先手初ニ繫測(一里〇二丁二十一間三尺)七ツ半後ニ帰宿、夜晴天測量、先手同前、岸良村大浦(浦)印初、字鯨背鼻迄測(七丁三十間)先手ハ即大浦再宿

同九日、朝少間晴て直ニ曇る、六ツ前我等・青木・梁田・上田・平介大隅郡辺津加村より乗船、六ツ半後肝屬郡岸良村枝大浦より初、松ヶ崎觀音崎先手初迄測(三十一丁三十七間)先手ノ測多残ニ付、辺津加下浜より初、逆測シテ先手江合測(一十〇丁三十〇間)後手ハ八ツ前ニ辺津加村江着す先手同前、岸良村松ヶ崎より初、同村枝辺塚村前迄測、後手ノ助合江合測(二十五丁三十二間)岸良村止宿ニ成ル、後手辺塚村止宿(勘左衛門、甚々小家、漸泊ス)着後大曇天、雷鳴小雨、不測

同十日、朝曇天、小雨、後手我等・青木・梁田・上田・平助岸良村枝辺塚村海辺より初、同字船間(人家五軒、小船小掛、此所ニ而中食)同字舟木(家一軒)先手江合測(一里二十七丁二十四間)先手坂部・下河辺・永井・箱田・長蔵岸良村止宿より初(海辺字東迄横切打上十一丁五尺七寸)(東)印を殘、順測、窪田川向迄測(二十二丁〇九間)又東印より逆測、砂浜限ニ(間)印を殘、字テイガ瀬江海辺(五丁二十五間測、海際山測ゆへ此分不用)夫より海際山測、字船木ニ而後手と合測(三十〇丁一十一間三尺)共ニ七ツ頃岸良村江着、止宿(伊右衛門・徳右衛門)先手ハ再宿、此夜晴天測量

同十一日、朝晴曇、先後手六ツ後岸良村出立、後手我等・青木・梁田・箱田・長蔵岸良村窪田川向より初、字川口、字宮原を歴て(岸良村南浦村)境迄測(一里一十八丁一十九間)夫より字永坪(海辺人家あり)行、乗船シテ八ツ頃内ノ浦浦町江着、先手坂部・下河辺・永井・上田・平介(岸良村南浦村)界より(字宮原と云)南浦村枝永坪迄横切を測、夫より海岸際ノ山ノ中腹を測、南浦村字日崎、先月十七日殘印江繫(二里一十〇丁三十九間)七ツ半頃ニ内浦浦町江着、止宿同前、此夜晴天測量

同十二日、朝晴曇、六ツ後一同乗船、順風ニ而五ツ半頃柏原村着(凡四里)夫より先達而測量ノ陸路を直ニ鹿ノ屋附江八ツ頃ニ着、止宿ハ同前、諸荷物測器迄柏原人足差支、漸八ツ半後ニ着、此日度々雨、夜ハ曇晴、雲間ニ測量(此日内浦より鹿屋迄八里ニ而止宿)

同十三日、朝曇晴、六ツ後一同鹿ノ屋町出立、神ノ川村枝皆蔵ニ而中食、夫より乗船シテ九ツ後ニ大根占村江着(止宿ニ軒同前)此日も着前微雨、此夜曇晴、雲間ニ測量

同十四日、朝晴曇、先後手六ツ後大根占村出立、後手我等・下河辺・青木・上田・平助大隅郡神ノ川村枝皆倉より肝屬郡大始良村枝小浜村人家下迄測(二里〇八丁四十六間)後手坂部・永井・梁田・上田・長蔵大始良村枝小浜村人家下より初、浜田村・高洲村(南高洲と云)高洲川、同枝野里村(川向ニ而北高洲と云)人家限迄測(一里〇三丁〇八間、外ニ高洲村測所江打上二町〇九間)止宿高洲村百姓(本陣信右衛門・脇助右衛門)九ツ前ニ着、午中を測、此夜白曇不測、此頃大暑

※一里〇三丁〇八間

内小浜より高洲村泊迄二十八丁五十四間、高洲泊より野里村迄一十〇丁一十四間

六月十五日、朝晴曇、先後手六ツ頃高洲村出立、後手我等・青木・永井・箱田・平助同村枝野里より初、字白水、古江村枝舟間迄測(一里〇九丁四十六間)先手坂部・下河辺・梁田・上田・長蔵古江村枝舟間より初、古江村、同村枝小島、新城村、大隅郡終原村境迄測(二里〇九丁四十五間二尺、新城止宿打上三丁三十三間)後手ハ四ツ後、先手ハ九ツ半後ニ新城村

着、止宿（島津安房家来中村三左衛門、両手一宿）午中を測、此日四ツ頃  
小雨、無程晴、此村ハ即島津安房給知、当村年寄平山十郎左衛門・組頭中  
村三左衛門・浦役郡山嘉兵衛・郡見回海江田喜兵衛麻上下二而出る（村々  
各役人同断、麻上下二而出）此日大暑、夜ハ晴天測量

※二里〇九丁四五間二尺

内船間より新城村泊迄一里〇九丁五十一間二尺

新城泊より郡界三丁五十四間

同十六日、晴曇、大暑、朝六ツ後新城村出立、手分坂部・永井・梁田・  
箱田・平助此所より乗船、直ニ福山江行（福山より牛峠江向測量、前ニ延岡  
より牛峠測と繋）我等・下海辺・喜木・上田・長蔵（肝属郡新城村、大隅  
郡柘原村）界より初、柘原村字輕佐、田上村字浜平（人家あり）本城川  
（巾三十六間）字下ノ宮、垂水村字中俣、海編村字飛岡、字天神山迄仕越  
ニ測、夫より乗船引揚し田上村止宿（新城村柘原村）界より（仕越天神山  
下迄二里二十四丁〇九間、外ニ海辺より止宿へ打上二丁四十二間）九ツ後  
二着（田上村ハ島津長門給知、止宿ハ会所、又客家）此日も大暑（当村年寄  
即島津長門）  
浜田金左衛門出ル、此夜晴天測量

〔△編者註〕延岡は鉄肥の書き違ひである。「測量日記」によれば、四月二十八  
日の条には坂部・永井・梁田・箱田・長蔵が鉄肥城下を出立、二十九日・晦日  
の両日で牛峠に到着する。この牛峠到着の記事に「牛峠、領界、休小屋ニ而中  
食、鹿兒嶋領ニ而も小休、茶と菓子を出す」とある。このたびの都城からの繁  
測で大隅半島基部の横切り測量が完成する。

同十七日、朝曇晴、七ツ半後田上村出立（測量人同前）海編村字天神下  
迄乗船、六ツ後着、同所より初、字小浜、字大谷、牛根村字辺田、字中浜、  
二川村字上野原、同村人家下浜迄測（三里一十六丁三十七間三尺、止宿  
江打上二丁五十八間）二川村止宿本領郷士中浜藤十郎（当村郷士年寄人來  
十郎右衛門・同断広田後藤兵衛・郡見回村山正之進・浦役山口主右衛門出  
ル）此夜晴天測量

※二里二十四丁〇九間

内郡界より田上村田印迄一里三十一丁三十一間

田上村田印より天神山迄仕越一里〇二丁四十八間

同十八日、朝曇晴、六ツ後二川村出立（測人同前）字大坪、字深湊、字  
浮津、夫より嘯喉郡（赤水日本國ニ會於郡）境村廻村、先手牛峠横切印迄  
測（二里三十三丁四十九間一尺、又止宿打上三十〇間）四ツ半後二廻村江  
着（此村ノ枝ニ福山あり、家数少、近隣迄も廻を福山と云）止宿金右衛門  
此村より小頭坂口甚助・篠崎林右衛門（兩人共日々着添役）外ニ有馬治左  
衛門・藤崎三左衛門・篠崎熊治郎・田尻与三兵衛・坂元庄左衛門、荷物其  
外ニ新增人着添、境村廻村年寄平原林右衛門・同山本周右衛門・浦役松下  
治郎兵衛、郡見回武石直之進出ル（此夜晴天測量、此日大暑）

同十九日、朝曇曇、五ツ後より晴天、六ツ後廻村出立、同所測所より初、  
枝福山村（前ニ記ス通り、当國ニ而も廻村を福山と云、往古ハ本郷ニ而廻村  
ノ方が枝ニもありしならん）敷根村字脇平、下井村、湊村を歴て國分郷小村  
止宿前迄測（二里一十一丁五十七間）四ツ半後二着、止宿彦七、此夜晴天  
測量、國分郷十七ヶ村ニ而下井村、小村、住吉村、浜ノ市村、畑中村、野  
久美田村、小浜村、内山田村、内村（当國一ノ宮正八幡宮有）見次村、曾  
小川村、上小川村（当國國分寺あり、煙草の名産）福島村、野々口村、松  
ノ木村、持留村、上井村、薩州煙草ノ名産國分ハ上小川村より出、五品あ  
り、字伊勢ヶ屋敷、字竜王、字砂走り、字武本、字車田五ヶ所より出ル、  
即献上ニなると云、右上小川村より極上葉煙草二千斤、上中共ニ八千斤程  
出るよし、煙草ノ高五六尺なりと云り、小村辺より一里斗のよし、下井村、  
小村年寄平田理右衛門・同安業伊右衛門、浦役野村直助、郡見回徳持嘉左  
衛門出ル

同二十日、朝晴天（白雲おほし）同所逗留測、六ツ後同所止宿下より初、  
住吉村枝飛地川尻（人家あり）広瀬川（巾一百八十九間四尺）中心郡界（嘯  
喉郡桑原郡）夫より桑原郡住吉村、浜ノ市村、小島渡口迄測（一里〇〇二  
十三間〇三寸）外ニ浜ノ市村持辺田小島一周（一十七丁〇九間三尺）弁天  
島（半周六丁三十三間四尺、汐ノ八辺田島江統）沖小島一周（二十〇丁〇  
五間一尺）測、午後ニ帰宿、此夜晴天測量

同二十一日、晴天（白雲おほし）朝六ツ後、國分郷小村出立、浜ノ市村  
小島渡口より初、畑中村字西浜・野久美田村・小浜村字長浜、夫より始羅  
郡日木山村・段土村（後ニ加治木村あり、當國并薩州も此村ヲ加治木と云、

※往古は本村か。西川前迄測（二里〇九丁一十三間、測所ノ打上二丁〇三間）夫より滝門滝一覽（村方より十七八丁）九ツ半頃ニ段土村着、止宿（新茶屋有馬）七左衛門（此村ハ島津兵庫給地）年寄曾木貞、番頭安山作太夫、浦役森山幸之進、郡見回美坂周左衛門出、此夜曇晴、雲間ニ測

※二里〇九丁一十三間

内三里〇六丁五十四間

浜ノ市より段土（本）印迄

三丁一十九間 段土本印より

大隅国贈嶽郡廻村（又云福山）より牛峠江手分測

六月十六日、坂部・永井・梁田・箱田・平助新城村出立、乗船、九ツ頃廻村江着

同十七日、朝六ツ後廻村より初（字馬立坂、人家四軒）佳例川村（同字外戸本野、人家三軒、同渡り、人家五軒）牧あり（福山野牧と云、同字柴立、人家七八軒）上野村、蔵町村（同字荒神山、人家七軒、右側蔵町村、左側上野村、又右側霍木村、左側上野村）枝通り山村迄測（三里一十八丁五十〇間）九ツ時頃着、止宿百姓市郎兵衛

同十八日、朝通山村より初、霍木村字小倉（同万蔵堂、人家三軒、同見帰、人家三軒）夫より日向国諸県郡五十町分村（同字見帰、同元服人家三軒、同高野、即本村、同竹ノ下、竹ノ下川、板橋三十七間）宮丸村（字都ノ城、遠近宮丸村ヲ一同都城ト云）後町、三重町字井蔵田（家中町なり）

（本）印を殘、井蔵田村字中町迄測（三里一十七町五十八間）又（本）印より本町、唐人町、在前田迄測（五丁五十七間、薩州内分地、島津筑後在所）四ツ半過本町着、止宿西川万右衛門

※三里二十七丁五十八間

内通山止宿より都城制札本印迄

三里一十四丁四十三間

制札本印より井蔵田村家中町迄三丁一十五間

同十九日、宮丸村本町出立、井蔵田村家中町より初、原口村、鷺ノ巣村、

寺柱村（薩州の番所あり）同中峠（中食）牛峠迄測、四月晦日、飯肥領より測量ノ牛峠領界の殘印ニ繫（三里〇五丁二十一間）横切測終ル（九ツ時頃）夫より寺柱村ニ而小休、宮丸村（遠近一同曰都ノ城）本町江帰宿

※三里〇五丁二十一間

内井蔵田村家中町より寺柱村一里二十三丁四十二間

寺柱村より牛ノ峠迄、一里一十七丁三十九間、合二〇里〇六丁〇九間

同二十日、七ツ半頃宮丸村本町出立、佳例川村字外戸本野ニ而午食、九ツ頃廻村江着（遠近惣而福山と云）

同二十一日、朝六ツ時廻村出立、乗船、海上七里、脇本村止宿（遠近惣而脇本村を繁富と云、繁富村ハ脇本村ノ上五六丁ニあり）四ツ半頃着と云

同二十二日、朝より晴天、六ツ後跡手我等・下河辺・青木・上田・長蔵、始羅郡段土村より初（西河、又網掛川を渡、川山六十間）木田村字洲先、別府川（中二百三十二間）持田村（此辺帖佐郷と云）字松原、脇本村（綿瀬川中三十六間）を渡テ先手初迄測（一里二十〇丁四十三間一尺、本陣打上二百一十一間）先手坂部・永井・梁田・箱田・長蔵、隅州始羅郡鹿元村人家下ノ砂浜より初、字日浜（家七軒）同椿山（家四五軒）夫より薩州鹿兒島郡東別府村界迄測（一里二十三丁五十〇間、即隅州薩州界）後手ハ四ツ時少前、先手ハ四ツ時後ニ脇本村着、止宿（村方会所、番人七左衛門）別宿（太兵衛親与市隱宅）島津若狭給地、年寄中摩定右衛門出、此夜初ハ曇天、後ハ晴テ測量

同二十三日、朝より晴天、先手七ツ半後、後手六ツ頃脇本村出立、後手我等・下河辺・青木・永井・平助昨日先手終（隅州始羅郡別本村、薩州鹿兒島本別府村）境より初、字明神神迄測（三十三丁一十二間）先手坂部・上田・箱田・梁田・長蔵東別府村枝字明神岬より初、字木倉ノ内大磯（家十五軒）小磯（家七八軒）夫より鹿兒島市宇瀬音院前迄測（此所真言宗潮音院あり、一里〇二丁四十一間）両手共四ツ時後ニ鹿兒島城下（松平豊後守居城）車町着、止宿上町会所、午正を測、着後使者千田龍右衛門出ル、一同贈物あり（野元嘉三治江帰府迄預、目錄ハ別紙）水間喜藤太尋向、此夜晴天測量（上町年寄下川市介、同断相良嘉平治、同池田市郎左衛門）出ル



同二十四日、朝より晴天、逗留、大暑、城下逗留中用閑藤田助右衛門・田辺半助・児玉伊右衛門出、此夜晴曇、測量

同二十五日、朝より晴天、大暑、同所逗留測、六ツ後出立、我等・坂部下海辺・青木・永井・箱田・平介・長蔵、一手中中測、止宿上町車町より初、地蔵町、浜町、孝行橋、築地、孝行橋通内川端迄測（但四丁〇九間）夫より一昨二十三日測留（市中より逆測）潮音寺前迄測量なれ共順測ニ直出）潮音寺前より抱真橋字神明、残印ヲなし相中橋、築地、行屋橋、和泉屋町、待町（右ノ方三三丁三薩州ノ屋形門見江る）夫より下町之内築町（残印をなし）和泉町、堀江町、新町、大門口通り字洲先迄測（即甲付川手前、一里一十二丁一十二間四尺五寸、沿海測）又下町之内築地残印より初、六日町、中町、納屋町、天神馬場通り、千石馬場通り、柵門ノ外西田橋迄測（築印より界印迄三町四十五間、界印より西田橋一十一町四〇間三尺）神明前残印より初、弁天社前ヲ過、雁木岬迄測（七丁〇二間、市中ノ測、惣合二里〇〇四十八間四尺五寸）九ツ頃ニ帰宿（此日江戸艦局江書状を出）此夜晴曇測

※沿海一里十二町一十二丁四尺五寸  
内五丁二十一間測所遣

同二十六日、朝晴天、正六ツ頃前、下河辺・青木・永井・梁田・上田・箱田・平介・長蔵、城下より乗船、桜島江渡ル、我等・坂部兩人城下車町ニ残居、木星四小星凌犯ノ用意を成、午中太陽、毎夜恒星を測、桜島測量人ハ六ツ半頃桜島ノ内、嶽村字ハセ江着船、夫より手分、下河辺・梁田・箱田・平助、嶽村字ハセ□より初、順測（但左山回ル）赤尾原村、横山村字小池、赤水村、野尻村字燃添（人家十四五軒）迄測、別手ニ合測（二里〇六丁五十五間二尺）横山村持（島島、凡周三丁、弁天ヲ安置、遠測）青木・永井・上田・長蔵、同湯之村より初、逆測、野尻村字燃添ニ而（但右山回ル）別手合測（三十一丁三十二間）外横山村持おこ島一周（二十一丁〇二間三尺）測、舟中夕食、四ツ半後横山村着、止宿村方会所（我等・坂部城下ニ而午中を測、夜ハ恒星を測）

同二十七日、朝より晴天、七ツ半頃横山村出立、下河辺・梁田・箱田・

平助湯之村昨日残印より初、順測、字古里、有村、脇村字瀬戸ニ而順逆合測（一里三十一丁五十六間）青木・永井・上田・長蔵七ツ時頃横山村出立黒上村より逆測、脇村字瀬戸ニ而順逆合測（一里一十七丁二十三間五尺）両手共四ツ半頃脇村字瀬戸止宿百姓蔵之丞（此日も我等・坂部城下車町ニ而恒星を測）

同二十八日、朝より晴天、正六ツ頃脇村字瀬戸出立、青木・永井・上田・長蔵黒上村より初、向面村字新燃添迄測（一里三十五丁〇九間）九ツ時測量済、八ツ頃藤野村止宿着、下河辺・梁田・箱田・平助、同島向面村属安永八亥年十月朔日桜島大焼ノ節、海中より湧出ノ新島五島を測

第一島、周回二十九丁四十四間、人家八軒住居、砂利島、木生  
第二島、周回七丁〇八間、同  
第三島、同四丁、ヘナ土ノ島、木生  
第四島、凡三町斗、遠測、惣而岩石、足掛なし、殊ニ小々島  
第五島、遠測、當時ハ波石斗なり

（右新島、元来六島湧出、其内大島ハ程なく引込ミ失たりと云、外島とも大風波ニ少宛、滅せしならん、第五ノ島も年々小々なりて今ハ立岩斗残る）右島測量、四ツ半頃ニ済、九ツ半頃止宿江着、止宿藤野庄左衛門、我等・坂部車町ニ而午中を測、夜恒星を測

同二十九日、朝より晴天、七ツ半頃藤野村出立、青木・永井・上田・長蔵向面村字新燃添より順測、白浜村字洞ニ而別手と合測（二十四丁五十三間）下河辺・梁田・平介正六ツ頃藤野村出立、逆測、嶽村字ハセ□より逆測、藤野村、西道村、松浦村同枝ニ候、白浜村字洞ニ而別手と合測、桜島一周終ル（一里〇八丁四十八間）四ツ頃前ニ終ル、夫より乗船、順風ニ而四ツ後鹿兒島城下車町止宿江着、此日坂部・我等木星四小星凌犯測量ノ用意を成、午中太陽ヲ測、恒星を測、凌犯を測、夜九ツ前より東ノ方大曇天、木星凌犯不測

※嶽島、周一十〇里二町三十七間  
七月朔日、朝より晴天、木星四小星凌犯測量ニ逗留（午中太陽を測、夜晴天恒星を測）

同日、朝曇晴、木星測量ニ逗留、当領志布子村より日々着添の用出城下より替ル、上町(塩田三十郎、白男川利三治)代同町(鯨島善太郎、藤田喜右衛門)下町(藤田太郎右衛門、矢野嘉右衛門)代(山口利右衛門、深江伝左衛門)ニ成、此夜恒星より木星測量、子正後大曇天、不測

同日、朝晴天、午中を測、此夜も晴天、恒星数日測ニ付林

同日、朝晴天、先後手六ツ頃鹿兒島城下車出立、後手我等・青木・永井・上田・平助鹿兒島郡鹿兒島地甲付川前より初(甲付川中九十間)字荒田(荒田八幡あり、鹿兒島地)中村、郡本村ト谿山郡宇宿村境迄測(三十三丁三十四間三尺)先手坂部・下河辺・箱田・長蔵(栄蔵疥癬病氣)鹿兒島郡本村、谿山郡宇宿村境初、宇宿村字脇田(脇田川中二十七間)福本村、同枝中塩屋(此内ニ字笹貫あり、刀鍛治波平行安大小刀ヲ鍛所、中塩屋川中十二間、柏原川中四十間)福本村枝東塩屋、町下川端迄測(一里〇三丁二十二間)夫より福本村枝字浦町(遠近谷山と云)止宿前迄測(打上ケ四丁〇二間)四ツ頃ニ両手共浦町着、止宿町人(助十郎・貞助、此日終日晴天大暑)梁田栄蔵ヲ入湯ニ遣、此夜晴天測量

同日、朝より晴天、先手六ツ前、後手六ツ後福本村字浦町出立、後手我等・青木・上田・梁田・平介、同所川端より初、和田村字和田浜、福本村字曾崎、字水樽、字草野、字古屋敷、和田村枝平川、字五位野々、和田村枝郷、浜平川村人家下先手初迄測(二里〇一丁四十七間四尺九寸五分)先手坂部・下河辺・永井・箱田・長蔵谿山郡和田村枝郷浜平川村人家下より初、字豆打、給黎郡上之村(字小田尻、字青木川)字樋ノ口(愛宕川中四十八間)中心村界、八幡川(中五十間ホト)下之村字松原、同村内浦町(此辺ノ両村を郡名の換字ヲ用、喜入と云)迄測(二里二十二丁三十五間、先手八九ツ後、跡手ハ八ツ前宮坂着)又浦町より(八幡川中二十間計)上之村字宮坂迄打上(五丁三十六間)止宿上之村字宮坂(本陣肝付小十郎、脇邦永五郎左衛門、両家共ニ薩州の家士と云)此日大暑、夜晴天測量(此夜木屋凌犯あれ共、竹木権ニ付、漸と恒星のミ測)喜入村役人前田隆兵衛、与頭代西村織右衛門、郡見廻永田友介、浦役山口甚五兵衛出ル

七月六日、朝晴天、先手六ツ前、後手六ツ頃上之村字宮坂出立、後手我等・青木・上田・箱田・平介浦町より初、下之村(居村)同字鈴迄測(一里

一十〇丁四十三間四尺)先手坂部・下河辺・永井・長蔵、給黎郡下之村字鈴より初、揖宿郡小牧村瀬崎浦、岩本村(字高目、俗ニ立目と云)迄測(二里二十二丁〇三間)先後手共四ツ半頃ニ揖宿郡十二町村ノ内湊浦江着、止宿浦人(治左衛門・与惣右衛門)十九町村、十二町村年寄福島伊左衛門・常松与右衛門・郡見廻長野市左衛門・浦役若切治左衛門出ル、此夜中晴天測量

同日、朝曇晴、同所逗留測、先手六ツ前、後手六ツ後出立、後手我等・下河辺・青木・箱田・平助十二町村内湊浦止宿下海辺より逆測(二反川中一十七間)十九町字田良(人家)字尾掛(人家)字宮ヶ浜(人家)字磯辺ニ而先手と會測(三里一十八丁五十四間、外に止宿より海辺江打下一丁四十間)先手坂部・永井・上田・長蔵、十九町村尾掛持知林島一周(二十六丁〇八間一尺)同小島(遠測)夫より同郡岩本村字高目人家前より順測、宮ヶ浜磯部ニ而後手江會測(一十四丁二十八間)両手共九ツ半頃ニ揖宿、此夜も晴天、前夜測ニ付不測

同日、朝曇曇、先後手六ツ前後、湊浦出立、後手我等・下河辺・青木・箱田(平介病氣)清七、同所海辺より初、同村字摺ノ浜、同大渡、鳴川村境字辺田、先手初迄測(一里〇四丁三十九間三尺、測所打上八前日江出<sup>※</sup>す)先手坂部・永井・上田・長蔵、十二町村鳴川村境より初、山川津(即湊)止宿前を過、洲先磯迄測(一里〇二丁一十三間一尺八寸)両手共四ツ頃山川津着、止宿(本、肥後平吉、別、大迫けき)着後大曇、小雨有、山川村、鳴川村年寄(白高仲右衛門・菱田孝右衛門)郡見回野間口菴左衛門・浦役内田織之丞出ル

※一里〇二丁一十三間一尺八寸

内十二町鳴川界より山川町測所迄二十八丁四十五間

測所より洲先迄九丁二十八間一尺八寸

同日、朝大曇天、同所逗留測、六ツ後坂部・青木・永井・箱田・長蔵同所洲先磯より初、同村字瀬岩峰迄測(二十三丁三十三間)五ツ前より雨ニ付止宿江引取、四ツ頃曆局用狀一封野元嘉三治より相届、此夜木星測量

同日、晴天、逗留、(木星測、曉ニ付一同勞ル、逗留ニ及)我等此日より持病

同十一日、朝より晴天、先手七ツ半後、後手六ツ頃山川津出立、後手下河辺・青木・永井・長蔵山川村字瀬岩峰より初、鳴川村字児ケ水、夫より(揖宿那鳴川村、額註郡大山村) 界迄測(一里一丁三十五間二尺五寸) 先手坂部・上田・箱田・平介同所より初、大山村字児ケ水、額註郡仙田村之内、川尻浦止宿下迄測(二里〇二丁三十七間) 先後手共四ツ半頃仙田村川尻浦着止宿百姓(長十郎・伝太郎、我等ハ病氣ニ付、山川より直ニ当所江来ル) 仙田村宮十町村年寄蓮下権太夫・河野五郎左衛門・同浦役有留善左衛門・同郡見廻鯨島八十郎出ル、此夜曇晴、雲間ニ測

同十二日、朝曇晴、先手七ツ半後、後手六ツ後仙田村枝川尻浦出立、後手下河辺・青木・永井・長蔵同所より初、開間崎を周リ(惣而岩石) 字津瀬迄測(先手初ニ合、一里三十三丁二十三間) 先手坂部・上田・箱田・平助、同所より初、仙田村枝脇浦、宮十町村枝入野、物袋、郡村字長崎、同海辺、字前浜迄測(二里一十〇丁三十九間、外ニ止宿打上八丁三十〇間) 先手ハ四ツ半前、後手ハ八ツ頃着、郡村止宿郷士中島勘兵衛・同種田市郎右衛門、此夜雲間ニ測、我等持病

同十三日、朝曇晴、五ツ頃より晴天、先手七ツ半後、後手六ツ後郡村出立、後手下河辺・青木・永井・平介額註郡村前浜より初、牧之内村枝高取、御領村字馬渡、字矢越、枝石垣浦、先手ノ初迄測(一里二十〇町五十一間) 先手坂部・上田・箱田・長蔵同所より初、字三成、枝大迫、字大川(大川渡巾六十間) 約黎郡東別府村、枝門ノ浦、字松ヶ浦、西別府村東塩屋、西塩屋迄測(二里一十八丁五十七間、測所打上五十三間) 止宿東塩屋(諸左衛門・九兵衛) 此辺を知覽浦と云、島津奎ノ年寄森壽兵衛・同達出源治・郡見回寺師惣右衛門・浦役宮原誠藏出ル(此夜曇晴、測量、栄蔵ハ入湯より帰ル)

七月十四日、朝晴天、先手七ツ半、後手六ツ後東塩屋出立、後手下河辺・青木・永井・長蔵給黎郡西別府村字西塩屋より初、河辺郡鹿籠村枝白沢津、字脇沢津、先手ノ初迄測(一里〇五丁二十〇間二尺) 先手坂部・上田・箱田・平助河辺郡鹿籠村之内脇沢津より初、鹿籠村枝枕崎浦迄測(一里一丁二十一間、止宿打上二丁四十間) 先手ハ五ツ七八分、後手ハ四分二分頃ニ枕崎浦着、止宿浦人(宇吉、甚兵衛) 此夜曇、又雷又雨

同十五日、朝曇曇、先手七ツ半後ニ、後手六ツ後鹿籠村枕崎浦出立、後手下河辺・青木・永井・長蔵鹿籠村枕崎浦より初(小湊川あり、渡巾四十二間) 枝小湊、夫より(鹿籠村坊津村) 境迄測(一里一十五丁四十五間) 先手坂部・上田・箱田・平助同所より初、坊ノ津村字田代迄測(一里二十四丁三十七間) 後手四ツ八分頃、先手九ツ六分頃坊津(村、湊) 着、止宿(庄兵衛・吉兵衛) 当所年寄伊瀬知仙太夫・組頭是枝嘉太夫・郡見回貴島林左衛門・浦役長井林右衛門、此夜晴天測量、此坊津神ハ九州一ノ絶景と云伝、八景あり、田代落雁、御崎秋月、網代帰帆、中島晴嵐、松山曉鐘、鶴崎暮雪、深浦夜雨、亀浦夕照、後人の作か、眺望するニ九州一とも云難シ

同十六日、朝より晴天、同所逗留測、先手六ツ前、後手六ツ後出立、後手坂部・上田・箱田・平助坊津浦より初、逆測、字高立神ニ而先手と合測(三十一丁四十一間五尺) 先手下河辺・青木・永井・長蔵河辺郡坊津村字田代より順測、坊ノ津岬秋月洞あり、字高立神ニ而後手と合測(二十二丁二十八間〇五寸) 外ニ字駒走横切(四丁一十二間) 両手四ツ半ニ帰宿、夫より遠見番所江到、山島を測、九ツ半後ニ再帰宿、此夜曇天、又昨夜測量ニ付強而不測

同十七日、朝大曇、又雨、我等ハ秋目村ニ而木星測量ノ用意ニ此日坊津出立、五ツ半後ニ秋目村着、船中大雨、着後も雨、四ツ頃ニ止、夜も大雨当村年寄有馬守蔵・浦役生駒市之進出ル、秋日村止宿(喜太郎・喜六)

同十八日、朝微雨(同十七日ハ雨ニ付不測、仍而十八日江一同ニなす) 夫より曇晴、十七日朝一向坊津村出立、後手下河辺・青木・永井・長蔵坊津浦より初、字下浜、字深浦胸ヶ崎(半周一十〇丁四間一尺、海辺両手合測ノ外) 泊村、久志村字松崎迄測、先手互合(一里二十二丁五十三間二尺) 先手坂部・上田・箱田・平助河辺郡久志村字松崎より初、博多浦、久志村今村兵迄測(一里三十三丁三十八間、十七日十八日) 両日久志村止宿浦人(先手孫之進、後手仲左衛門)

同十九日、朝曇曇、後手下河辺・青木・永井・長蔵河辺郡久志村字末柏より初、同村字平崎江横切(一十七丁一十一間) 夫より字平崎迄逆測、鶴喰崎ニ而順逆合測(一里一十四丁三十三間) 先手坂部・上田・箱田・平助今村浜より初、塩屋を過、末柏鶴喰崎ニ而順逆合測(二里〇〇三十二間)

共ニハツ後秋目村着、止宿前ニ記置（秋目村木星測量、十八日大曇、不出来なり、又東ノ方山高ク二十度余、假令晴夜も不成）

同二十日、朝晴天、同所逗留測、先後手六ツ前出立、後手下河辺・青木・上田・平助河辺郡久志村字平崎より初、順測、大浦村地先、秋目村、赤生木村字止松迄測、先手江合測（一里二十九丁三十〇間、秋目村測所打上一町〇三間）先手坂部・永井・箱田・長蔵秋目村持沖秋目島一周を測（一里〇六丁三十二間二尺）夫より地方江移リ、赤生木村枝黒瀬村字釜ノ下より初、逆測、字止メ松ニ而後手江合測（一十七丁一十六間四尺）両手九ツ半後ニ帰着、秋目村郷士年寄野口治右衛門・久志村郷士年寄久木元勤兵衛・同浦役小原孫七郎・同郡見回生駒鉄之助・同所小原政右衛門・右両村兼務庄屋古木治郎左衛門、此夜晴天測量

※一里二十九丁三十〇間

平崎より秋目浦迄 二十五丁四十八間

秋目浦より止松迄 一里〇三丁四十二間

同二十一日、朝晴天、先手七ツ半、後手六ツ前秋目村出立、後手下河辺・青木・箱田・平助河辺郡赤生木村内黒瀬村字釜ノ下より初、片浦村野間崎迄測（二里一十四丁一十六間一尺）先手坂部・永井・上田・長蔵同所より初、字野間屋敷迄測（人家あり、一里〇二丁五十一間、入江口渡一丁〇九間、海辺合一里〇四丁、野間人江回一十九丁三十九間五尺、横切四十五間、惣數一里二十四丁二十四間五尺）先手ハハツ、後手ハ七ツ後ニ河辺郡加世田郷片浦村着、止宿浦人（長左衛門・勘左衛門）木星測量ノ垂球を掛ル、此夜晴曇、測量（此日梁田栄蔵入湯温泉ニ遣）

同二十二日、朝晴天、先手七ツ半後、後手六ツ頃出立（片浦村逗留測）

先手坂部・永井・上田・長蔵野間屋敷より初、順測、高崎迄測、後手と合測（一里一十一丁三十三間）後手下河辺・青木・箱田・平介片浦村持竹島一周（六丁四十三間）同村持橋島（六丁四十九間）測、夫より片浦村番所岬より初、逆測、大宮字高崎ニ而後手と合測、（海辺二十五丁四十八間）両手共四ツ半後ニ帰宿、片浦村、赤生木村、小湊村年寄川村半右衛門・指宿長右衛門・同郡見回尾辻喜兵衛・同浦役川越孫左衛門出立、此夜晴天測量 同二十三日、朝曇晴、即片浦村逗留、仕越測、先手後手共六ツ頃出立、

先手坂部・青木・箱田・平介片浦村持橋島一周（六丁五十七間五尺、無人島なり）夫より地方江渡、逆測（赤生木村片浦村）界より初、字後手浦ニ而出会（地方海辺一里〇二十二間二尺）後手下河辺・永井・上田・長蔵片浦村昨日測初番所前より順測、片浦村人家前を過、字平波石、字ランボケ浦、枝小浦、繪（又池ノ浜と云）迄測（此日五ツ半過雷雨烈しく、小休所ニ両手共見合候所、弥烈ゆへニ片浦ニ引取、暫時見合テ中食し、九ツ後雷雨共ニ止て、曇晴ニ付再測）後手浦ニ而両手出会（後手海辺測一里一十〇丁〇七間三尺）夫より乗船、八ツ後帰着

※一里一十〇丁〇七間三尺

内片浦会所前より制札迄 二丁三十間

制札より後手浦出会迄 一里〇七丁三十七間三尺

同二十四日、朝より晴天、同所逗留、先手七ツ半頃、後手七ツ半過出立、後手青木・永井・箱田・平助（赤生木村片浦村）界より順ニ大浦村字小浜、字塩賀崎ニ合測（一里〇八丁二十一間）先手坂部・下河辺・上田・長蔵大浦村之内水ヶ崎より逆測、字越路、字小浜を過、塩賀崎ニ而順逆合測（一里一十三丁二十八間）夫より両手共乗船、四ツ半頃ニ帰宿、此日午正を測、夜晴恒星を測

同二十五日、朝晴天、木星測量ニ同所逗留、午中を測、八ツ半頃次第ニ曇ル、夜大曇天、此夜雲間ニ測

同二十六日、朝晴曇風（此曉木星を測、其後刻限曇ル、測量不成、此日曆局行書状を渡）岩山雲八・同役横目中村孫右衛門出立（野元・岩山ノ手代り合、着添三人ニなる）此夜曇風

同二十七日、朝曇、大風、微雨、先後手六ツ頃片浦村出立、後手下河辺・青木・上田・長蔵河辺郡大浦村字水ヶ崎より初、小湊村東浜迄測、先手江合測（三十四丁〇四間三尺、止宿打上一丁二十七間）先手坂部・永井・箱田・平助阿多郡高橋村地内万瀬川北縁より初、逆測、小湊村東浜ニ而合測（片浦村、小湊村、加世田郷なり、二十一丁三十六間）先後手九ツ前、河辺郡加世田郷小湊村着、止宿本陣治郎兵衛・脇覚左衛門 同二十八日、朝曇天（此日風、度々小雨）先手六ツ前、後手六ツ頃小湊村出立、後手下河辺・青木・上田・長蔵阿多郡田布施郷高橋村万瀬川北縁

より初、新州(測邊術を用、船三丁四十七間)池辺村字塩屋堀、先手初迄測(二里三千二百三十三間二尺)先手坂部・永井・箱田・平助(病氣)阿多郡池辺村之内塩屋堀より初、大野村、伊作郷入木村、伊作川、今田村界迄測(三十一町四十二間、外止宿江上ヶ五丁〇七間)先手四ツ頃、後手四ツ半入木村着、止宿音姓(半十郎・覺蔵)同所郷士年寄(月野覺右衛門・村田佐兵衛)郡見廻月野半藏・浜役岩田長兵衛出ル、此夜測量

同日二十九日、晚大雨、六ツ頃止、先手六ツ頃、後手六ツ後入木村出立、後手坂部・青木・上田、長蔵阿多郡今田村より初、中原村花熟里村、はなの川、小野村、日置郡永吉村、浜田川、吉利村境迄測(一里一十一丁五十〇間五尺)先手下河辺・永井・箱田・平助同(永吉村吉利村)境より初、吉利村字宮田、帆ノ湊川、日置村字帆ノ湊迄測(三十二丁四十八間、止宿江上三丁)此日小松掃部年寄瀧寝和多智・同郡見廻坂口甚八・島津主殿年寄鬼塚仲左衛門・幾野森右衛門・同郡見廻芳田用右衛門・山下武左衛門・浦役山下藏之助・庄屋永田嘉内・島津左衛門・日置村年寄秋田平記・同藩頭村田備・同浦役岩崎大作、鎗二而郡見回木下沢右衛門出ル、先後手共四ツ後帆ノ湊着、止宿(新四郎・仙治郎、此日も度々雨、先後手四ツ後二着)

同日、晚雨、六ツ頃止ム、先手後手六ツ頃日置村帆ノ浦出立、後手下河辺・青木・箱田・長蔵・日置村帆ノ湊地内より初、字折口、神ノ川村枝二ツ石、神ノ川(渡巾九十六間)神ノ川村(同村各二而支配違)夫より伊作田村字江口浦、江口川、湯田村(市來の湯田村と云)字赤崎、大里村字戸崎迄測テ先手ノ初江合測(二里二十一丁五十八間五尺)先手坂部・永井・上田・平助同所より初、湊浦(市來ノ湊村ノ内、湊浦なり)湊川を渡り申木野村迄測(三十五丁五十七間)又申木野村より入江を回り街道江出、市來湊村浦町止宿本陣迄測ル(一十四丁一十五間)後手九ツ二三三分、先手九ツ半後ニ湊村浦町着、止宿浦人(善吉・十右衛門)市來年寄高崎半兵衛・大久保喜三兵衛・浦役永井七右衛門出ル、午後より晴天(榮蔵二十一日より今晦日迄市來湯田村温泉ニ入、七ツ頃浦町江來)此夜晴天測量

八月朔日、朝六ツ半頃一同市來湊村浦町出立(藤吉病氣ニ付、浦町ニ残し暫、療治)乗船、晴天無風、波靜ニ面八ツ半前、海上十三里上碓島(即

碓島郡里村江)着、本陣浄土宗旭宝山西昌寺(貧寺なり)脇宿郷士原田五郎兵衛、着後直三朝二日夜木星小星凌犯測量ノ用意を成、上碓島年寄上村六郎兵衛・小川長右衛門・郡見廻岸民右衛門・浦役和田市郎兵衛出ル、此夜晴天測量

同日、朝晴天(木星小星測量ニ同所逗留測)先手六ツ頃、後手六ツ後出立、後手下河辺・梁田・上田・平助薩州碓島郡碓島里村測所より初、海辺(番所前三丁一十八間)迄測(海)印を殘、又宇松原ニ(横)印を殘、字齒山、射手崎(一周測一十八丁一十四間)飛切浜ニテ先手江合測(海辺一里一十五丁二十三間、惣數一里三十五丁五十五間)先手青木・永井・箱田・長蔵上碓島内近島一周(二十一丁二十三間四尺)野島一周(一十〇丁五十五間五尺)を測、夫より里村字松島崎より逆測、字飛切浜ニ而後手と合測(二十三丁五十五間三尺)而手共ニ八ツ頃帰宿、此夜木星ト二小星凌犯あり、一星ハ測、一星ハ雲、濃氣ニ而測、雲より曉迄測

同日、朝より晴天(同所逗留)終夜測量ニ付、一同休息、此夜亦晴天、恒星を測

同日、朝より晴天(同所逗留測)而手共六ツ頃出立、後手下河辺・梁田・上田・平助里村番所前(海)印より初、右山ニ添、順測、字釜懸崎ニ而先手江合測(一里二十五丁五十三間)先手青木・永井・箱田・長蔵里村字茅牟田より逆測、字釜懸崎ニ而後手江合測(一里〇四丁四十三間二尺)而手共九ツ前ニ帰宿、此夜木星小星凌犯を測、木星出地濃氣おほく不測

同日、朝晴天、先手六ツ前、後手六ツ後ニ里村出立、後手下河辺・永井・上田・長蔵里村字松原(横)印より初、即横切)字園山、西ノ浜(圓)印迄測(三丁五十四間四尺五寸)又(圓)印より初、海岸松島崎迄測(一里〇二丁三十八間一尺)先手青木・梁田・箱田・平助里村字園山(圓)印より初、長目浜江(長)印を殘、瀬上村字魚符崎迄測(外海辺、一里二十六丁一十七間)又引帰、(長)印より初、横切、ハタヤケ池ヲ渡リ瀬上村字キス河原(木)印迄測(二十三丁〇三間)又(木)印より初、逆測、瀬上村字二子迄仕越(内海辺九丁

二十四間、敷敷二里一十二丁四十四間、後手八四ツ後、先手八九ツ後ニ上甌  
高小島村着、本陣甚左衛門・脇坂 郷兵衛・下青永 嘉左衛門、此夜晴天測量  
同六日、朝晴天(同所逗留測、又四ツ前曇、午中より晴)先手七ツ半過、  
後手六ツ頃出立、後手青木・梁田・箱田・平助上甌島瀬上村字二子より初  
同枝桑ノ浦、字上ヶ鞍ニ而先手江合測(二里一十二丁〇一四二尺)先手下  
河辺・永井・上田・長藏瀬上村字魚待崎より初、字上ヶ鞍ニテ後手と合測  
(二里一十五丁三十三間)両手共八ツ後ニ帰着、八ツ半過、千田竜右衛門  
出ル、前測有シニ付此夜ハ不測

同七日、朝晴天、先手七ツ半過、後手六ツ後小島村出立、後手青木・梁  
田・箱田・平助上甌村内瀬上村字キスコ(木)印より初、小島村字中河原先  
手初迄測(一里一十二丁三十五間)先手下河辺・永井・箱田・長藏中甌村中  
河原より初、繩立ノ帆ニ至リ(二十三丁五十七間一尺)(繩)印を殘(繩印よ  
り)(中)印迄渡巾百〇五間、同村中島山(中)印より(山)印迄半周(東側一十  
一丁五十七間)(山)印より平村小池鼻(小)印迄測(二丁五〇間)(小)印よ  
り平村本陣前迄測(二十四丁五十七間)本陣前より矢崎(矢)印迄測(三丁五  
十四間、内湊口一十五間)(矢)印より湊周(六丁四十八間三尺、合一里二十九  
丁〇〇八間四尺)後手四ツ後、先手四ツ半頃上甌村平村着、止宿(本陣利  
右衛門・脇宿千助・徳左衛門)年寄和田武右衛門出、此夜宵曇、後晴テ測  
八月八日、朝より晴天(同所逗留測、月初より秋暑強シ)先手六ツ頃、後  
手六ツ後出立、後手青木・上田・箱田・平助上甌島中島山(山)印より(中)印  
迄西側半周を測、一十六丁五十一間三尺、昨日ノ山印より中印東側半周ヲ  
加、二十八丁四十八間三尺、間外除)又上甌島内中甌島村辺田串より初、  
字鞍妻崎ニ而先手江合測(一里〇一丁〇二間)又上甌島内平村字都々より  
初、字鞍崎ニ而先手江合測(二丁〇丁五十三間、合二里〇三丁四十六間三  
尺)先手下河辺・永井・梁田・長藏里村界茅田崎より初、逆測、上甌島  
村字江石、字鞍妻崎ニ而後手合測(一里〇二丁四十八間二尺)又平村字矢  
崎より初、順測、字鞍崎ニ而後手江合測(二十三丁一十七間二尺、合一里  
二十六丁〇五間四尺)先後手共九ツ頃帰宿(上甌島周回合一十七里〇四丁  
二十五間、平村、中甌共、周四里一十二丁五十六間)

同九日、朝曇晴、先手六ツ前、後手六ツ後上甌島内平村を出立、後手青  
木・永井・上田・平助平村字沖ノ串小印より左山ニ添テ測、字平河内ニ而  
先手江合測(一里〇六丁五〇間)先手下河辺・梁田・箱田・長藏上甌島  
平村字下津々より初、順測、字平河内ニ而後手と合測(一里〇五丁四間五  
尺)両手共四ツ後下甌島伊牟田村江着す、止宿本陣郷土梶原八郎左衛門(別  
宿坂部)郷土梶原五兵衛(下河辺)青木・永井別宿)百姓伝治衛門、下甌  
島年寄橋口孝左衛門・日笠山治左衛門・郡見回松田主右衛門・浦役長兵衛  
右衛門出ル、此夜晴天測

同十日、朝晴天、先手六ツ前、後手六ツ後出立(木星測量ニ付、伊牟田村  
ニ逗留ノ測、明六ツ前より測、夜明不測)後手下河辺・永井・箱田・平助同  
所止宿前より浜印江打下ス(一町三十間)浜印より津布羅を回り字下り山  
後ニ而先手江合測(二里一十一丁四十五間)平瀬鼻片打(二丁五十一間、  
合一里一十五丁〇二間)先手青木・梁田・上田・長藏下甌島伊牟田村字中  
ノ浦より初、字下り山後ニ而後手江合測(一里二十三丁二十四間四尺、外  
ニ西引切より東引切迄横(切)印一丁四十八間)先後手共八ツ後ニ帰宿、此  
夜晴天測量

同十一日、同村逗留測、先手六ツ前、後手六ツ後出立、後手下河辺・上  
田・箱田・平助伊牟田村海辺(浜)印より初、右山ニ添、昨日ノ殘印字東引切  
(切)印江繫、夫より字ヘシヶ浦ニ而先手江合測(一里二十六丁五十四間)先  
手青木・永井・梁田・長藏、下甌島長浜村字芦浜より逆測、字ヘシヶ浦ニ而  
後手江合測(一里二十四丁五〇間)両手共九ツ後ニ帰着、此夜

同十二日、曉より雨、見合、五ツ後雨止ニ付、伊牟田村出立、後手下河  
辺・青木・上田・平助下甌島長浜村字芦浜より初、青瀬村字江崎、先手ノ  
初迄測(一里〇二丁四十八間三尺)先手永井・梁田・箱田・長藏青瀬村字  
江崎より初、青瀬村海辺測所迄測(二十四丁三十〇間)夫より同村字瀬尾  
(人家三四軒、漁小屋十二三軒)同瀬尾崎迄測(二十五丁五十八間、合一  
里一十四丁二十八間)後手八九ツ半、先手八九ツ前青瀬村着、本陣当村会  
所(坂部宿百姓)銀左衛門(下河辺青木永井宿)百姓周左衛門、此夜大曇  
不測

同十三日、朝大曇天、先手六ツ前、後手六ツ後青瀬村出立、後手下河辺・永井・箱田・平助下飯島青瀬村瀬尾崎より初、手打村内浜市ノ浦(兵)印ニ繫、夫より手打崎を回り石垣迄測(一里三十〇丁)先手青木・梁田・上田・長蔵下飯島手打村字浜ノ市浦(兵)印より初、(右)印迄横切(一丁〇七間)(右)印より初、下飯島村(即本村)手打村ヲ過、字大串迄測(一里三十三丁四十四間)両手共九ツ半後浜市浦着、止宿本陣織右衛門、別金兵衛、此夜曇天、雲間ニ測、深夜雨

同十四日、朝大曇天、此日二百十日東南風、大風雨空ニ而波荒ク舟行難成、岡道ヲ先手六ツ頃、後手六ツ後浜市浦出立、両手共海辺ノ陸地を測、五ツ後より雨降出し不止、後手永井・上田・箱田・長蔵手打村字大串より初、海辺より山際野崎迄測(七丁二十六間、後ニ海辺測有之ニ付、不用ニなる)先手下河辺・青木・梁田・平助片野浦村海辺より初、本道を瀬々浦村本陣前迄測(一里二十九丁五十五間)先手八午前、後手八午後二瀬々浦村着、本陣清八(坂部宿)庄助(下河辺永井青木宿)仲兵衛、此日午前雨、午後大曇天又雨

八月十五日、朝風雨波荒、此日岩山雲八老母病氣ニ付鹿兒島江帰ル、代役中村孫右衛門、先手後手午前出立、後手坂部・永井・上田・箱田・長蔵手打村字大串より初、海辺片野浦村字早崎前迄測(二十七丁三十三間二尺)先手下河辺・青木・梁田・平助瀬々浦本陣前より初、海岸を測(二十二丁四十三間、字内浦迄測、此測も再測有之ニ付不用)以後ハ大難所、波荒、船測も難成、止宿帰宿、此夜曇天不測、肥後天草郡天草島大庄屋中原新吾、同庄屋上田源作来向

同十六日、朝晴天、風波高、同所逗留測、先後手六ツ後出立、後手坂部・永井・上田・箱田・長蔵片野浦村海辺休所より初、波高、船測難成、海辺ノ山ヲ越、字早崎手前迄測(此手早崎前後十余町残、但手打村片野村界ハなし、早崎前後ニある也、測數二十五丁〇三間)下河辺・青木・梁田・平助瀬々浦村本陣前より初、海辺際ノ山越、同村字内ノ河内(人家二十余軒)を過、昨日先手測初ノ伊牟田村字中ノ浦ノ山上迄測(殘印迄測速六丁二十四間、山上迄測數二里一十六丁一十七間)後手ハ八ツ後、先手夜五ツ後

ニ帰宿(先手ハ無道大難所)此夜晴曇、測量(下飯島周回一十九里〇一二〇六間三尺、外ニ早崎見切一十二丁)

同十七日、朝晴曇、波高、坂部・永井・上田・箱田・長蔵瀬々浦村出立同所海辺(海)印より初、同所舟置場迄測(二十四十二間)又同村本陣前より初、青瀬峠を越、青瀬村本陣前迄横切を測(一里〇五丁〇九間)我等・下河辺・青木・梁田無測量ニ而共ニ四ツ頃ニ着、青瀬村止宿同前、此夜(ママ)

同十八日、朝より晴天、北風波高、一同六ツ後青瀬村出立、里村江向乗船ノ所、北風弥強、里村迄通船難成、中飯島村江着船、夫より陸路二里里村江九ツ半後ニ着、止宿同前、此夜木小屋を測、終夜大曇

同十九日、朝曇天、西北風、串木野村迄乗船不宜ニ付見合、四ツ頃北風ニなる、夫より一同乗船、開帆順風ニ而九ツ半後串木野村内串木浜江着、本陣辰右衛門(坂部宿)休次郎(下青宿)伝之助、此夜晴天測、此夜ハ藤吉温泉より帰來所、病氣同前、無抛肥後熊本ニ而医療可為致下、池部長十郎江書状ヲ添、此所ニ殘置、串木野年寄長谷藤藏・入來伝兵衛・那見回金丸甚右衛門・浦役吉武権九郎出)

同二十日、朝より晴天、同所逗留、曆届江書状(中村孫右衛門・千田竜右衛門)渡、此日薩州贈物あり、我等江琉球袖三反、坂部江同二反、下河部青木永井江野袖一反短、外ニ野元嘉三治より元平鍛ノ差小刀、我等坂部江二本宛被送、病人藤吉儀二十一日同所逗留、二十二日同所出立、肥後熊本城下江送遣手配を談し置

同二十一日、朝晴天、六ツ後串木野浦出立、大手分、坂部・青木・上田・箱田・長蔵当所より市來湊迄測、夫より街道を鹿兒島城下迄測、又日州始羅郡段土村(枝ニ加治木村あり、内外此村を加治木と云)より街道加久峠越、入吉城下、夫より八代江向テ測(薩州着添役も分ル、中村孫右衛門・千田竜右衛門・坂口甚助・用聞鯨島甚太郎・藤田喜右衛門、外ニ足輕)我等・下河辺・永井・榮蔵・平助同所より初(着添役野元嘉三・松本寿衛門・兵具方條崎林右衛門・用聞深江伝左衛門・山口利右衛門、外ニ足輕)海辺(印)ニ至る(一丁四十五間、即手分の初)五反田川(巾九十八間)夫より串木野村字野元、荒川村字塩屋、薩摩郡羽島村字白浜、同横須、同

羽島浦迄測（一里三十三丁一十四間）夫より仕越、同村字光瀬、羽島崎を回、字宮田越迄測（二十九丁〇六間）神羽島（遠測凡六丁斗）九ツ半頃ニ羽島浦（即羽島村之内）帰着、止宿浦人由右衛門・伝藏（此浦中木野村同支配）此夜晴天測量

同二十二日、朝晴、六ツ後羽島浦山立、羽島村字宮田越より初、字土川（人家十四五軒）寄田村（字土川、人家十軒）小休、久見崎村字黒崎迄測（二里三十三丁三十八間三尺六寸）七ツ半後ニ高城郡水引郷網津村枝京泊浦（右浦近ニ京泊村あり）着、止宿（浦人小倉平兵衛、一同一宿）此夜曇天（寄田村久見崎村）年寄小幡甚五左衛門・知識郷右衛門・郡見回鶴ノ木休左衛門・浦役中村周兵衛・網津村年寄村尾仲兵衛・鬼塚孫右衛門・郡見回花牟礼伝右衛門・浦役福山喜次郎出ル、此夜曇晴、雲間ニ測

同二十三日、同所逗留測、朝大曇小雨、高城郡網津村枝京泊浦止宿前より初、川内川口北端（川）印迄測（五丁五十九間）夫より逆測、昨日測留久見崎村字黒崎迄測（沿海一十八町三十一間一尺、此内川内川中一百〇六間三尺）夫より半分、我等・永井久見崎村地、川内川南側を字早崎鼻迄測（三十二丁一十八間三尺）下河辺・梁田・平助京泊浦止宿下より川内川北側を字月屋鼻迄（二十七丁一十五間）夫より網津村ノ内船間島浦と云、人家おほし一周測（二十四丁三十六間、外ニ陸路より渡九十六間）兩手合（二里一十八丁一十五間三尺）共ニ九ツ後帰宿（此日より梁田病氣、沢次を代ル）

同二十四日、未明ハ晴、六ツ後より曇、即京泊浦出立、同所川内川口ノ北（川）印より初、表之浦村字湯田、枝西方村迄測（二里〇三丁四十四間、止宿打上二丁〇〇）此所海辺ニ薩州侯旅館あり、即肥後熊本街道、夫より仕越ニ出水郡阿久根村字大河、字尻なし迄測（三〇〇丁五十五間、合二里三十三丁三十五間）ハツ後西方村江船宿（止宿ハ村会所カ、領主より役所亭主分浦人庄八）此夜曇天不測（表之浦村年寄橋口多良助・上床仲太夫・郡見回林作左衛門・浦役佐多佐治右衛門出ル）

同二十五日、朝曇晴、六ツ前西方村出立、出水郡阿久根村字尻なしより初、字大河（人家所々ニ散在）字西目（一名飛松）字佐瀨（西目ノ内、人家あり）字鱈ノ松迄測（二里二十一丁五十四間、外ニ山測引出十五間）ハ

ツ後出水郡阿久根村浦町江着、本陣源兵衛、脇吉右衛門、此夜大曇天、小雨、曉ニ晴ル、莫根郷阿久根村年寄（勝目郷左衛門・郡見回勝目安之丞・小木原庄兵衛・浦役小木原勘助）出、阿久根本村ハ奥ニ在て不見

同二十六日、朝曇曇、同所逗留、七ツ半後出立、乗船、初ニ阿久根村持大島一周測（三十三丁三十五間四尺）又桑島半周測（五丁五十七間三尺）夫より昨日測留字佐瀨字鱈ノ松より初、岬を回、鱈ノ松ニ繫（二十二丁〇四間、此日波高、漸船測）又鱈ノ松より海辺岩ノ上迄測（九丁一十五間、合一里三十四丁五十一間）ハツ頃ニ帰宿、此夜宵小雨、止テ又少晴、雲間ニ測量、又曇雨

八月二十七日、朝晴天、同所逗留、七ツ半後乗船、南風ニ而波高、依之同村字波留ノ内倉津入江江上り、山越を昨日打留ノ岩ノ上江行、南風大波浪、船測難成、打留ノ岩ノ上より海岸際ノ山上を倉津迄測、夫より海岸を阿久根浦町下浜（帆）印迄測（一里〇一丁三十二間四尺）又（帆）印より同村字波留ノ内黒崎迄測（一十三丁二十四間）外ニ（倉津入江片打二丁三十九間、阿久根川添片打二丁三十〇間、合一里二十三丁〇七間四尺）外ニ阿久根村持（沖小島二丁ホト、地小島二丁余）遠測、九ツ後ニ帰宿、七ツ頃時雨、此夜曇晴、又雨、雲雨の間ニ測量

同二十八日、朝大曇、南大風大波浪ニ付、暫時見合、六ツ半後阿久根浦町出立、昨日測留黒崎より初、大波、海岸測量難相成、半路ハ海岸ノ山上を測、半路ハ海岸を測、字赤瀬川又折口川（巾三十間）知識村枝脇元村（止）印迄測（一里二十九丁〇五間、止宿打上ケ二丁〇三間）ハツ後ニ知識村枝脇元村江着、止宿百姓奎之助、知識村鯖淵村年寄（是枝平蔵・麦生田滑兵衛・郡見回山田嘉兵衛・浦役松永八郎左衛門）此夜も曇天、小雨又小晴あり、雲間ノ晴ニ測

同二十九日、朝晴天、西北風、六ツ後脇本村出立、同所浜辺より初（即止）夫より知識村（字西目又黒とも）（泊）印迄測（一里一十七丁三十九間）此内（横印より山越海辺江出、六丁〇九間、夫より海辺五丁ニ而休所ニ至る）又（横）印より手分シテ脇本崎番所前迄（片打一十〇丁一十五間、此測海辺形の為ニ測）（泊）より仕越測（一十六丁〇三間、片打測ヲ除、海辺



山道測二口合十里三十三丁四十二間、外ニ脇本村下無名島一周測(六丁〇四間二尺)、止宿打上、三丁〇六間(合二里一十七丁〇七間二尺)、八ツ後知識村字西目、同黒江着、止宿(源左衛門・喜太郎)此村下長島ノ間甚狭し、隼人ノ瀬戸と云、世人此村ニよりて黒ノ瀬戸共云

同晦日、朝晴天、六ツ後知識村字西目、黒出立、同村内昨日仕越測留より初、西目字小瀬、同字八江、中食、知識村字江内迄測、(江)印を殘、二里三十三丁五十一間(江)印より渡島江渡、巾三丁一十二間(合二里三十四丁〇三間)八ツ半頃知識村屬蔵島字中村着、止宿久兵衛・善太郎、此夜晴曇測量

九月朔日、朝晴曇、同所逗留、六ツ前乘船、知識村持桂二島(大十一丁三十一間五尺、小九丁一十九間、大島より小島迄渡巾三丁〇〇)同蔵島(一里〇三丁三十一間)各一周を測、夫より昨日測留江内(江)印より初、同小字尾野島迄測(二十一丁一十二間、合二里〇一丁二十三間五尺)八ツ頃三掃宿、此夜曇晴

同二日、朝六ツ頃蔵島字中村出立、乗船、知識村字江内尾野島より初、高尾野村字下水流、又字下山、又曰洗切、此所知識村地内江入会、夫より知識村字福之江、字名古浦、鱒淵川(渡巾三丁二十七間)鱒淵村枝米ノ津浦町薩州旅館角迄測(二里二十二丁二十五間)止宿打上(四丁四十八間)合二里二十七丁一十三間、九ツ後米津浦町江着、止宿(善六・長十郎)高尾野村年寄(白男川郷左衛門・浜島八十八)郡見回長野新五右衛門出、此夜曇天、五ツ頃少晴ヲ測量(此夜熊本池辺長十郎来向、曆局書状熊本より持參)

同三日、朝晴曇、同所逗留、六ツ後出立、米ノ津町領主旅館角より初、鱒淵村枝切通村、肥後國肅北郡袋村枝神川村界迄測(国界ニ小川あり、巾三間斗、即境川と云、一里二十四丁三十四間四尺、外ニ肥後神川村江三十間打込、印を殘)九ツ前掃宿、此夜大曇天、米ノ津町ハ鱒淵村ノ内、此日熊本領大庄屋水股吉左衛門界江出(薩州肥後界米津(欄外))

同四日、朝小雨、汐合曇、見合、六ツ半頃米ノ津町出立、乗船、波高し、九ツ前長島塩追浦江着、長島村年寄飯尾与右衛門・児島笑之助、郡見回児島林右衛門・浦役餅原貞助)出ル、此夜大曇天、塩追浦長島湊之内

同五日、朝曇、六ツ後出水郡長島塩追浦(塩)印より初、市木崎、加世堂崎を回り長島加世堂浦迄測(二里三十三丁三十一間、止宿打上三十三間)止宿本陣与左衛門・脇新藏、此夜大曇天、不測

同六日、朝曇天、六ツ後長島加世堂浦出立、同所より初、字山門野、宇瀬戸を過、カラクマ村ノ下浜迄測(二里三十丁三十四間四尺、止宿打上五丁五十三間、合三里〇〇二十七間四尺)九ツ半後二着、カラクマ村止宿(本陣市郎・脇戸左衛門)

同七日、朝晴天、六ツ頃長島カラクマ村出立、同所下浜より初、城河内村人家下浜迄測(二里二十八丁〇九間、止宿打上三丁二十九間、合一里三十一丁〇三十八間)九ツ前二着、止宿(禪宗長光寺)此夜晴天測量

同八日、朝曇(四ツ頃より段々晴)六ツ頃城河内村出立、同所下浜より初、蔵元村字小浜ヲ過、同村字舟津迄測(二里一十九丁〇七間、止宿打上三丁四十三間、同村平瀬片測一丁一十九間、合二里二十四丁〇九間、蔵本村入口ニ同村字福浦人家あり、即長島湊之内ニ而ハ上湊なり)八ツ後長島蔵本村江着、止宿百姓(住助・佐五右衛門)此夜宵曇、五ツ後晴ル、測量

同九日、朝晴天、六ツ後蔵本村出立、字舟津より初(蔵本村ハ入海大ニ遠シ、其外入海三分所あり、此日止宿迄里程遠ニ付、無柳小手分)字平尾、小字浜瀬、浦底村人家下まで測ル、沿海五里〇一丁一十五間二尺(内二里二十一丁〇六間四尺我等、二里一十六丁〇八間四尺下河辺、合五里〇二丁〇二尺)七ツ頃長島浦底村着、止宿百姓(主左衛門・早左衛門)天草郡より庄屋惣代小松彦右衛門・伊野又七郎来

同十日、朝晴曇、六ツ後浦底村出立、同所人家下より初、三船村測所迄測(二里一十五丁三十〇間、此所長島隨一ノ湊)午後二着、止宿三船村(新右衛門・新次郎)此夜白曇、晴間ニ測

同十一日、朝曇天、同所逗留測、朝七ツ半乘船、小手分(ツツ)島一周測(五里〇〇二十四間二尺五寸、黒島一十二丁二十九間、野島一十六丁四十四間三尺、長島本島よりクツハ島江渡巾三十一間、合五里三十〇町八間五尺五寸、内二里三十四丁二十七間四尺五寸我等、二里三十二丁四十一間一尺下河辺)八ツ半後三掃宿、此夜曇天

同十二日、朝より雨、同所逗留、四ツ頃より雨止テ曇天、午前より出立測量、同所測所より初、白井村人家前迄測(二里〇五丁三十六間四尺)外ニ竹島一周(一十〇丁五十一間、竹島より末島渡巾五十一間、合一里一十七丁一十八間四尺)七ツ後ニ帰宿、此夜白曇

同十三日、朝より晴天、小手分(下河辺・永井、七ツ半後、我等、沢治六ツ前)三船村出立、我等白井村人家前より初、字ケケ崎(人家七軒)赤崎村赤崎鼻迄測(二里二十九丁三十四間二尺)下河辺長島塩追浦九月五日残印より初、赤崎鼻迄測(二里一十五丁二十五間)両手合測、夫より長島イカラ島江渡、手分、同島湊(入江を測、是も上湊なり、三十五丁三十七間、外ニ測所打上三十九間、内一十七丁〇四間我等、一十九丁一十二間下、合四里〇九丁一十五間二尺)九ツ半頃ニイカラ島和行浦江着、止宿(本陣長右衛門、脇長五市)此夜晴天測、長島周二十一里三十四丁四十三間

同十四日、朝より晴天、同所逗留、六ツ頃出立、小手分、我等、沢治長島イカラ島入江出口より初、右山ニ添、字扇崎迄測(小手分、即半周)合測(二里三十二丁二十六間五尺)外ニ目吹鼻(又目吹鼻とも云、六丁〇八間、渡巾七十二間、合二里〇二丁四十六間五尺)下河辺・永井イカラ島入江出口、字琵琶ノ首より初、左山ニ添、扇崎迄測(小手分、即半周)合測(二里三十〇丁〇八間、外ニ小イカラ島前岬片測三丁一十二間、即イカラ島半周内)小イカラ島一周(二十三丁一十五間一尺)外ニ止宿江裏手より横切(三丁二十二間、合二里二十三丁五十七間一尺)両手合(四里一十六丁四十四間)九ツ半後ニ帰宿

同十五日、朝より晴天、七ツ半後イカラ島出立、小手分(我等・沢治)所島一周(二十九丁一十九間三尺五寸)測、夫より獅々島鷹之口前(切)印より初、字片側ノ前迄測(即海辺、三十四丁二十三間四尺、二口合一里二十七丁四十三間一尺五寸)(下河辺永井)同前(切)印より初、字立石鼻迄測(二里一十三丁五十一間、即海辺、鷹ノ口片打三町二十八間、合二里一十七丁一十九間、両手合四里〇九丁〇二間一尺五寸、内島三里一十二丁一十四間四尺)我等九ツ後、下河辺八ツ後獅々島字岬ノ串(本字ニアラズ)江着、止宿吉兵衛・戸右衛門、此夜曇天不測

同十六日、朝曇晴(同所逗留、我等ハ残居)七ツ半頃乗船、獅々島字立石鼻より初、字湯ノ口(人家三軒、字御所浦、人家三十一軒、旧ハ本浦なるよし、今も同)迄測(三里〇九丁三十七間)無名島一周(六丁二十五間五尺五寸)測(合三里一十六丁〇三間五尺五寸)七ツ頃ニ帰宿

同十七日、朝曇天、同所逗留、七ツ半頃乗船、十五日測留同島字片側前より初、(字片側)人家十一軒、獅々島中合、人家五十五軒ありト)御所浦迄測(二里〇三十四間一尺、獅々島一周終ル、外ニ岬片打一丁一十二間)九ツ半頃ニ帰着、此日薩州領測量相濟、昨夜肥後国天草郡大矢野組大庄屋吉田長平・同富岡町庄屋荒木三左衛門来ル、江戸曆局行書状を野本嘉三治ニ渡九月十八日、朝より雨、四ツ後迄降ル、殊ニ風悪天草渡海見合居ル、九ツ前雨止、九ツ後より乗船、肥後国天草郡島原御領御料所天草大多尾村江七ツ前ニ着、止宿(庄屋武部利左衛門・別宿百姓宇多治)肥前国島原松平主殿頭家来藤本惣助出迎(天草郡ノ大庄屋、庄屋出勤致し候書付写し)高浜村庄屋上田源作・津留村庄屋兼田文吉・小島子村庄屋吉田慶右衛門・都呂々村同酒井平太兵衛・深海村庄屋橋口嘉左衛門・今泉村同岡部九郎左衛門・大宮地村同園田佐和藏・小宮地村庄屋歳田十右衛門・楠浦村同宗像三郎兵衛・棚底村同鬼塚元左衛門・中田村庄屋大堂作右衛門・二江村同長島増太郎・町山口村同大谷小十郎・宮野河内村同池田伊三郎・下河内村同佐藤弥右衛門・浦村同小松彦右衛門・久玉組大庄屋中原新吾・井手組大庄屋長島安吉・柄本組同小崎六郎左衛門・本戸組大庄屋木山十兵衛・矢野組大庄屋吉田長平・砥波組同藤田左仲太、一同ニ出ル、此日薩州野元嘉三治・松本寿右衛門・篠崎林右衛門・用間深江伝左衛門・山口利右衛門此所迄送來て即帰船、此夜曇晴、測量

坂部・青木・上田・箱田・長蔵、自薩州串木野至鹿兒島、自隅州段土村加治木至肥後人吉城下、又八代街道手分

八月二十一日、串木野出立、同所より初、(即⑩印)字島平浜、字所崎を過(串木野市来湊村)界、七月晦日残印ニ繋(二里〇九丁三十一間)湊浦ニ止宿(同前)

同二十二日、湊村(湊浦)出立、同所測所より初、大里村、湯田村、伊作田村(右側ニ而地先斗リ)長里村枝市來を過、寺脇村内苗代川(此所朝鮮人子孫住居)迄測、止宿李欣碩(苗代川迄二里二十四丁三十三間)

同二十三日、寺脇村苗代川より初、太田村字坂元、谷口村字野町(野町、此所伊集院と云)猪鹿倉村、清藤村字大迫(左側斗リ)土橋村字町田(右側)石谷村(左側)竹之山村(是迄日置郡)是より鹿兒島郡ニなる、大迫村枝横井村迄測(三里一十〇丁五十四間)止宿領主飯館

同二十四日、大迫村枝横井村より初、小野村、原良村、西田村ノ内西田町、西ノ町、中ノ町を過、先達而の残杭、鹿兒島城下西田橋ニ繫ク、止宿車町(先同)会所(二里一十三丁四十五間三尺、街道合八里一十三丁一十二間三尺、外一十五丁二十五間三尺鹿兒島城下)

同二十五日、同所逗留  
同二十六日、鹿兒島城下出立、乗船、大隅國始羅郡脇本村上陸、夫より陸路段土村ニ至て止宿同前

同二十七日、段土村(此所島津兵庫在所)蒲生田町先日残杭より初、字中町、字柳田、字萩原、字檜木、高井田村(菴門瀧あり、高二一〇間程)小山田村字藏上、字井目、字東木、有川村字瀬丸を過、石原迄測(三里〇五丁三十三間)止宿百姓太四郎

同二十八日、有川村枝石原出立、同所より初、字十文字、夫より右側三編村枝胡桃川、左側竹子村、夫より桑原郡下ノ名村字姪床を過、中ノ村字深川、中ノ村迄測(二里一十六丁五十七間)止宿百姓喜惣治

同二十九日、中ノ村より初、栗野村字会田、字坂本、字山崎、小羽村、川内川(渡中三十一間)北ノ名村迄測(二里〇九丁四十五間)夫より小羽村江焔宿、止宿百姓庄右衛門

同晦日、小羽村出立、北ノ名村より初、吉松村枝二反田、池島、川内川(巾三十六間)中津川村字林下、鶴丸村を過、日向國諸縣郡龜沢村界迄測(二里一十七丁二十九間)夫より引返し、中津川村字林下ニ止宿郷士石神友助

九月朔日、中津川村字林下出立、日州龜沢村界より初、字池島、字山崎

向名村字上ヶ原、島中村字別府、中福良村(地先)長山村灰塚村字横頭、中福良村枝加久峠、川内川(巾六十九間)榎田村を過、加久峠迄仕越測(三里〇八丁五十九間)夫より中福良村帰、止宿庄左衛門

同二日、加久峠字中谷より初、肥後國球麻郡人吉領大畑村迄測(字中谷より薩州肥後國界迄二十七丁二十七間、困境より肥後國人吉領大畑村迄二里〇四丁一十七間、合二里三十一丁四十四間)止宿大畑村酒屋仁兵衛、人吉郡方東与治右衛門・馬場善兵衛出ル(相良侯より贈物あり、別記)

※大隅國段土村、至日州肥後界一十四里一十四丁一十〇間  
〔編者註〕坂部隊は人吉から球磨川にそつて八代に出て、海岸線を南下し、同月十九日先に伊能隊が行なつた鹿兒島、熊本兩県境の測量に続き、その後天草に向い、兩隊が合流する。

(文化八年)五月八日、朝曇、四ツ後より晴又曇、六ツ後下高井土宿出立、一同一手測、多摩郡下高井土駅より初、右在原村(大野治右衛門支配所、赤堤村松原村)入会、左多摩郡(内田主計知行所)和泉村、松原村字代田橋、右(大野支配)代田村、左豊島村(大野支配)和田村(左右神谷緯之助知行所)幡ヶ谷村字笹塚、右(大野支配)代々木村(寺社領多く略ス)左(大野支配)角筈村(左右)同、右千駄ヶ谷村(同)、戸田越中守屋敷(左)水谷弥之助・稲垣長門守屋敷(左)渡辺平十郎屋敷(左)川崎、右御代官所)内藤新宿(初より制札迄一里三十二丁二十七間)上町字追分(梅)印より青梅街道傍赤杭ニ繫(一丁〇七間)(梅)印より左牧野越中守屋敷、中町(駅場三丁二十七間)下町左大寺寺門前町、右内藤大和守裏門、江戸より内藤新宿入口傍赤杭ニ繫(五丁三十五間)左田安殿下屋敷、四ツ谷大木戸迄測(一丁四十七間五尺、合二里〇七丁一十七間五尺)四ツ谷内藤新宿着、宿涼野屋長七、伊能七左衛門・同平左衛門道喜・加納屋治兵衛・妙薫・お琴・伊能三治郎当所迄迎ニ出ル、伊能鍊之助も中途迄出る

資料第七 島津藩士野元嘉三次の来訪を伝える

江戸日記

(伊能忠敬記念館)

〔文化八年〕五月十七日、朝より晴天、此日地獄の初、坂部・下河辺・青木・永井来

同十八日、朝も晴曇、午中前好晴、夫より曇る、野本嘉三治来ル

資料第八 測量日記 (文化九壬申年、第二回鹿兒島測量)

(伊能忠敬記念館)

文化八辛未年十一月二十五日、朝晴曇、五ツ後深川黒江町出立、前年の吉例ニ随ヒ富ケ岡八幡宮ニ參禱、直ニ発足、隨身の者ハ内弟子ニ而尾形頼治・箱田良助・保木敬蔵、侍ハ加藤嘉平次・宮野善蔵・竿取ハ佐助・甚七・草履取清兵衛・幸領久保木佐右衛門ナリ、送別之人々ハ岡宮林蔵・桜井秀蔵・伊能七左衛門・加納屋治兵衛・大野弥三郎・佐原村名主伊能藤左衛門・組頭伊左衛門、本家より妙薫・お里て・伊能三治郎・藤吉・伝七・前原造八品川まで送る、同所ニ而坂部貞兵衛・永井甚左衛門・今泉又兵衛・門谷清治郎ニ出會、曆局より足立左内・坂部八尾治・相沢丈五郎送別、我等上下十人、坂部、侍草履取上下三人、永井・今泉・門谷上下六人、合上下十九人、品川相模屋忠右衛門ニ而中食、二里半川崎宿、二里半行七ツ半後、神奈川宿江着、止宿葛屋善左衛門・上総屋長左衛門、此日八ツ頃小雪

〔文化九年〕二月二十日、朝より雨、此日大手分、坂部・門谷・今泉・保木・佐助、鹿兒島本街道ニ向、水俣・米ノ津測、我等・永井・尾形・箱田・甚七大口街道を測、日奈久町止宿前より初、海辺枝馬越、二見村枝白島、枝洲口(此迄午年測、海辺二重測、三十〇丁〇〇)二見川(飛石ノ渡中十間)守君ヶ淵、又同坂、同川(渡巾十二間)枝赤松(雨天、野飯屋ニ而中食不相成、百姓清七ニテ昼休)二見川(巾六間)枝大平、別手初迄測惣數一里三十三丁五十六間二尺、九ツ半頃ニ而浦村着、止宿(大庄屋田浦

町)田浦助兵衛、手分先手ノ着添池部長十郎、後手着添川崎林助、外ニ宮原嘉右衛門・佐敷大庄屋赤沢丑右衛門、当所医師白浜玄達出ル、此夜不測

〔編者註〕この後に伊能班は二月二十一日佐敷町泊り、二十二日湯ノ浦村泊り、

二十三日湯ノ浦村枝古出泊り、二十四日久末野村泊り、二十五日は雨天にて久末野木村に逗留した。

二月二十六日、朝より晴、六ツ後声北郡久末野村出立、同所より初(久末野川巾六間)枝日当野、二ノ坂峠、字一本木、字越小場、字茂手木(小川巾四間、肥後國丹波郡薩摩國伊佐郡)國郡領界(久末野より一里一十一丁五十八間)夫より薩州領、薩州伊佐郡自丸村飛地字小河内(止宿入口番所門外)迄測(界より二十五丁二十四間、合二里〇一丁二十二間)止宿番所宅、九ツ前ニ着、國界迄肥後川崎林助・宮原嘉右衛門・大庄屋伊藤勝太郎送來テ帰ル、薩州留主居添役平田治郎八、外椎原与三治・東郷八右衛門出迎、夫より薩州領内案内、着後領中勝手付回松田金助・兒玉金左衛門・土山甚右衛門、自此宿々着添、去年年竿取手伝(市太郎・甚蔵・甚五郎三人出ル、其余ハ新手)目丸村(年寄今村筑右衛門・上村勘左衛門・郡見回山下市藏出ル)此夜不測

同二十七日、朝より小雨、五ツ前目丸村内小河内出立、同所より初、小河内川(渡巾十間、川内川上流、川巾十二間)山野村字尾ノ上(川巾十二間)字中(小休郷士齋藤治兵衛、川巾十間)小木原村(川巾九間、昼休百姓治兵衛)渡田村字原(川巾九間)大儀寺村、大内田村、榎田村、北榎原村、羽根木村、南榎原村字大口駅迄測(突ノ大口ハ目丸村内ニ有、外ニ此村ノ駅ヲ大口ト云、一里三十四丁四十七間)止宿(百姓政吉・別宿喜八)此日午前より天気、夜も晴テ測量

同二十八日、晴曇、朝六ツ後伊佐郡南榎原村(即大口駅)出立、向所より初、目丸村字大口(往來より左五六丁引込)川(土橋巾十二間)川(土橋巾十二間)國界大隅國菱刈郡一山村、花北村、重留村字馬場(小川巾六間)前目村、昼休百姓喜左衛門、湯尾村(駅場)止宿迄測(二里一十八丁四十二間)止宿(只右衛門・長助)此夜大曇、重留村年寄(伊達佐左衛門・時任宗右衛門・郡見回永峯休兵衛・庄屋原口貞七郎)出ル(此後各札ヲ

出スハ記、不出ハ不記

同二十九日、曉より大雨、終日雨、逗留、

同晦日、朝曇、六ツ後湯尾村(駅) 出立、菱刈郡湯尾村よりはじめ、字大川(土橋中四十二間、別内川上流) 字豆田、字船津田、南浦村字長池(小林、百姓源兵衛) 桑原郡高田村字大牟礼、字佐牟田、字窪、字黒葛川(中食、百姓松右衛門) 中ノ村字横川(駅次) 此村入口ニ人吉街道加久藤ノ追分あり(三里一十一丁四十五間、外ニ年年測止宿迄二百五十六間二重測、合三里一十六町〇一間) 九ツ頃中ノ村横川駅着、止宿(銀四郎・喜三治、年寄中ノ村上原正右衛門・下ノ村満々留佐太郎・那見廻山口仲左衛門出ル、此日四ツ前より段々晴、午前より晴天) 着後平田治郎八江戸用状鹿兒島より届よし持参、此夜測量

三月朔日、晴天、朝六ツ後中ノ村内横川出立、無測(有川村字石原、馬継二里半、前測二里一十六丁五十七間、石原より三里半、前測三里〇五丁三十三間、横川より六里、実ハ五里二十三丁三十間) 段土村(外称加治木即大隅始羅郡) 江九ツ頃ニ着、止宿(瀨尾矢兵衛・有馬七兵衛、一門島津兵庫給地) 年寄新納伸左衛門出、此夜測

同二日、晴曇、朝六ツ後段土村出立、同所より初、加久藤街道午年残杭ニ繫(網懸川中三十六間、即網懸橋) 木田村字向町、上別府川(測遠、巾八十七間〇九寸) 餅田村字十日町字原、勝元村、綿瀬川(町間巾三十三間五尺五寸) 字浦町四辻印迄測(二里三十二丁一十三間〇四寸八分、止宿江打下一丁〇〇) 勝本村江午前ニ着、止宿百姓与市、別宿(会所、家主七左衛門) 夫より仕越印より初、白金峠(大隅国始羅郡薩摩国鹿兒島郡) 国界迄測(二十八丁四十七間一尺) 九ツ半後ニ帰宿(勝本村ハ島津山城給地) 年寄中尾不老左衛門出ル、此夜雨

同三日、朝より雨、六ツ後勝元村出立、昨日測留(隅州始羅郡勝元村薩州鹿兒島郡宮ノ浦村) 国界より初、宮ノ浦村字吉野牧、吉野村内迄測(大雨ニ付止テ同村ニ而中食) 二十九丁二十七間、九ツ後鹿兒島城下町ノ内呉服町江着、止宿会所、此夜不測

坂部・今泉・門谷・保本・佐助手分測

二月二十日、肥後国芦北郡日奈久出立、同郡二見村字大平よりはじめ、赤松太郎峠(三太郎坂一なり、二見村田浦村) 界より田ノ浦村字赤松、田ノ浦村(浜村町、駅場) 迄測、残印をなし置(一里〇九丁二十八間三尺) 夫より無測ニ而佐敷町江行テ止宿ス、三輪屋定吉

〔編者註〕この後に坂部班は二十一日は津奈木村字上原泊り、二十二日は陣内村内新町(駅名) 水俣泊り、二十三日は袋村泊り。

二月二十四日、袋村より初(肥後国芦北郡袋村、薩州出水郡鱈淵村内切通) 国界(野間ヶ原番所、番所内中食、郷士堺田喜兵衛) 鱈淵村内米ノ津浦迄測、二里〇七丁五十三間、止宿(善六・喜左衛門)

同二十五日、米ノ津浦町より初(広瀬川、米ノ津川ノ上流板橋六十間) 武本村字野町、高尾野村(字野町、字面ノ平と云) 野田村(野町、駅場) 迄測(中食ハ野陣) 止宿・郷士(吉富龜治郎・吉満善助) 米ノ津町より三里〇五丁一十八間

同二十六日、野田村より初、阿久根村内阿久根町(駅) 迄測(二里一十九丁一十八間) 止宿町人(川南源兵衛・手洗作左衛門)

同二十七日、阿久根町より初(阿久根川、板橋六十間) 字西目、字大川(中食松太郎) 高城郡麦浦村内西方迄測(三里一十八丁一十二間) 止宿(庄八・孫太郎)

同二十八日、麦浦村内西方より初、字終平(中食名主) 勇右衛門、字上麦、字下麦、大迫、大迫、下之村字野町、瀧川(土橋十六間) 大小路村内大小路町、川内川前迄測(四里〇三丁三十四間、打留より三十間戻ノ印を殘) 止宿客館

同二十九日、雨天逗留、昨日殘ノ印より初、新田八幡宮測(石壇下、降來橋端迄) 一十七町三十六間(但仁王門より降來橋江華表本より七丁一十八間、石坂三百〇五段) 本社八幡宮(社領八百七十七石余、拜殿回廊右若宮四所、左武内宮 祭礼(六月二十九日・九月十四日) 末社三神(高良・中王・早風) 神社(二王門、一ノ華表二ノ華表、降來橋) 別当神龜山觀券院(正官司坊・下官司坊・学頭坊・社家四十八人) 当八幡宮ハ忠仁天

皇ニアラズ、此所ハ瓊々杵尊御陵ナリト、八幡ト号スルハ天照皇太神宮ヨリ八咫ノ鏡ヲ此尊ニ進セラレタル八咫鏡ノハノ字ト、尊ノ御母君櫛織千々姫ノ幡ノ字ヲトリ、八幡ト号シ奉ルト云、外ニ菩提寺ト云アリ(真言宗九品寺、臨濟宗惣持院)当社承安三年ニ焼失ス

二月晦日、大小路村川内川前より初、川内川(測遠術ニ而八十二間三尺九寸、即高城郡薩摩郡)界、薩摩郡東手村(字向田、家並駅所)西手村、日置郡串木野(村、駅所)字芹ヶ野迄測(二里〇二丁五十五間三尺九寸)止宿百姓幸左衛門・武平治

三月朔日、串木野(村駅)字芹野より初、同郡湊村湊町(文化七年年測量)止宿久八前迄測(二里一十三丁〇〇、此内重測あり)止宿久八・十右衛門  
同二日、湊町出立、無測量、苗代川小休、伊集院中食、夫より九里余、鹿兒島城下江着、同三日、同所逗留

三月四日、鹿兒島城下逗留(火曇天、又雨)当城下詰用聞藤田太郎右衛門・矢野嘉右衛門・深江伝左衛門・山口利右衛門日々出、此夜不測  
同五日、晴曇此夜測

同六日、朝大雨、午後迄降ル、夫より曇晴、夜ハ中晴  
同七日、朝晴曇、四ツ後より雨又晴、又雨、此夜測

三月八日、朝晴、六ツ後出立、我等・坂部・門谷・尾形・保木・佐助、下町呉服町止宿会所より逆測、二丁一十九間、午年有測(中町納屋町)四辻(界)江繋、又琉球舎前新橋ノ端より初、和泉屋町、車町、地藏町、柳町(蛭子通、武士小路云)、城下出口(木戸)木戸ノ外字催原、大鞍橋(石橋三間ホト)吉野村字夷方、同所人家中ニ而手分江合測(元印一里一十三丁四十六間三尺五寸、外ニ繫測一丁一十九間、呉服町止宿より午年止宿迄新田測ヲ用、一十五丁四十二間三尺五寸)先手永井・今泉・箱田・甚七、吉野村(三月二日測留)より初、字菫蒲谷、吉野本村人家中ニ而後手江合測(三十二丁三十六間)両手共午前ニ帰宿、此夜測量  
同九日、晴(但四ツ前曇、四ツ後より晴)昼久島行荷物積立

同十日、朝より晴天、九ツ頃当城下乗船、先ツ山川湊江行トス、南風、船中逗留、船數八艘、一番常盤丸船頭幸助、勘解由、并内弟子尾形頭次・箱田良助・保木敦藏、(幸領)久保木佐右衛門、(侍)加藤嘉平次・宮野善藏、(僕)清兵衛、(付回足輕)竹下庄八、(用聞)児玉金左衛門、二番蛭子丸船頭中村安兵衛、坂部貞兵衛、永井甚左衛門、今泉又兵衛、門谷清次郎、(侍)笠原三之助、(僕)清助、友吉、新八、弥兵衛、(付添足輕)野添伊三治、(用聞)藤田喜右衛門、三番八幡丸、荷物船、船頭松崎千太郎、掉取久保木佐助、大山甚七、外ニ足輕山本半七、小田原庄八(右三艘御用方乗船、并荷物積舟共)四番天神丸船頭(西田越右衛門・清兵衛)留主居林与一郎、中小姓小倉孝之丞、足輕田原善左衛門、用聞町人松田金助、塩田庄左衛門、五番伊勢丸船頭西田弥助、孝左衛門、平田治郎八、松本十郎兵衛(足輕)篠崎嘉三治、池田竜右衛門、久保興兵衛(用聞町人)齋藤利右衛門(測量手伝人足)市助、善太郎、金治郎、伊三治、喜助、六番船宝寿丸船頭(中村源治郎・政助)椎原与三、東郷八右衛門(足輕)田尻与三兵衛、村山六郎、浜崎広右衛門(用聞町人)大山甚右衛門(測量手伝人足)新藏、喜太郎、善四郎、助治郎、善助、七番金比羅丸船頭(岡村只右衛門・千之助)田中仲右衛門、山本十藏、(足輕)坂元五郎太、平川八郎、田中彦右衛門(測量手伝人足)新藏、伊兵衛、喜兵衛、仲次郎、有助、八番宝寿丸船頭(西田早七・市兵衛)手医師小村順康、(足輕)川畑平藏、田中治郎右衛門、宇都仁八、本村戸助、山口喜助(測量手伝人足)勘十、喜三、善五郎、市太郎、林藏、甚藏、弥三、伊三治、甚藏、小太郎(右五艘屋久島種子島測量着添役并人歩)此夜深更雨  
同十一日、朝より小雨、南風、止前雨止、七ツ頃より又雨、船逗留  
同十二日、朝より雨、終日降ル、船逗留  
同十三日、朝雨、午前迄降ル、夫より止曇天、八ツ頃山川湊江向テ出帆、此夜四ツ半頃山川湊入口江着  
同十四日、朝より晴天、南風ニ付山川湊江入、上陸、止宿助市・庄左衛門、同所、年寄米北十藏、菱田貞右衛門、那見廻野間口竜左衛門、浦役富岡宅右衛門出立、此夜小雨あり  
同十五日、曇天、午前より晴天ニなる、矢張南風、同所逗留

同十六日、晴曇、南風、同

同十七日、終日曇、南風、同

同十八日、朝より晴天、続テ南風、同

同十九日、朝晴天、七ツ後より曇、南風、同

同二十日、朝より雨、南風、或ハ止、又雨、此夜七ツ半頃大地震

同二十一日、朝より雨、或ハ止、又雨、四ツ前止、小西風ニなる

同二十二日、朝より晴天、無風、五ツ前より北風ニなる、五ツ後一同乗

船、隅州佐多岬沖迄八里余乗出し、九ツ後逆風ニなり山川湊江引帰ス、

七ツ後ニ着、上陸、前家宿

同二十三日、朝より晴天、南風ニ付逗留

同二十四日、朝より曇晴、同前

三月二十五日、朝より小雨、又止又雨、逗留

同二十六日、朝曇、午後より晴、此夜明朝出帆可成と船手より申出ル

同二十七日、前夜より晴天、西風、曉七ツ半頃より荷物積立、六ツ後山

川湊出船也、午前ハ西風少、午後より戌ノ風ニなり、順風ニ而夜四ツ前大

隅国取讓郡屋久島吉田村属安房村(川湊)江着、止宿善藏・善治郎・幸八

同二十八日、晴天、測量支度ニ而逗留、此夜測

同二十九日、曇天、六ツ後一同屋久島(吉田村属)安房村(湊川中四十

八間)測所よりはしめ、残印を成(二丁二十四間)夫より山を右ニ同村内字

長江迄測(一里〇八丁三十八間一尺)九ツ後ニ帰宿、此日九ツ頃より雨、

終日降

四月朔日、前夜より雨、終日降ル、七ツ後止ム

同二日、曇天、此日より大手分、浪高ニ付両手共見合、別手坂部・永井・

箱田・保木・甚七薩州付同役松本十郎兵衛・田中忠右衛門・山本十藏(足

輕)田中彦右衛門・久保与兵衛・小田原庄八・池田竜右衛門・野添伊三治

・平川八郎・坂元五郎太(用聞)塩田正左衛門・藤田齋右衛門・斎藤治右

衛門(船頭)中村安兵衛初数人、測量手伝定人歩十五人、其外小役人着

添(但足輕迄ハ薩州本街道測量、薩州界より付同役人)波少静成ニ付、

四ツ後出立、同村字長江より初、我等・今泉・門谷・尾形・佐助、薩州付

回役留主居添役平田治郎八、着添椎原与三次、蔵方目付東郷八右衛門・足

輕山本半七・竹下庄八・浜島広右衛門・村山六郎・田尻与三治・本・戸助

・田中治郎右衛門、用聞兎玉金左衛門、大山甚右衛門、松田金助(此迄ノ

人々ハ大口街道江罷出、案内せし者)船手大船頭ハ大和田幸助、其外数人

測量手伝定人歩十五人、其外小役人着添(惣人数ハ鹿兒島城下出帆ノ所ニ

記ス)此日浪高なれ共、海岸少ハ測量相成由ニ付、五ツ頃当村二十九日残

印より初、左山ニ(初ハ安房川端、川ニ添)吉田村属船行村迄測(二十九

丁〇三間)九ツ前ニ安房村江帰宿

四月三日、朝より曇天、案内遅參ニ付、五ツ前安房村出立(測人同前)昨

日測留船行村より初、吉田村属小瀬田村止宿前迄測(二里〇八丁三十五間

二尺八寸五分)八ツ後ニ着、止宿日蓮宗本明山光正寺(一同一軒)此夜不測

四月四日、前夜より雨、九ツ半頃迄降ル、同所逗留、此夜曇晴、少測

同五日、朝より晴、小瀬田村止宿前より初、吉田村属楠川村(午食百姓

仲助、此村家数百二十軒斗)吉田村属宮ノ浦村(川湊)止宿前迄測二里〇

五丁二十四間四尺七寸(内小瀬田村海辺より宮ノ浦村海(宮)印迄一里三十

五丁三十五間〇五寸、小瀬田村測所より打下二丁二十二間四尺二寸、宮ノ

浦村測所江打上三丁二十七間)九ツ後ニ着、止宿万藏・浜助、此夜測

同六日、晴天(宮ノ浦村逗留測)朝六ツ後同所川口(宮)印より初、吉田

村属志戸子村内石浜迄測(一里三十二丁一十三間一尺二寸)六ツ前ニ帰宿

同七日、曇天、朝六ツ後宮ノ浦村出立、歩行二里程、志戸子村内石浜よ

り初、吉田村属一湊村川口迄測(一里〇二丁〇四間二尺)外ニ矢筈岬片測

(一十三丁四十〇間一尺、川口より止宿打上三丁二十五間、小瀬引付一十

八間、合一里一十九丁〇九間三尺、一湊村江七ツ頃ニ着、止宿万助・新助

曇不測

四月八日、朝曇、六ツ後一湊村出立、同所川口より初、吉田村地内迄測、

午前小雨、午後大雨、大浪ニ付八ツ頃打留一里三十四丁四十三間一尺、夫

より八ツ半頃ニ長田村着、止宿久八・要助、坂部用意宿、千治郎、此夜大雨

同九日、大曇、午後より度々雨、四ツ後長田村川口より逆測、昨日打留

吉田村地内迄測(一里〇二丁〇四間〇八寸、外ニ川口より止宿打上二丁一

十五間)七ツ前帰宿、夫より別而大雨、終夜朝迄降ル

同日、朝雨、見合、雨止、四ツ半頃長田村川口より順測、同村字岬前迄測一十七丁二十八間四尺、波高二付船測不相成、海岸大岩石ノ測、八ツ半頃ニ帰宿、此夜晴テ測量

同十一日朝晴天、北風寒シ、浪高二付見合、四ツ前ニ乗船、昨日測量岬前より初、同村内字ユルンデ岬ニ而別手と合測（一里二十五丁〇八間五尺六寸、外ニ岬片測三丁一十八間、合一里二十八丁二十六間五尺六寸）六ツ前出會、夜六ツ後両手共長田村着

屋久島手分坂部・永井・箱田・保木・甚七

四月二日、朝曇、浪高二付見合、四ツ後出立、安房村字長江より初、栗生村属麦生村迄測（此日波高、船測ならず、海岸大岩、又ハ山ノ越、海岸ノ山を測、一里二十二丁三十七間二尺）止宿日蓮宗本慶寺、別宿善治郎

同三日、曇（八ツ頃小雨、直ニ止）栗生村属麦生村より初、同所属原村同所属尾ノ間村迄測（一里三十一丁四十二間）止宿日蓮宗本経寺、別宿喜蔵  
同四日、朝より大雨、同所逗留、七ツ頃雨止

同五日、朝曇、四ツ頃より段々晴、尾ノ間村より初、栗生村属小島村、（浦崎岬当島ノ極南）栗生村属平内村、同椎野村（此村人家なし、平内村ノ内ニなる）栗生村属湯治村迄測（二里三十五丁五十一間）止宿金助・平蔵・孫四郎

同六日、朝晴天、午後より曇、湯治村初、栗生村属中間村、夫より栗生村迄測（二里〇〇丁一十二間二尺四寸）止宿治右衛門・助左衛門・市蔵

同七日、曇、時々小雨（栗生村逗留測）同村より初、（芋）印を殘（芋生川中四十五間）長田村地内迄測（一里一十〇丁〇八間）又（字）印より初、芋生川縁ヲ栗生村止宿迄測（八丁一十六間）合一里一十八丁二十四間

同八日、朝より雨、次第ニ大雨、同所逗留

同九日、朝より曇、波高、測量不相成、逗留、四ツ時より小雨、夫より大雨同十日、曇、北風強、船測不成、見合、四ツ後より出立、七日測留長田村地内より初、同村内（岩）印迄測二十四丁三十三間又（岩）印より山測（二丁二十四間）

同十一日、朝より晴天、北風強、四ツ頃迄見合、出立、昨日測留（岩）印より初、長田村字ユルンデ岬ニ而別手と合測（六ツ頃前、一里一十三丁五十九間）両手一同長田村着

四月十二日朝より小雨、見合、九ツ後風静ニ付、一同乗船長田村出立、五里、吉田村属宮ノ浦村江七ツ半頃ニ着、止宿万助・浜助・孫兵衛、此日波浪大ニ静、夜雨

同十三日、朝雨、無程止テ大曇、見合、又風雨ニ付同所逗留

同十四日、朝雨、或止或雨、南風、乗船難成見合、坂部・永井・箱田・保木・甚七、小瀬田泊ニ陸行、遂ニ安房村ニ至る、八ツ半後ニ安房村江着我等・今泉・門谷・尾形・佐助、久保木宮ノ浦村逗留、明朝乗船、安房村江舟行ト殘居、大西風となるニ付、浪高ながら八ツ後乗船、七ツ半前安房村江着、陸行先手より半時程遅着、止宿ハ同前

四月十五日、曇、種子島渡船仕立ニ付逗留

同十六日、朝より晴天

同十七日、曇天、西風、四ツ前より晴、此夜測

同十八日、曇天、東風

同十九日、前夜より雨、五ツ頃より大雨、終日、夜も同

同二十日、曇、度々雨降

同二十一日、晴曇、四ツ頃より晴天、此夜測量

同二十二日、朝より曇、午後より微雨、暮より雨

同二十三日、曇天、小雨、屋久島安房村逗留、順風を待

同二十四日、朝より晴、又曇

同二十五日、朝より晴、又曇晴、九ツ後種子島渡海ニ風小吉と云ニ付、荷物積立、乗船、併順風ならず、此夜船中止宿

同二十六日、大曇、風余程佳と云て出帆、八九里も舟行、種子島内ニ至て逆風、并雨小降ニ付、種子島内島間村江上ル、止宿本陣市郎右衛門、脇宿（嘉兵衛・金作）上陸益雨、夜は大風雨

同二十七日、朝より雨、午前より止、又微雨（種子島佐渡内浦方役日



高源右衛門、当島間村年寄岩川嘉兵衛(出ル)

同二十八日、朝より曇ル

同二十九日、朝曇、或小雨或小晴、種子島佐渡(赤尾木時任丈左衛門・年寄上妻七兵衛)来ル、番頭(美座半兵衛・上妻才十郎)浦役森十郎右衛門・郡見廻日高周左衛門来ル、此夜小測

五月朔日、朝より晴天、島間村より種子島南北手分(同所逗留測)朝六ツ後一同出立、今泉・門谷・尾形・佐介島間村止宿測所下より初、字稻子泊、油久村字楓瀉、屋久津、阿高磯、油久村野間村界迄測(二里〇八丁三十三間)九ツ半ニ帰宿、永井箱田・保木・甚七島間村止宿測所下より初、左山ニ添、字崎田、島間岬、字牛野、中野村字中野、塩屋、字大川迄測(一里三十一丁三十九間)九ツ後ニ帰宿、此夜晴天測量

同二日、曉晴、午前より曇、七ツ半後、我等・今泉・門谷・尾形・佐助島間村出立、種子島内油久村野間村界より初、野間村、納官村(字あけ尻野小屋中食)(吉)印迄測(一里二十四丁〇九間)(吉)印横切、(松)印迄(二十九丁四十六間三尺)又(吉)印より初、海辺津脇迄測(三十二丁一十二間、合三里一十四丁〇七間三尺、外止宿打上四十五間)八ツ後浜津脇浦着、止宿(濱右衛門・嘉兵衛)此夜曇天

同三日、曇天、朝六ツ後浜津脇浦止宿前より初、牧川、佐吉村止宿前迄測(一里三十三丁一十六間)夫より字片野山、能野内浜迄仕越測(二里〇五十七間、合二里三十四丁一十三間)八ツ半頃住吉村江帰宿、止宿(新太郎・甚右衛門)此夜雨

五月四日、曉迄雨、六ツ頃止、六ツ後住吉村出立、字能野内浜より初、途中より大雨、西ノ面村字右寺、字海士泊、西面村内赤尾木、田ノ脇横切(赤)印迄測(一里二十六丁三十六間)又(赤)印より赤尾木止宿下浜迄測(五丁一十二間、合一里三十一丁四十八間)止宿中食共日蓮宗華藏山慈遠寺、夫より仕越字花里迄測(二里〇四丁二十四間、惣数三里〇〇一十二間)八ツ後帰宿、終日小雨、八ツ半より中雨、夜も雨

同五日、朝より雨、四ツ後止、曇天微雨、同所逗留測、四ツ半後止宿出立、同所(赤)印より初、同村内字現和迄測(野)印を殘置(一里一十七丁〇七ツ後帰宿、此日時々小雨

同六日、朝曇、午前より小晴、六ツ後赤尾木出立、四日測留西面村字花里より初、國上村内浦田浦止宿前迄測(二里一十八丁一十五間)夫より入海廻(三丁一十八間、(江)印を殘、小島一周為なり)横切(三丁二十間、(切)印を殘、岬一周を繋ク、(江)より(切)印迄、七丁三十三間、(切)印仕越(七丁〇九間、仕越合二十一丁三十〇間、内浜迄惣数三里〇三丁三十五間、此日海岸岩石難所)七ツ半前帰宿(浦田浦、小湊なり)止宿(喜太郎・喜三治)此夜測量

五月七日、晴曇、六ツ頃浦田浦出立、昨日測留内浜より初、國上村之内浜脇塩屋浜迄測(大)印を殘二里二十五丁五十一間、止宿江打上七丁二十八間、合二里三十三丁一十九間(此日海岸大難所)八ツ後國上村内井関村着、止宿(庵一軒、市田一軒)此夜曇天少測

同八日、朝白曇、後晴曇、六ツ後井関村出立、昨日測留浜脇塩屋浜(大)印より始、國上村枝沖ノ浜田、同安納村、西面村字障子浦、西面村枝現和村内田ノ脇海辺(字)印迄測(二里一十六丁二十四間)由ノ脇(飯小屋中食)夫より横切(五月五日横切残し杭)現和村ノ内(野)印ニ繋(三十三丁四十六間一尺、合三里一十四丁一十〇間一尺)八ツ半前赤尾木着、止宿同前、当所年寄時任丈左衛門・番頭上妻才十郎、郡見廻遠藤壯兵衛出ル、午後より又曇天、此夜少測

大隅国熊毛郡種子島半分測坂部・永井・箱田・保木・甚七

五月二日、曇天、中野村字大川より初、字広浜、字立石、枝塩沢、昼林中野村西目崎、枝西目、門倉岬迄測(二里一十二丁四十五間)西目止宿法花宗本仁寺

同三日、曇天、午前小雨、六ツ頃出立、中野村字門倉岬より初、荃永村小佐鼻、字竹崎迄測(三里〇二丁三十九間)荃永村止宿客館、外郷土岩坪甚歳

同四日、朝より風雨時々止、五ツ半頃迄見合、出立、荃永村字竹崎より初、荃永村枝平山、字浜田迄測(二里〇三丁五十九間)止宿旅館家番羽生八百右衛門

同五日、雨、逗留

同六日、朝曇、四ツ頃より小晴、又曇、荦永村字浜田より初(黒川巾十間)大浦川尻(巾四丁四十二間、汐入、中央村界)由久村(阿岳川巾三十〇間)熊野川(渡巾九十間、汐入)字熊野(熊野権現社あり、種子島家より勧請)字女洲迄測(二里〇三丁三十八間)止宿油久村旅館家番下村四郎兵衛、海辺より二十五六丁山手

同七日、朝より晴天、由久村字女洲より初、野間村字竹屋野、田尻川(巾十間)納官村枝益田(益)印を殘(二里二十三丁二十一間)夫より(五月二日別手ノ横切(松)印ニ繫、三十一丁四十三間三尺)(益)印より仕越、字岩屋口(小川巾六間)字小塩屋、字大塩屋迄測(一里〇八丁四十五間、三口合三里二十七丁四十九間三尺)止宿納官村旅館、家番脇瀬権左衛門  
五月八日、晴曇、納官村枝益田、字大塩屋より初、住吉村枝安城、字休泉、川脇川(巾十間)字川脇、枝安城迄測、三里〇三丁四十五間、安城止宿旅館、家番永野半右衛門

同九日、曇天、安城より初、西面村枝田ノ脇(田脇川、巾十二間、猪ノ子川、巾十二間)田ノ脇(字)印江繁測(一里二十四丁二十二間五尺、坂部ハ四ツ半頃、永井・箱田・保木・甚七八九ツ前、赤尾木江着)九ツ半頃より小雨、七ツ半頃止(坂部方ノ案内、上妻七兵衛・岩川嘉兵衛・浦役森十郎右衛門・郡役日高周右衛門出る)

五月十日、朝より小雨、又止、終日曇ル、夜ハ雨

同十一日、朝より雨、終日降ル

同十二日、朝より曇天、小雨、又止、此夜も雨

同十三日、朝より小雨、或止或降、夜も同

同十四日、朝雨、七ツ頃止、夫より曇

同十五日、朝曇、四ツ頃より段々晴、午前より晴天、夜曇晴測

同十六日、朝小雨、四ツ半頃止、又八ツ半頃より小雨、夜雨、又止

同十七日、朝大雨、終日降(三月二十三日御勅定所より薩州御屋敷江相渡候由)江戸書状届

同十八日、朝曇、五ツ後より曇晴、此夜晴天測

同十九日、朝より晴天、南西風、此夜亦測

同二十日、曇晴、同風、此夜曇、後ハ晴、測量

同二十一日、晴天、同風

同二十二日、曇晴、五ツ後辰巳風ニなる、五ツ半頃より荷物積入、四ツ後種子島赤尾木出帆、次第三順風ニ而七ツ半頃山川湊着、舟泊

同二十三日、朝晴天、六ツ半山川湊出船、順風ならず(マギリ乗)九ツ後より南風ニ而順風ニなり、七ツ半後鹿尾島城下着、止宿同前

同二十四日、朝より晴天、夜亦同

五月二十五日、曇天微雨、薩州侯御料理并國産銘々江御贈被下

同二十六日、晴曇、江戸書状相渡、尤二十九日定飛脚出立の由

同二十七日、朝より晴天、四ツ後鹿尾島城下出立、同所より乗船、風悪し、九ツ後より順風、曇天雷鳴、八ツ半頃大隅国桑原郡浜ノ市村江着、着前より白雨あり、七ツ前止、止宿本陣喜太郎・脇五郎兵衛・同定右衛門、

当所年寄服部休左衛門・安樂伊右衛門・浦役市来四郎太・郡見廻徳持嘉左衛門出る、此夜曇晴測

同二十八日、曇小晴、先手六ツ頃、後手六ツ後、浜市村出立、後手我等

・門谷・尾形・保木・佐助、大隅国桑原郡浜市村海辺より初、畑中村、内山

田村、見次村、内村字辻(宮印迄測、此辺宮内と云、浜市村より宮印迄、二十九丁一十〇間五尺、宮印より本社迄五丁二十三間合三十四丁三十三間五

尺、夫より因分八幡江參詣、因分八幡社、領主より社領七百六十石、祭神(彦

火火出見尊・仲哀天皇・応神天皇・神功皇后)末社(日本武尊・高良明神

・豊玉姫命、風早神社、神主桑幡信濃守、別当天台宗跡勸院)先手坂部・

永井・今泉・箱田・竿取甚七、内村宮印より初、字コイノ内、枝川原、広

瀬川(土橋巾三十六間)中央ハ郡界、噺崎郡姫木村(中食先後手共忠右衛

門)字石跡、松永村止宿迄測(一里〇七丁二十一間)止宿(本陣郷士)津

出伝之助、坂部郷士岩崎伝兵衛(下役中郷士)前田嘉左衛門、(内弟子

郷士)吉永鉄蔵、当村年寄細山田源右衛門・本田藤左衛門・郡見廻川越利

右衛門出ル、九ツ半後より雨

同二十九日、曇天小雨、先手六ツ頃、後手六ツ後松永村出立、後手我等

・今泉・門谷・保木・甚七同村より初、字劍野、同土田、葛坂、重久村字

春山(家二三軒、本村ハ遠シ、一里程右方) 大窪村、大窪坂、田口村字林北、先手残印迄測(即霧島山紙屋道追分二里一十四丁一十四間三尺、午食郷士) 惟原八郎治、先手坂部・永井・尾形・箱田・佐助、磯崎郡田口村字林北(霧島山紙屋道) 追分より初(午食郷士馬場忠右衛門) 枝松谷、一ノ華表、仁王門、霧島川(土橋川中十五間) 霧島山、山下坊測所迄測(一里一十九丁三十〇間、外六社権現迄二百〇一間) 合一里二十二丁五十一間、霧島山六所権現(又曰六宮権現) 祭神(瓊々杵尊・彦火火出見尊・鸕鷀草不合尊・神日本磐余彦尊・木花開耶姫・玉依姫) 合社、社領五百四十〇石(人皇三十代欽明天皇御宇開基) 本坊(真言新義) 花林寺、坊中六、山下坊(即我等旅宿) 同隠居(坂部) 林泉坊(下役三人) 集福坊、仙藏坊、谷口坊、花藏院(薩州着添役人ニ而六坊不残止宿) 先手九ツ前、後手九ツ後霧島山着、四ツ頃より雨止、曇晴

五月晦日、朝曇天微雨(午後急雨) 先手六ツ頃、後手六ツ後霧島山出立、後手我等・今泉・門谷・尾形・佐助無測一里半辰、昨日田口村字林北紙屋街道追分より初、日向國諸県郡(島津筑後給地) 安永村字猪子石(此街道ヲ猪子石街道とも云) 字ズイノ平(野小屋中食) 字戸ノ口、先手初迄測(三里〇〇三十四間三尺五寸、島津筑後在所都ノ城より年寄北潮九郎右衛門役人野崎寛左衛門・郡見廻志摩竜右衛門・二宮八郎右衛門出立) 先手坂部・永井・箱田・保木・甚七、安永村字戸ノ口より初、字三池(周一里半計ありと云、溜池なり、霧島山ノ麓ニ近シ、殺生禁断と云、然レハ御池なるへしと思ハル) 浦牟田村(枝藏川、家並、此所より東霧島山錫杖院江八丁と云、新義真言宗ニ而地領五十石、東霧島御在所権と云、伊弉諾尊・伊弉冊尊祭ると云) 藏川(板橋中六間) 枝狭野、神徳院入口迄測(二里二十一丁一十二間) 先手ハ七ツ前、後手ハ七ツ後二着、止宿(霧島山仏花林寺、神徳院、寺領二百石余、天台宗、東叡山末) 脇宿百姓平兵衛、狭野権現社祭神(天津彦火瓊々杵尊・木花開耶姫命・彦火火出見尊・豊玉姫命・鸕鷀草不合尊・玉依姫) 合六社、天曆年中中興、此夜測量

六月朔日、朝曇、四ツ頃より晴又曇、先手六ツ頃、後手六ツ後、狭野神徳院出立、同所測所より初、昨日先手終同門前迄(五丁一十五間一尺五

寸) 夫より高原村(ニゴリ川、土橋六間) 字花堂、同鹿兒ノ山、先手初迄測(二里〇四丁三十三間、二口合二里〇九丁四十四間一尺五寸、中食高原村郷士齋藤平治郎) 先手坂部・永井・箱田・保木・甚七、諸県郡高原村字鹿兒山より初、字越、猿瀬川(船渡し、巾一十八間) 中央村界、麓村字猿瀬、同村内加久藤追分(分) 印残、一里三十〇丁) 夫より麓村枝野尻、止宿前迄測(二十一丁〇九間、合二里〇五丁〇九間) 先手九ツ前、後手九ツ後二着止宿(野尻郷士大谷平内・満田主右衛門・大保佐吉) 当所郷士年寄(横山嘉藤治・伊達善右衛門) 郡見廻(伊達肥治右衛門・吉村治右衛門) 出立、浦牟田村年寄郡見廻高妻五郎兵衛来ル、此夜不測

六月二日、大曇、四ツ頃より雨、此日大手分、坂部・今泉・箱田・保木・甚七肥後人吉米良江向、我等・永井・門谷・尾形・佐助紙屋街道、佐土原城下江向、六ツ後野尻出立、同所より初、字天ヶ谷、紙屋村内ニ而中食百姓藤左衛門、字今別府、紙屋村止宿迄測(二里一十二丁三十四間、止宿前より打越七十八間、合二里一十三丁五十二間) 九ツ前二着、止宿百姓箱石衛門・伝右衛門、此所薩州口留番所あり、途中並ニ紙屋村江(西園御郡代三河口太忠支配所、日向諸県郡塚原村庄屋万五郎) 来ル、此夜不測

同日、前夜より大雨、四ツ頃雷雨、九ツ前より小雨、九ツ後微雨、八ツ後より段々ニ天気ニなる、此夜暫時晴天ニ付測量、夫より曇、深更大雨 同四日、朝雨、見合、五ツ後紙屋村出立(此日出立後度々雨、九ツ前より晴曇) 同所より初、漆野村字新村、浦ノ名村(此村中々狭) 又漆野村、南方村枝五ヶ所(同十ヶ所、同新屋敷、綾川本川十八間、枝川二十八間) 枝楊村(綬と号し賑なり) 止宿前迄測(二里一十六丁三十一間二尺五寸) 九ツ後二着、止宿百姓(十左衛門・平右衛門) 此所江高鍋用閑奈須屋岩吉采ル、南方村年寄大始良方之助・中原八郎右衛門・郡見廻野元嘉左衛門出立、明日の測量先森永村、木庄村庄屋山出ル、兼而薩州平田治郎八江頼頼候ニ付、薩州侯より御贈被下候紗綾三反江戸江屈候儀を相頼、此度御贈物芭蕉布三端、外ノ袴地江取ける、江戸屈之儀、別ニ上布式端整具候様金銭而、平田承ニ而、用聞見玉金左衛門江相渡ス、此夜晴天測

六月五日、朝より晴天、六ツ後南方村字綾出立、同所より初、字元町、入

野村、八日町(入野村年寄市来清左衛門・大迫城助鎗ニ而途中江出ル)夫より(薩州領界、御料所、此所迄平田治郎八、并椎原与惣治、用間三人、足輕迄送別)從此同国同郡三河口太忠支配所、森永村(北綾川中二十七間四尺、即綾川支流)字平城、竹田村、又森永村(庄屋庄太夫ニ而小休)本庄村字新堀、枝十日町、枝神ノ原、○印迄測(一里三十五丁二十三間○印より一十○丁○六間)八幡、八幡宮(日向国惣社ト号ス)祭神三坐(応神天皇・仲哀天皇・神功皇后)末社(若宮左・武内右)善神王(四社、元禄元年辰年より除地二十○石七斗式升)別当神宮寺神主宮永河内(○印より本庄村六日町止宿迄五丁四十五間、街道合二里○五丁○八間、八幡社江打上一十○丁○六間)四ツ半後本庄村(止宿中食)夫より御料地、高鍋領界まで仕越(二十一町四十四間二尺五寸、内三名川中、二十二間二尺五寸)八ツ頃前ニ帰宿、止宿(本庄村、六日町庄屋、彦兵衛・正之助)本庄村十日町部当惣右衛門・同六日町部当保左衛門・同庄屋彦兵衛・御料所須志田村庄屋源左衛門出ル、佐土原島津淡路守用聞部当平原要吉・後藤善兵衛来ル、高鍋秋月佐渡守大庄屋岩村貞介・用聞奈須屋岩吉来ル、高鍋より使者平田八百吉高鍋侯より贈物(干鯛一箱、椎茸一箱)持参、此夜暗曇、測量、深更より大雨

日向国諸県郡麓村枝野尻より坂部・今泉・箱田・保木・甚七(佐土原人吉)街道追分より手分街道測量

六月二日、朝曇天(午後小雨、亦暴雨)麓村追分(分)印より初、三箇ノ山村枝大脇、枝栗須宇西原、岩瀬川(土橋中四十五間、左堤分村、右水流追村)野仮屋中食(左右)細野村(字野町・駅場)制札前迄測(此所小林とも云)三里○七町一十二間止宿(貞八・利右衛門・重吉)

同三日(前夜より雨、朝大雷鳴)四ツ半頃迄見合、小雨ニなる故ニ測、細野村字野町制札前より初、西方村石氷川前迄測量(二十九町三十九間、此川大水ニ而橋流レ、不得渡故ニ引返シ、野町再宿ニなる)

同四日、朝より雷雨、四ツ前より止テ晴曇、西方村石氷川手前より初(坂橋巾十二間)北方村(左原田村、右大河平村)同杉水流村(左右)原田村字大平(駅名)飯野町、休平右衛門、久留孫川(巾二十四間、川内川上也

左前田村、右坂本村)同大名司村(左右)岡村(大名司川、巾六間)中福良村枝加久藤(去々午年残印)(加)印ニ繫、惣数三里二十九丁三十五間、又此所も(駅)加久藤宿止宿、禰曹洞宗瑞壽山徳泉寺、一軒ニ而済同五日、晴曇(暴雨数度、直クニ止)加久藤出立、無測量ニ而薩州領界(此所迄薩州付添役人送ル)至る、夫より肥後国玖摩郡人吉領大畑村昼休(駅場、酒造家)与右衛門、八ツ前人吉城下着(相良志摩守居城二万二千百石余)止宿客館、家番又兵衛(人吉侯より贈物あり、別ニ記シ置)

文化十一年五月二十三日、曇天、午後晴、此朝帰府ニ付、内弟子一同御証文、且御遠鏡持参致返進、尤麻上下着、浅草高橋御役所(下役中ニも出會)高橋氏江逢談、夫より我等斗、小普請組頭洪江新之助江、今日帰府之段申進、津田家江立寄、小川町広小路支配配松平石見守殿江罷出、着届申置、堀田振津守殿江罷越、七ツ時後、深川江帰宅

### 資料第九 第二回九州測量終了、帰府後の江戸日記(伊能忠敬)

五月二十二日、曇天、六ツ後新座郡(大岡源右衛門御代官所、伊賀者給地)白子村出立……板橋渡中七間打止メ迄……昼休板橋平尾町川越伊勢屋佐兵衛、夫より無測、江戸内着

同二十三日、曇天午後、五ツ半時過出宅、表向江戸表着ニ付、御届并御証文、且御遠鏡持参、麻上下着、弟子共モ召連、高橋家江相越、下役衆(永井・今泉・門谷)出會、高橋ニ逢談(御証文巻通、御遠鏡一箱)返納相済、夫より我等斗小普請組頭洪江新之助江罷越、今日江戸表着之段申進、津田家江立寄、夫より堀田振津守殿江罷出、当時支配配松平石見守殿江罷出着、御届ケ申置、七ツ時過帰宅

同二十六日(朝曇天、昼後晴)八ツ頃出宅、高橋家江相越(兼而伺置國々

領主より贈物) 并目録等之儀、伺済之旨種々御用談等相済、六ツ半比掃宅

同二十七日、晴、六ツ半比出宅、麻上下着用、国産并目録、国々領主よ

り贈物為礼、口上書手札持参、左之通相越ス(鉄炮洲五島大膳殿、天文方

渋川助左衛門江立寄) 芝塩留奥平大膳大夫殿

日新錢座伊達家内 日新馬場薩州侯 赤羽根

桑原隆朝宅江立寄 札之辻久留島伊予守殿 有馬侯

三田小山島津淡路守殿 麻布新町秋月佐渡守殿 芝新堀黒田甲斐守殿

五月二十八日、細川侯

五月二十九日……九ツ前掃宅、但今日迄ニ而礼廻リ不殘相済

六月朔日、朝曇、午後曇晴(会田庄左衛門、同惣太郎) 来、我等八幡宮参稽

六月二十六日、晴天、今晚下總国佐原村より碎三郎右衛門病氣之趣、兼生不相叶、去ル二十四日亥刻死去いたし候段申来候ニ付、定式之忌服相請候

七月十三日、飛禪国高山止宿鍵屋与作方より以書状、兼而貸置候国図二枚相返ス

七月二十三日、今日嫡孫承祖願之儀ニ付、世話役須藤湯谷八十八来ル

十一月二十三日、晴、大野弥三郎入来、日向・薩摩・豊後国図三枚借遣ス、星図三枚相返ス

〔編者解説〕千葉原佐原市の伊能忠敬記念館に『伊能忠敬先生日記』と総称する三十余冊がある。大きさは横十三・五センチ、縦二十五・五センチ、または横十七センチ、縦二十三センチなど、大小があり、伊能忠敬一人の筆ではない。この日記のうちから、寛政十二年の北海道測量から文化十二年・三年の

伊豆七島測量までの測量出張の日記を抜いて清書したのが『測量日記』と総称される二十八冊である。それらは『蝦夷子役志啓行策略』『蝦夷子役志』『沿海日記啓行策略』『沿海日記』『測量日記』『量地日記』と、前後に名称が変わっている。この測量日記は伊豆七島等測量の二冊を除いて、他は全部忠敬の自筆である。その写本は東京上野公園の日本学士院にある。

測量期間中の『日記』(原簿)と『測量日記』について、大谷亮吉「伊能忠敬」(頁六一九)に「原簿の遺存せる部分と清書せる測量日記とを対照するに、字句、文章には多少の異同あるも、其内容に至りては毫も差違の存する所を見ざるが故に、清書に係るものも原簿と同様の価値を有するものと云ふべく、原簿の欠失は必ずしも深く惜むに足らず」とある。私は必要部分について前者を対照したが、内容は同様であっても、その字句文章の相違のうちには参考になったものがある。さらに測量出張のない期間の江戸における忠敬等の活動状況は『日記』(その部分を『江戸日記』と呼ぶ)によって知るほかはない。僅かに抄出した『江戸日記』によっても、島津藩士野元嘉三次の活動が明らかになり(資料第五、第七)、測量出張から帰附した後に諸侯からの贈物について当局に伺済みのうえで処置すること、文化十年六月七日北九州測量中に死亡した長男景敬の正式の死亡届を測量終了後に出していること、飛禪の高山の者、大野弥三郎(江戸神田の時計師、忠敬等の測量機を製作した)に国図を借出している(資料第九)ことが知られる。このことは地図が外に出る一系路を示す。忠敬が諸侯の国絵図を用意したことは資料第二十参照。『江戸日記』についてはなお調査が充分ではないが、日本学士院の『伊能忠敬江戸日記』の解説(大谷亮吉氏のもの)と見られるに「ソノ日誌類ノ全ク逸散シテ遂ニコレヲ探求スル能ハザルモノ左ノ如シ」として、享和元年十二月八日から同二年六月二日まで約六カ月、享和二年十月二十四日から同三年二月十一日まで約四カ月半、享和三年十月十三日から文化二年二月二十四日まで約一年四カ月、文化八年五月九日から同年十一月二十四日まで六カ月半、文化十二年正月から文政元年四月まで約三年余、という事実が示されている。なお『測量日記』の、資料整理のためのものと見られる朱の符号はすべて省略した。原文の丸印の文字は印刷の都合により括弧で囲んだ。『測量日記』の原文では、坂部隊の手分け測量の記述をすべて一字下げて記してある。この体裁を示さなかったのは編者の不注意であった。

資料第十 伊能忠敬の關係書翰

その一、文化七年四月八日付、日向国延岡から高橋景保へあてた書翰

(日本学士院「伊能忠敬御用言書翰集」)

一筆啓上仕候。愈々御揃御安泰可被遊御座奉恐喜候。随而下拙共一同無異儀、昨六日向国臼杵郡延岡、内藤龜之丞殿城下江安着仕候。乍恐御安意可被下候。

一先月初豊後国海部郡佐伯城下より愚簡差出し申候。相届御高覽被下候儀と奉存候。右書面ニ申上候通、佐伯領之儀、磯灣入海岬数多、岩石難所之上ニ、烏々海岸共百余里ニ及候間、一同日々出精相測候而も、三十四五日日数相かゝり、当月二日に当延岡領江相移り、六日に延岡城下江着仕候而、手近海岸島々測量、今日相済、明九日当延岡城下山立仕候。今四日も延岡領相測、夫より御代官羽倉権九郎元支配所、御料所村々、三四日相掛り、同国高鍋領ニ相成候。夫より佐土原領、依肥領も測、薩州領日向国(是は海辺五七里ニ而大隅国ニ相成候よし)取掛り候ハ五月上旬と奉存候。出立前ニ測量之儀掛合候薩州留主居着添役野元嘉三次と申仁、此度延岡城下江罷越候間、測量之筋も相談仕候。扱薩州領日向国南海ハ大難所ニ而、海岸通行も船測も不相成、薩州海辺にも大難所有之候由、種ヶ島屋久島海辺、大隅より里数近き様ニ存候得共、大隅より八海上悪く、薩州鹿兒島辺より日和を見合、相渡り候事と申候。何れ薩州領ては存之外、日数余分相掛可申哉ニ奉存候。

一当延岡城下ニ而昨夜測量仕候處、北極出地三十二度三十五分程ニ相成候。是迄は暑氣も無之、海岸乍難所も測量宜く御座候處、此上ハ逐日北極度ニ連レ、暑氣モ強ク相成可申奉存候。弥大暑ニ相成候ハ、午前を出精相測、午中より相休避暑可申一同申合候。其御地旧冬、大寒氣と承候得ハ、当夏大暑も難計候。御用心御保養御後可被遊候。猶追々可申上候。恐惶謹言

四月八日

伊能勘解由

高橋尊君 玉机下

猶々御家内様江宜敷仰通被下候様奉願候

翰

その二、文化七年八月二十日付、薩摩国串木野から高橋景保へあてた書翰 (同上)

一筆啓上仕候。秋冷ニ相成候得共、御安泰可遊御座恐喜候。下拙共一同無異儀御用相勤候間、乍恐御安慮可被下候。

一先月二十六日薩州河辺郡片浦より愚簡相認、鹿兒島江向差出申候。追々相届御高覽可被下候。夫より国々海辺相測、同国日置郡市来湊と申所へ晦日着、翌八月初日右湊村より上飯島江海上十三里渡海、上飯島下飯島一昨十八日漸測量相済、昨十九日又々市来湊江渡海仕候。扱薩州領之儀も余程済、当月中ニは肥後国界迄相済、来九月十日頃迄は薩州領長島獅子島相済、夫より天草島江相渡可申哉ニ奉存候。

一市来湊より此度大手分仕候而、坂部青木内弟子二人、掉取共、右所より鹿兒島城下迄横切測量仕、夫より先差而海辺測量仕候節、印を殘候大隅因始羅郡加治木根土村と申所より、加久藤と云本街道を肥後国人吉城下夫より同国八代迄相済、天草島出會と都合仕。天草島之儀は存之外大島ニ而、大島は周回六七十里、中島三十里余、小島五六里を頭とし、数多有之候由、下飯島迄天草大庄屋罷越し物語ニ御座候。左候ハ、二ヶ月も相掛可申哉ニ奉存候。肥後国熊本城下江ハ何れ十一月末歟、十二月初旬着と奉存候。

一木星小星測量之儀、先達而も申上候通、其夜ハ其時刻ニ兎角相曇リ候而、毎度測量仕兼、一同残念ニ奉存候。兼而御推歩被下候日数ハ、昨十八日夜迄ニ相済候得共、実測ハ当月二日夜ニ小星凌犯之内、漸一星凌犯相測候而已ニ御座候。仍而此度測稿も差上ケ不申候。帰府可入高覽候。恐惶謹言

八月二十日

伊能勘解由

高橋尊君

猶々御家内様江宜敷仰達被下候様奉希候。扱当国大暑之儀も四五日前より大ニ減じ、朝暮夜分ハ大ニ宜相成申候。自今測量ニは能有之候得共、秋風ニ而波高ニ成、船測ニは度々差支可申奉存候。猶追々可申上候。以上

〔編者註〕飯島から市来湊に帰航したとあるは串木野の誤記。

その三、文化九年三月五日付、鹿兒島城下から桜井秀蔵へあてた書翰

(同上)

愈御揃御米安被成御座珍重不少候。随而我等初一同無別条、所々測量、

二月二日薩州鹿兒島城下江致安着候。御安慮可給候。  
一 深川留守宅之儀、何角御世話添存候。正月申書状進候間、相届御覽可被成候。何れにも相成なる売居家買入不申候間ハ、深川宅売払候儀ハ御見合可被成候。掃府地圖仕立ニ差支候而ハ、上江対し相済不申候。

一 佐原本家正月認ノ書状相届候所、深川家主善蔵方より元地代引請候上ニ、一ヶ年金三兩差出シ備用致度申候。備成借用人有之旨、佐原江申来候ニ付、其御方江相談取極候趣申来候、其方が都合宜候。定而右相談相整候儀と察入候。此上御近所ニ地圖も出来可申程之格好なる売居家、御問立ニ成候ハ、佐原江御談し御整可給候。取急キ候ニ不及候。深川宅借し家ニ相成居候得ハ、若し来生迄にも相成之売居家無之候ハ、先ハ深川ニ而地圖仕立、其上之儀ニ可致候。乍末毫御双親様并御内室江宜敷御松運可被下候。屋久島種子島測量相済、鹿兒島城下江帰帆候ハ、猶又御沙汰可申入候。以上

二月五日認

伊能勘解由

桜井秀蔵

(編者註) 桜井秀蔵は忠教の庶子。

その四、文化九年三月五日付、鹿兒島城下から長女妙薫、長男の妻お里てへあてた書翰

(伊能忠教記念館)

十二月十七日、正月四日、十三日出御文、一同ニ薩州鹿兒島相届被見致し候。弥御家内御揃機嫌能御着し被成、目出度く存じ参らせ候。我等一同無事ニ三月二日鹿兒島城下江着いたし候。御安慮可給候。

一 出立の節失念取落し候七寸の曲尺、泉江かけ候眼鏡、衣裳目録等、手紙御添、浅草江御頼被遣候所、高橋氏より早速御勘定所江御差出、夫より東海道天津御郡代江御渡之所、我等共甲州測量之節妙へ、測量先不相分候とて御勘定所へ相歸し、又々御勘定所より天津御郡代江相渡り、正月二十五日豊前國小倉城下宿繼ニ而相届申候。延引ながらも御威光ニ而無

滞相届致落手候。御安慮可給候。

一 旧冬持病の痰少々殆候所、十六七日も相掛致全快候。炬燵手炙其外皮紙子の衣服ニ而大ニ寒を凌キ候。痰ノ煉葉ノ方書被遣相届候。

一 間宮林蔵儀出立後も彼此致世話候よし、深切の事ニ候。此人大晦日蝦夷出立之段、高橋氏より申来り候。是ハ古江立寄候事ゆへ大晦日出立と察し入候。

一 本家分ニ備後表合七十畳、其根元ニ而御調可被成旨伝越され致承知候。早速箱田良助江申付候。屋久島種子島相済、小倉近所江引返候節迄ニ備中か備後江注文為致、御城米船序ニ江江直回ニ相成候様執斗らせ可申候。本景ノ上ノ二間継花御盛鉢の品、備後ニ可有之や段仰遣され承知致し候。追々相料、備後備中ニ有之候ハ、相整遣し可申候。扱右備後表いつ頃ノ御入用ニ相成候や。来酉ノ春入用ニ候得ハ江江直積の都合も宣候。入用の月を追ての御状ニ可被仰越候。

一 長崎江罷越候ハ、珍敷器物調候ニ、持参金も少候ゆへ差支へも可有之、浅草へ御願被成、金子可被遣や之段、能ぞ御心付被成候。何様長崎ニ而は買物も可有之候。何れ金子持参も二ヶ年余ニは少候。乍長崎江行候迄ニは国々諸大名も余程有之候間、御贈物も長崎小買物位ハ可有之候。金子被遣候ニ及不申候。御案被成間敷候。

一 当二日鹿兒島城下着ニ候。六七日も逗留、持参の荷物残置候荷物引分ケ、天氣見合、当所より乗船、内海十三里当薩州の湊山川と申所江罷越、天氣日和順風見合、先ツ屋久島へ相渡測量致し、夫より種子島江渡り候。兩島相済鹿兒島江立帰候ハ、又目出度書状差出可申候。此節鹿兒島ニハ琉球上布中府等ハ無敷ニ候。而島より歸船候節ハ琉球より入船も有之候間、少ハ相整可申候。

一 本家取締之儀、お利てと申合、長久ニ相統候様御心配可被成候。我等所持金利足等之儀、年内御取極被成候段大ニ宜候。本家より目録も相届候。相改候間も無之候間、追々相改可申候。兎角大丈夫ニ利足廻しニ可被成候。余分ニ相成る程三治郎、鍊之助初讓金も、我等小遣も十分ニ出来申候。そもし普請金小遣も利足ノ内より御取可被成候。

一 お利て女より度々御文給ハリ大慶致し候。そもし同様之儀、別ニ返書ハ

不遣候間、此書狀兼用可給候。

一 鍊之助寛和愛相ニ成長之由、親仁より中來り致大慶候。三治郎儀壯建ニ而軍物語ヲ好ミ年を重ね候程、様子は官候得ハ、間官林蔵助言之通り、悪遊不致、温和ニ書物ヲ指兩致し候様、お利てと申合御慮立可給候。兩孫之内ニ而我等ニ似寄候様致し度候。

一 内弟子、侍共も一同和合相勤候。甚七儀も引繩、測器掘込相覚候、掉取一人前ニ相成候。御安意可被成候。猶追々可申入候。目出度かしく。

三月五日ニ認

当月下旬ニ出ルよし

東河文

妙薰尼

お里て女

猶々御序之節、加納屋おとし、開場お安へ宜御伝達可給候。

〔編者註〕長女稱、當時は未亡人となり別髪していた。お里ては長女の妻。

敬の子、忠敬の孫である。

その五、文化九年五月二十五日付、鹿兒島城下から妙薰、お利てにあてた書翰 (同上)

二月七日、三月五日両度の御文、浅草の御役所より三月二十日頃御勘定所江上られ、同二十二日御勘定所より薩州江戸御屋敷江御渡し、当五月初鹿兒島城下江相届候よしニ候得共、日本一ノ大難所の渡海ニ候得ハ、船便も無之、当五月十七日漸種子島相届、披見致しまいらせ候。弥御捕御きけん能入ら勢られ目出度候、嬉敷大慶いたし候。我等初、着添の衆内弟子、左右衛門、侍共迄、一同無事御用相勤候間、御安心可給候。左候得ハ名ニしおふ屋久島種子島渡海之儀、三月初ニ鹿兒島より文して申遣候。鹿兒島城下ハ三月十一日ニ乗船候へとも、順風なく舟々逗留致し、十四日順風ニ而城下より十三里薩摩第一ノ湊山川津と申所江罷越し、夫より順風を相待、同二十二日屋久島江向出帆致し候所、逆風ニ成渡り兼山川湊江引歸し又々風待致し、同二十六日順風ニ而屋久島へ相渡候。山川津より海上三十五里と申伝候。潮急流ニ而日本一二ノ大難所ニ候。扱屋久島と申ハ悉高山にて二十五六里ノ島ニ候得共、二町三丁ニ川々流レ

出悉ク湿地ニ而、海岸ハ大岩石ニ候間船ニ而測量も六ヶ敷、殊ニ日々雨を催し測量ニこまり入候。忽然大岩石を昇降無滞測量相済し、夫より順風を相待四月二十六日種子島江相渡候。是も同様潮流日本一二ノ所にて、薩州鹿兒島の人も往來無之候。種子島渡海の日も屋久島の近所薩黄島辺ニハ大船難船有之候。扱種子島も手分ケにて日数八日ニ相済し候得共、順風無之長逗留、当月二十二日順風ニ而山川ノ湊へ相渡り、昨二十三日鹿兒島城下江着致し候。三四日も逗留、来二十七八日ニハ当所出立、日向国より陸道大手分致し、肥後豊後豊前ノ方江測量致し、七月十六日月食も候得ハ、豊後より豊前の内ニ而中元も祝候事ニ候。関東も中国四圍九州内も恐入候薩州兩島、無別条相済候段、御安意可被成候。突ニ御威光難有存し候。鹿兒島よりも御留主居一人御留主居添役六七人、徒士同心、御医師、用達、測量手伝人足共百六七十人も着添、兩島江罷越、一同ニ鹿兒島へ罷歸候。薩州候ニも御心配御物入ニ候。最早大難所ハ相済し、此より対州・杵岐・五島ニ候。此も大難所ニ候得共、大名方御渡海ニ御座候得ハ、国々ニ而も薩州兩島程ハ恐レ不申候。勿論來西ノ春夏の終ニ御座候。

一出立前申合候本家取締方地頭方江加し金之儀、以後相止候様、兩人江申聞候所、本家も只今ニ而は承知被致候よし、遅御座候得共大ニ宜候。当世ハ士農共人物悪く恐敷時節柄ニ相成候得ハ、地頭ハ勿論百姓商人共ニ一通ノ加しハ相成不申候。此上共ニ兩人より御心付可成候。一出立前相渡し候金子五兩足し金之儀、永沢并ニ笹川屋江加し候段承知候此上返済も有之か又ハ利足相集り須て宜御取計可被成候。本家預ケ金之儀地所相分置候よし、三治郎鎮之助江行々相譲り遣し候共、此分ハ三治郎へ讓金此分ハ鍊之助讓金ト急度不相分候而ハ、讓金の甲斐無之候間キツト御分置可成候。尤當時ハ我等名前前ニ致し置候様宜候。深川宅之儀家主善藏より脇々江申候方宜候旨、其方より正中申來候間、其旨大ニ宜候段申遣候所、此度ノ書狀ニハ一切不相分候。相応ノ売居家買入無之候而ハ深川宅売渡も取崩も相成不申、歸府地圖御用ニ差支候而ハ相済不申、我等歸府も戌の春頃と大凡ニ致候。



一三治郎江銀板の大小刀遣候所大ニ悦被申候よし、遠方江出候節ハ佩刀為致候而も宜候。

一妙薫隱居家大方出来、二月中に御引移のよし見出度候。余り不自由ニ無之様御暮し可被成候。入用不足も候ハ、何れも可致候。道中より出し候書状相届キ不申候旨御遣ハされ候。当正月五日認の後ハ正月二十六日豊前小倉より差出し候。二月十六日肥後熊本より差出し、其後ハ三月初鹿兒島限ニ而、此度鹿兒島より差出し申候。

一三治郎儀手習ニ津官江遣候よし、大ニ宜候。慰ニ象模も寛候よし随分宜候。我等帰府迄ニ何角上達候様ニ致し度候。銀之助儀も柔和ニ而愛相も有之、諸人吹聴のよし、夫も亦宜候。兩人ニ而成たけ御仕込、悪極不致候様、少も善事ニハ趣候様ニ御心配可被成候。

一屋久島種子島兩島ハ南方無類湿地ニ而、毎日雨降り晴天少、我等初坂部下役中、内弟子、侍共ニも少々湿中も有之候得共、当分之事ニ而鹿兒島江帰着候得ハ何れも大方及全快候。御安心可被成候。見出度くかして。

五月二十五日

加け由老父

妙薫尼

お利て女江

猶々横川岸中宿、其外へ序のせつ宜敷御伝言可給候。津宮加納屋治兵衛より年頭状相達候。是又宜頼入候。

その六、文化十年四月二十七日付、対馬から妙薫へあてた書翰 (同上)

一筆申遣し参らせ候。弥御御壯健ニ御入可被成と大慶致し候。此方我等初、坂部、并ニ下役衆、内弟子、侍草履取迄、一同無事ニ候間、御案し被成間敷候。左候得ハ三月二十八日巻岐の国より対馬の国江無難ニ相渡り、同二十九日より測量相初、当四月二十七日迄三江戸表ニ而も対州御用ニ而御越の御役人御存の、日本一と申程ノ海辺大難所、首尾能相済し申候。此より日本一ノ大難所、街道ト残ノ入海相測、五月十二三日頃ニ対州府中城下江立歸り、又々風波相見合、五島江渡海、夫より大村領の島々相測、七月初長崎江罷越候。此度ハ薩州屋久島初、種子島、夫より平戸領の島々、巻岐対馬共ニ大難所ニ候所、一同是迄怪我大病人も無之、

大仕合実ニ天幸ト存し候。尾形頭次初、箱田良助、保木敬藏共ニ是迄病氣も無之、日勤出精致候。其外棹取兩人佐衛門、嘉平治、善藏、僕佐兵衛共ニ実貞ニ能勤候。此度ハ一同出精相勤候間、七十近キ翁ニ而齒も痛元氣も前々の様ニハ無之候得共、何事にも差支も無之、腹立候事もなく大ニ宜候。御阿んど可被成候。測量ニ付候而ハ尾形致丹誠候間、夜分杯ハ大ニ助カリ申候。

一深川家作之儀ハ先達而申進候。各別の格好なる宛家無之候ハ、矢張深川旧宅ニ而地圖も仕立可申候間、左様御決心可被成候。

一去ル二月二十二日夜、浅草高橋御役所、并ニ御住居の外、御預り御書物之内迄焼失之よし、同二月二十五日手伝吉田栄六郎より申來候。高橋氏ニハ暫時御差控ト被察候。高橋御役所ハ上ノ御用もよく、曆局四役所ヲ一役所江被仰付候事ゆへ、外役所ノ妬忌も可有之、高橋氏も勢過候様ニ相聞候間、書状毎ニ恭謙と謹慎之儀ヲ申遣し候。満ハ欠の所ニ相当候ハ残念ニ候。在府にも候得ハ、何角心添も可致候得共、大遠國致し方も無之候。依て火事見舞金拾而進上致し候。遠國より金子ハ下し兼候間、我等毎月上より被下置候御扶持方米代金、月々ニ高橋氏江相渡候間、夫の内より右金拾兩御引取、御普請ノ御足しにも被成下候様ニ申遣候。前車ノ覆ハ後車ノ戒ニも候間、本家ノ火ノ用心ヲ御心配可被成候。

一我等事幼年より高名出世を好ミ候得共、親ノ命ニ而佐原江養子トナリ候間、好ル所ノ学文も止メ産業ヲ第一とし、伊能家ノ先祖ノ格言ヲ相守リ、終ニハ先規遺命の救民迄も助ケ候間、功成名遂テ身退ハ天の道と江戸表江隠居ニ及候所、又々古今ニ無之日本國中測量御用被仰付、諸侯大名ノ奔走、御取成ニ而諸國遍經致候ハ、実ニ以テ難有事ニ候。此ゾ実ニ天命ト言シカ、先祖よりノ御礼徳ト言シカ、言語ニハ難及候。

上ノ御憐愍ニ而何不自由もなく十分ニ取暮し、本家より手当も無之候而も相済候儀ハ、我等一生ノ徳分ニ候。左候得ハ帰府候而も三郎右衛門方より世事ノ物語、相談等ハ無之候様、兼而御止メ置可被成候。長寿致居候得ハ、本家ノ外聞大ニ宜候。其筋も本家ハ不弁埒もなき相談等有之、却而痛心ニ及候。孫共ハ在府ニさへ候ハ、引取置、成たけ指南可致候。

其許も加養長壽候様ニ可被成候。猶追々可申進候。日出度可かし。

四月二十七日

東河翁

妙黨御坊江

尚々お利てへ別紙ハ不遺候、此文ニ而宜敷御伝言可給候。兼て申談置候  
利足取集、利足回等之儀ハ、御兩人被仰合宜敷御執斗可被成候。以上

〔編者解説〕この書翰は対馬測量終了の日の文化十年四月二十七日、同島北端の  
鰐浦からのものである。「大難所」であった南の長久種子両島、北の対馬が  
すみ、離島では長崎島の五島が残るだけとなった。全沿海測量の完了も間近  
いという見込みがつき（九月十五日長崎半島において完了）、忠敬の心境に  
余裕が出て、幼少時代から日本全国測量という大事業をなすに至るまでを回  
想し、諸大名の援助に感謝し、部下の尽力に満足しているのである。

第二回九州測量は足かけ四年にわたる長期であり（沿海測量の終了後、内陸  
の諸街道を測量しつつ江戸に帰る）、その間に異変があった。「去ル二月二  
十二日夜、浅草高橋御役所」の火事というのは、文化十年二月二十三日晚九  
ツ半、高橋景保の役宅からの出火をいう。坂部貞兵衛惟道の老母は同年四月  
に死亡した。それを五月下旬ごろ知った坂部は七月十五日には五島の福江で  
病死する。測量副隊長の死を長男三郎右衛門景敬に「鳥ノ翼を喜候と同様ニ  
而、大ニ力を落致愁傷候」と報じたのであるが、その書状を受取るべき景敬  
はすでに六月七日に病死していたのである。その発喪は資料第九参照。

### 資料第十一 坂部貞兵衛の關係書翰

その一、文化七年四月八日付、日向国延岡から高橋景保へあてた書翰

〔日本学士院「伊能忠敬書翰集」〕

一筆啓上候。追日向署ニ罷成候得共、被遊御揃御安泰之御儀と奉恐賀  
候。次ニ私共一同無別条去ル六日向國延岡城下江着仕、今八日迄逗留  
ニ而、川々島々相測申候。扱て大川ニ而島も五六島有之、三日逗留ニは  
候得共、手張し測量仕候。乍併天気宜敷、最早明日は出立仕、赤水と申  
所へ泊り之積りニ御座候。存外手間取候は佐伯領にて、二月二十五日よ  
り引移、四月二日ニ延岡領江漸く引移りニ罷成申候。二十日位と見込候

廻三十六日も相掛り、兼而見込より半月延び申候。乍併日州江移り候而  
は、浜も多分御座候故、少々ハ埋り可申哉。何レ五月初旬は薩州領ニ而  
大隅之内相回り可申哉と見込罷在候。昨日薩州より留主居添役野元嘉三  
次延岡領迄罷出申候。右嘉三次義去秋江戸表ニ而面談仕候ものニ而、  
今便も諸事談し方等、至極宜敷御座候。只因り可申は薩州海辺二十里程  
之内ニ泊り所無之、其上海岸大荒波、且山は至而嶮岨ニ而、一向人倫絶  
へ候場所所有之候由、嘉三次も甚心配之段申出候。乍併行掛り無是非次第、  
可成測量可仕旨申合置候。追々奇妙成ル場所出掛ケ申候。都而九州ハ浦  
々人家固遠く、佐伯領ニ而も一ヶ所ニ三四日程ツ、逗留いたし、最奇之  
海辺を毎日四五里程ツ、相測り候次第御座候。猶追々御用先之義可申  
上候得共、先今使延岡迄相濟候義申上度、如斯御座候。恐惶謹言

四月八日

坂部貞兵衛

高橋氏玉坐下

尚々年末、御家内御惣容様方江宜敷御伝言奉願候。追々暑ニ赴候間、折  
角御自愛被遊候様奉祈候。

一 倅儀毎事御厚諭被成下、難有仕合奉存候。將又留守宅も不相替御厄介ニ  
罷成候義、千万難有奉存候。何分可然奉願候。

一 去冬以来、御内々申上候豊作義も佐伯領ニ而石場之義、勘解由間及候由  
ニ而、直ニ暇遣し、此節ハ至極平和ニ罷成、一同安心之次第ニ御座候。  
此分ニ而ハ無難ニ御用相済可申と奉存候。御安意思召可被下候。以上

〔編者解説〕延岡に向した島津藩十野元嘉三次から、島津領沿海及び離島測量  
の困難について説明を聞き、伊能、坂部兩人がこれを高橋景保に報告したので  
ある。「薩州領海岸大難」とは大隅半島の太平洋沿岸をさしたものと考えられ  
る。大谷亮吉「伊能忠敬」（頁一三八）はこの兩人の書翰、及び「測量日記  
等」を参考文献にあけて、「鹿児島藩等に於ては実測施行上多少の困難に遭  
遇すべきことを忠敬等は予想せしが如きも、実際に於ては意外の厚遇と便益  
とを得て、測量業務は毫も支障を受くることなく遂行するを得たり。」と説  
明してある。大谷氏の「実測上の多少の困難」とは、自然環境による測量業  
務の支障困難をいうこと疑う余地はないが、それを島津藩の厚遇と便益とい  
う人間関係のことと前後して簡潔に記述した文章にやや不備があった。この

文章により、また文献を参照しない大谷氏の文章の改悪祖述者などの説明に  
よって、測量隊に対する島津藩側の態度について誤解が流布することになっ  
た。大谷氏の文章が「ひそかに予想された薩藩の測量妨害行為などは全然な  
かった」となり（伊藤弥太郎「伊能忠敬」頁三〇四）、「薩摩の国を測量す  
るには、そうとうじやまがはいって、おもうようにゆかないだろう——幕府  
もそうおもしろい、忠敬じしんも、それを覚悟していました、だが、じっさいは  
幕府や忠敬の予想とは、まさに正反対でした」（清水信夫「伊勢忠敬」偉人  
伝文庫）。なお、伊藤氏の著書及び少年文庫本「伊能忠敬」の「大日本沿海  
輿地全図」は「赤水図」であって、「伊能図」ではないこと後文参照。  
文中の供侍の成田豊作の解雇については、『測量日記』文化七年三月二日、  
佐伯領鳩浦の条に「供侍成田豊作、不束なる儀有之、此所より長暇進す、翌  
三日右暇進す旨藩局に答状を發す」とある。

その二、文化七年八月二十日付、薩摩国串木野から高橋景保にあてた書翰  
(同上)

一筆奉啓上候。追日秋冷ニ趣候得共、被遊御備益御勇健之御儀と奉慰悦  
候。次ニ私共一同無別条御用相勤罷在候間、乍憚御安意思言可被下候。扱  
御用先之義追々濟寄リニは御座候得共、不相替見込より手延ひニ罷成、  
無面目次第三奉存候得共、薩州領も五月八日より入込、八月も最早下旬ニ  
相成候へ共矢張薩州ニ罷在候。去ル八朔ニ薩州市来より上甕島江渡リ、  
里村江着仕、夫より下甕迄不殘相廻リ、昨十九日串木江掃帆仕り、今二  
十日は一日逗留ニ而、朝二十二日より手分相始メ、一手ハ串木より薩州  
領不殘、長島共相廻リ、夫より天草江引移候積リ、此日數三十日程相掛  
リ可申、又一手ハ人吉より求麻川通、八代江出、夫より天草江引移、出  
会候積リ、此日數も三十日程相掛リ可申候。左候へハ九月二十日頃ハ一  
同天草江引移ニ罷成候義と奉存候。天草よりも村役人罷出候處、天草上  
臈役、下臈役、大矢野島等一円ニ天草属ニ而、惣里數百貳三拾里も可有  
之趣ニ相聞申候。一日平均三里ニ而四十日余相掛候得ハ、霜月中旬迄天  
草ニ而、夫より肥後熊本領より豊後竹田通り府内江出候は極月ニ罷成  
可申哉と相考申候。当暮迄ニ幕府之見込ニ御座候へ共、帰路之節甲州街  
道をも相測候積リ故、明春三月頃ニ不相成候而は帰府ニ罷在申間敷哉。

余り延引ニ罷成、何共恐入奉存候へ共、此段御合置被下候様奉願候。

一右申上候通、日數延引ニは罷成候得共、薩州杯ハ又相越候義も難相成と  
小手分等ニ而街道海辺十分に出来、至極宜敷地図ニ罷成可申と奉存候。  
無程幕府之上、相仕立奉入御覽候様可仕候。右申上度如斯御座候。其外  
何分用事も可有御座と奉存候得共、明日より三十日程之手分ニ而諸取調  
大取込故、転勤早々乱筆不文言、御免可被下候。重便又々可申上候。恐  
々謹言

八月二十日

坂部貞兵衛

高橋君師玉座下

尚々折角時御自愛被遊候様奉折候。乍末御家内皆々縁江宜敷御伝言奉  
願候。小太郎様嘸御成人と奉察候。

波川縁江も御序ニ宜敷奉願候。毎々ニ御無音申上、不本意之至恐入奉存  
候。只々も宜敷奉願候。留主宅粹義毎度御高情被成下、難有奉存候。何  
分不相替御取立一偏奉願候。無程幕府方々御礼言可奉申上候。已上

### 資料第十二 高橋景保の關係書翰

その一、文化七年九月十六日付、種子屋久向島測量延期に関する書翰

(伊能忠敬記念館)

追而此状着次第早々ニ請書可被差越候、以上

七月廿五日附之飛札去ル九日相達致被見候。然者其頃薩州路廻浦有之、  
同所属島種子島屋久島渡海之儀ニ付、豊後守役人中江被掛合候書面六通  
被差越致一覽候。右書面之趣ニ而者、年々二三月比渡海五六月比帰渡氣  
候宜、其余者往返不相成由。依之其比まで薩州逗留相待候義無益故、伺  
書被差越候而、其内肥後路測量有之、右二島江被差遣候ハ、時節見  
合立戻リ渡海可有之旨致承知候。右ニ付去ル十一日別紙之通伺書差出候  
所、臺而被差遣候御手重之儀ニ付、此度之序氣候見合立戻リ、右二島  
見置候様昨十五日撰津守殿被仰渡候。尤豊後守江茂別紙之通被仰渡候段  
も被仰聞候間、來早春薩州立戻り、右二島測量可有之候。但其余七島并  
碓黄島竹島等難所ニ候ハ、不及渡島、遠測致し可被置候。尤氣候ニ

より右時節ニ茂不限渡海相成候儀も可有之候間、都合次第立戻り、豊後守役人中江委細可被談候。右之段態と申進候。以上

九月十六日

高橋作左衛門

保景

伊能勘解由様  
坂部貞兵衛様

その二、文化七年十二月十一日付、種子屋久両島測量延期に関する書翰

(同上)

去月十五日附之飛札去八日相達披見候。然者薩州二島此度之序、時候見合立戻り可被致測量様申遣候処、内弟子并小もの等病人多ニ相成候而無人故、右二島測量年延之儀被中越致承知、即別紙之通伺書添、昨十日撰津守殿江伺候処、願之通此度者致帰府、重而相越候節可致測量旨被仰渡候間、可被得其意候。尤此度者先遣而取極候道順之進測量有之、中帰リ可被致候。

一薩州役人共より問合書面致一覽候。右返書之儀者、此度被仰渡候趣を以早々彼方江可被致返答候。当地よりハ別段御達無之候。右薩州より之来書致返却候。右態与申遣候。以上

十二月十一日

高橋作左衛門

保景

伊能勘ヶ由殿  
坂部貞兵衛殿

〔編者解説〕種子屋久両島測量の延期は、鹿兒島への再度の米測となつたばかりでなく、南九州への往復の街道測量となり、それだけ測量が精密になる結果となつた。この延期が九州を二回にわたつて測量する原因になつたか否かという問題については説明を省略する。いずれにしても伊能測量にとつては種子屋久測量は重要な意義をもつものであつた。書翰その一は七月二十六日河辺那片浦村から発送した書状に対する返事であり、その二は十一月十八日熊本県八代から発送したものに対する返事である。兩者とも景保の自筆書翰ではない。代筆のものには印(墨印)がおしてある。撰津守は若年寄(寛政二年十、大保三年)堀田政致。なお、その二では追而書きが前に出ている。

### 資料第十三 間重富の関係書翰

(伊能忠敬記(節))

伏見より之御書状包物とも晦日ニ相達忝拜見仕候。如仰候余寒之節ニ御座候処、益御勇健被成御座之由欣然奉存候。随而小子無異罷在候、乍憚御安慮被成下候。猶又此度ハ十一月廿五日江戸御出立之由高橋様より御達有之候。追々御様子承り申候処、三河辺ニて越年之趣江戸より申来候処、存外早く伏見へ御着之由、恐喜之由ニ奉存候。東海道藤沢より大山身延山之御測量、当月十七日に興津宿迄御着之由、廿九日伏見、晦日郡山止宿、元日ハ御逗留、二日西宮へ御出之由。依之小子も羨而ハ久々不得貴顔、西宮へ罷越し可得拜顔申居候処、式日、御城代御札等、二日は手筈仕候間、多く得参上仕候哉、残心ニ奉存候。随分御安泰ニて薩州南島御測量之由、一入ニ御苦勞奉存候。猶此辺深雪もなく、思召之外ニ御道中早く重畳ニ奉存候。此より無測ニテ三月初ニ鹿兒島へ御着之由。乍併此度ハ薩州西島若岐対州五島其外島々御測之御思召込、中々大遍、中休ニ御上坂可然奉存候。且又長崎へも御越と奉存候。当年己ニ六十七才ニ御成、七十歳ニして御大成被成之由、凡人之不企及儀ニ奉存候。忽而西洋人之理學ニ於ル、我が為ニあらず、人の為メ天下のためニて、我レ人ヲ論せず、死而止ム事、実ニ公之如を定鑑と可致、誠ニ天ニ御奉公ト思召卒業奉折候。小子ハ去々年来不快ニ候処、暫くハ宣敷、又々当十月頃より相発し申候、兎角取筆難成、漸く当月廿日頃より少々快く御座候。しかし本復ニも無御座候。元来弱年より病身を押し相勤申候、年々之滞り出申候、存外ニ老衰仕候。貴君之御元健氣御浦山敷奉存候。追付御上坂を奉待上候。扱小子ハ仕合者にて、此の不快江戸ニて相発候ハ、帰国可仕候哉之所、御免有之、大幸之由ニ奉存候。然し在国養生氣ままニ仕候事ニ御座候。御安慮被成下候。

一銅板小地御御達被下、御意趣別て難有奉存候。中々急ニ相届キ不申扱此間江戸の返事ニ御座候。

一家族へ御加筆被下、別て難有存候。一々申聞せ申候、猶又可然申上候様御事ニ御座候。

〔編者解説〕この書翰には欠損があり、筆名、目付け、宛て名が表われないが、その文面から、重富が九州第二回測量に向う伊能忠敬に与えたものであることが分る。この書翰は大谷亮吉「伊能忠敬」の口絵写真にも出ているが、當時すでに欠損があつたようである。

間重富は大阪の人。高橋至時と共に天文学者麻田剛立の門に学び、至時と共に寛政年間の改暦事業に従つたことなどは後文参照。学識において忠敬は重富に及ぶものではないが、重富には享和二年日食観測のため長崎に出張したとき、幕府の承認のもとに山陽道を測量した経験があるので、老年の忠敬が実測に努力しているのを称讃したのである。

資料第十四 九州東海辺沿海村順

(伊能忠敬記念館)

- 日向国諸県郡 鹿兒島縣
- 夏井村 家数二十一軒 外十軒 郷士
- 志布志村 家数五百五十軒内四十四軒本村 四百九十八軒○浦 外三百九十九軒 郷士 町八軒枝柳井谷村
- 枇榔嶋周回二十二町 権現嶋遠測
- 安楽村 家数百九十九軒 九町入
- 野井倉村 家数百六十九軒内 八軒下新地 外六十七軒 郷士 二十三軒押切
- 益丸村 家数五百六十五軒
- 内百五十五軒本村 百七十四軒菱田村 五十七軒菱田浦
- 六十六軒飯隅村 百十三軒浜之牧
- 横瀬村 家数二百八十九軒内 四軒郷万村
- 九軒大崎村
- 大隅国肝屬郡
- 柏原村 家数四百四十一軒
- 内 百三十一軒柏原村 十六軒境村 外二十九軒郷士
- 二百一十一軒柏原浦 七十二軒川東村
- ☆波見村 家数百四十七軒内 九十一軒波見村 中嶋周回九町一十四間 五十六軒波見浦

- 辺田村 家数二十五軒
- 小串村 家数百六十一軒 外五軒 郷士
- 南浦村 家数三百五十軒内 百十八軒本村 六軒 永坪 十六軒内之浦村
- 二百十六軒内之浦町 外二十四軒 郷士
- ☆岸良村 家数百三十八軒内 九軒辺塚 四軒船間 十軒大浦
- 同 大隅郡
- ☆辺津加村 家数百六十六軒内 九十三軒本村 五十軒枝大泊 飛地ニテ 二十三軒打詰 先へ出ル 外九軒 郷士
- ☆郡 村 家数百一軒内二十一軒浜尻
- 上坂本村 家数七十七軒内 十八軒竹之浦 七軒 間泊
- 山崎村 家数百四十七軒内百十四軒本村 山手へ入ル
- 十二軒外之浦 外四軒 郷士 御崎三所権現社 大輪嶋遠測 二十一軒小波瀬
- 辺津加村 山崎村 家数五十軒内 十軒大泊村 三十三軒大泊浦
- ☆大 泊 二狭ル 七軒田尻 枇榔嶋遠測 大泊港深五尋
- ☆伊座敷村 家数二百三十九軒 内百六十五軒本村 四十五軒伊座敷浦 九軒佐多村 外五十五軒郷士 五軒 嶋泊村 十五軒嶋泊浦
- 汀野追村 家数二十五軒 内六軒小追
- 山本村 家数四百七十三軒 内二百二軒辺田
- 山根占村 家数八百四軒 内三百三十一軒本村
- 三十二軒浦町 四十四軒浜
- 百八十一軒河南 二百十六軒横別府 外二百四十四軒 郷士
- ☆大根占村 家数六十軒 内二百九十三軒本村 五十二軒大根占浦 外六十八軒 郷士 二百十五軒城元
- 飯屋之村 家数百四十六軒 内二十五軒塩屋 本村八山手へ入ル
- 神之川村 (ママ)
- 自柏原村至神之川村街道 但自小浜村者沿海

同国 肝属郡

中别府村 家数三百三十四軒 内百六十九軒本村 四十九軒浦町 十六軒下井倉

岡崎村 家数二百四十五軒 内九十一軒本村百五十四軒 枝 池之原村 但串良村各斗ニテ人家八池ノ原ニ住 外八十軒 郷士

有里村 家数三百一十一軒 内二十八軒中原 外二十六軒郷士 往還地先斗三町余 北へ八町余入在任

小原村 家数百七十七軒 南へ七町入 内十六軒浦ノ木

上原村 家数二百二十一軒 南へ十三町入 内六十一軒中山

富山村 家数七十五軒 内七軒 笠野 五十一軒鹿屋村 五十二軒☆野町

中之村 家数五百二十軒 内三百三十一軒本村 八十六軒笠野原 外九十四軒 郷士

横山村 家数百七十七軒 西へ一町半入 外十三軒 郷士

大拾良村 家数百八十一軒 内八十七軒獅子目 外七十五軒 郷士

神之川村 家数三百四十軒 内六十七軒鳥浜村 六十九軒皆倉 外十八軒 郷士

小浜村 家数七軒

浜田村 家数七十二軒 内十八軒上浜田

高洲村 家数四百四十四軒 本村 九十九軒南高洲浦 二十四軒北高洲浦 二百一軒野里村 百五軒白水

古江村 家数三百二十一軒 内九十四軒本村 五十一軒古江浦 百八軒木谷 十軒小嶋 外六十八軒 二十軒古里村 三十八軒船間 鳴津首令家来

☆新城村 家数二百九十四軒 内四十八軒 新城浦 外三十八軒 鳴津安房家来

同国 大隅郡

☆原村 家数三百二十一軒 内百八十二軒 終原浦

☆田上村 家数六百三十五軒 内 九十八軒新御堂 百軒浜平 百八十四軒本村 百六十五軒本城 四十三軒浦町 四十五軒黒瀬 外五百六十八軒 鳴津長門家来

垂水村 家数四百四十一軒 内二百二十九軒 中股

海瀉村 家数百九十六軒 内 十二軒海瀉浦 三十六軒飛岡 江之嶋

牛根村 家数百二十九軒 内 五十五軒辺田 二十二軒中浜 外四十八軒 郷士

☆二川村 家数六十七軒 内 十二軒上之原 五軒大坪 二十六軒浮津 九軒深湊 外四十七軒 郷士

同国 贈嶽郡

境村 家数百九軒 内六十七軒境浦 外十一軒 郷士

☆廻村 家数四百五十六軒 内百九十六軒本村 百六十八軒浦 九十三軒枝宿山村 外百二十四軒 郷士

○自是牛ヶ峠江行街道

佳例川村 家数百八十二軒 内十二軒柴立

上之村 家数九十五軒 内二十七軒通山村 十二軒榎木原

蔵町村 家数百十六軒 内十軒光神山

鷺木村 家数二百八軒 内三十一軒通山 二十三軒小倉

日向国諸県郡

五拾町分村 家数百十三軒

○宮丸村 俗曰都城一族 鳴津筑後給地 市中 家数三百七軒 本町唐人町 三万五千六百石 後町三重町 外百二十一軒 筑後家士 竹之下川

井蔵田村 家数四百九十八軒 皆 鳴津筑後家士

原口村 家数七十四軒

鷺巢村 家数五十軒

寺柱村 家数四十軒

大隅国贈嶽郡

敷根村 家数九十軒 内五十二軒本村 二十三軒脇本 二十五軒敷根浦 外九十七軒 郷士

下井村 家数二百四十軒 内五十九軒川内

湊村 家数五十九軒

☆小 村 家数二百九十二軒 内二百八十七軒小浜村

同国 桑原郡

住吉村 家数百五十二軒 内五十七軒本村五十六軒浜村 外十六軒足輕  
浜市村 家数九十四軒

島中村 家数百五十七軒 内十一軒林原村 十三軒西浜

野久美田村 家数四十一軒

小浜村 家数百五十軒 内二十六軒永浜

同国 始羅郡

日木山村 家数六十五軒

☆段 土村 家数四百八十九軒 内百七十七軒本村  
三百六十三軒浦町 外百九十五軒 鳴津兵庫家十  
九軒加治木村

木田村 家数百四十四軒 内九十七軒本村 五十軒浦町  
外百二十八軒 鳴津兵庫家十

餅田村 家数二百五十四軒 内六十四軒本村  
百軒松原浦 四十三軒十日町 外百一十一軒 郷士  
二十五軒東餅田 二十二軒原

☆脇 元村 家数百五十九軒 内二十六軒本村 百七軒浦町 七軒白浜  
八軒山野 十一軒橋山

大隅国大隅郡桜嶋周回一十〇里〇二町三十七間 十四ヶ村

横山村 家数九十七軒 内七十四軒小池  
外二百七十四軒 郷士 ヲコ嶋周回一十一町三間 家数一軒  
鳥シマ遠測

赤水村 家数百一十一軒 外十五軒 郷士

野尻村 家数八十五軒 外七軒 郷士

湯之村 家数百十二軒 内二十軒古里 外四軒 郷士

有 村 家数八軒

脇 村 家数七十八軒 内六十三軒 瀬戸 外六軒 郷士

黒上村 家数四十二軒 外十八軒 郷士

向面村 家数二十四軒 新嶋五ツ 但安永八亥年十月朔日焼 桜嶋湧出五島

故名曰新島

新嶋五之内 一周回一十九町四十四間家数八軒 二周回七町〇八間 四周三町余  
三周回四町 五周二町半

白浜村 家数百十九軒 外十九軒 郷士

松浦村 家数六十六軒 内三十一軒二榎村 外十七軒 郷士

西道村 家数二十六軒 外三十三軒 郷士

藤野村 家数九十九軒 外八軒 郷士

赤尾原村 家数百九十九軒 内五十四軒堀之内 外三十五軒 郷士  
家数六十一軒 外十軒 郷士

東別府村 家数百九十七軒 内九十六軒本村  
十六軒塩ヶ水 七十軒雀ヶ宮 外四十二軒 郷士  
十軒花倉 五軒三船

鹿兒嶋 市中惣家数三千〇十八軒 上町六町 下十二町 西田町三町  
上町六町内 女車町百七十七軒 地蔵町百五軒  
和泉屋町百九十九軒 浜町二百四十一軒  
柳町百四十七軒 惠美須町三十三軒

下町三町内 六日町九十五軒 中町六十八軒 納屋町百十軒  
船津町百十三軒 木屋町九十五軒 大黒町百十二軒  
呉服町百四十二軒 新町二百五十五軒 今町百二十三軒  
筑町百十二軒 堀江町三百五十五軒 泉町三百三十三軒

西田町三町 内東之町六十五軒 中之町七十二軒 西之町六十六軒  
神領三千石 諏方社 祭米六石稻荷社 神領十五石若宮八幡社  
祭米二石八斗余

神領三千石 祇園天王社 神領 祭米一  
祭米九石八斗余 十石 春日社 石五斗 荒田八幡宮

東照宮御別当 寺領五百石天台大雄南泉院 三百八十石曹洞覺照山妙谷寺  
四百石黄檗元持山寿國寺

折願所 寺領八百八十石真言經國山大乘院 四百石時宗松峰山淨光明寺  
三十石臨濟瑞雲山大龍寺

菩提所

寺領千三百五十石曹洞玉龍山福昌寺 寺領四百六十石曹洞松原山南  
林寺 二百石曹洞大平山興國寺 百七十石曹洞惠燈院  
二十石余淨土養泉山不勝光院 三十石石蓮本長山正蓮寺  
中 村 家數百五十三軒 内三十八軒唐溪 外二十軒土家  
郡本村 家數百二十七軒 外二十二軒土家

同国 谿山郡

宇宿村 家數二百四十六軒 内百三十一軒脇田  
福本村 家數下二百六十二軒内 二百五十四軒本村 七十軒中塩屋  
百十二軒波之平 二百四十一軒下福本  
四十三軒東塩屋 二十軒西塩屋 四十五軒笹貫  
百二十三軒草野 二百九十九軒 ☆山谷浦町  
五十五軒谷山村 外二百三十八軒 郷十 七ツ嶋

和田村 家數二百九十九軒内 四十九軒本村 百二十二軒和田浜  
四十軒枝平川村 九十軒平川浦

同国 給黎郡

上之村 家數五百八十四軒内 百七十二軒本村 二百二十八軒瀬々串 外四十五軒  
百七十四軒宮坂 十軒宮入村 肝付帶刀家来  
下之村 家數六百四軒内 百七十一軒本村 百五十四軒生見 外十二軒 肝付帶刀家来  
二百四十九軒宮坂 三十軒浦町

同国 揖宿郡

小牧村 家數百七十軒内 五十九軒浜崎浦 十九軒信久保  
岩本村 家數百六十七軒 内六十二軒 高日  
俗目 立目 外八十二軒 嶋津安芸家来  
拾九町村 家數百二十三軒 内三百八十九軒本村 七十六軒宮ヶ浜  
四百二十軒東方 三百三十六軒田良浦 此内尾掛ニモ住居  
三十二軒指宿村 知林嶋周同二十六町〇八間 小嶋遠測  
拾二町村 家數七百十二軒 内四百十四軒本村 百八十八軒☆湊浦  
百七軒摺之浜  
鳴川村 家數三百三十軒 内三十軒兒ヶ水浦 鷗瀬

山川村 家數三百六十軒 内六十三軒冷山川浦町  
外六十八軒 郷十 ☆船掛湊深三十一尋 俣河洲嶋遠測

同国 額娃郡

大山村 家數四百六十六軒 内三百十九軒 兒ヶ水村  
仙田村 家數五百二十一軒 内百四十四軒本村  
七十七軒川尻村 百五十軒冷川尻浦 開闢嶽  
三十三軒脇村 百十二軒脇浦

官拾町村 家數百八十三軒内 七十八軒本村 三十三軒松原田  
五十五軒入野 十七軒物袋

☆郡 村 家數三百二十二軒内 百五十六軒本村 三十二軒長崎 外百四十八軒  
七軒額娃村 十四軒野町 郷十

牧之内村 家數四百八十一軒 内三十六軒 高取  
御領村 家數千二百九十六軒 内三百六軒本村  
三百三十五軒石垣浦 二十五軒矢越  
六百三軒別府 二十七軒大迫

同国 給黎郡

東別府村 家數五百九十五軒内 三百一十一軒本村 三十九軒竹之迫 外三十三軒 嶋津李家来  
百三十一軒門之浦 百十四軒松ヶ浦  
西別府村 家數六百三軒 内百五十五軒☆塩屋浦

同 河辺郡

鹿籠村 家數千八百八十七軒 内三百四十四軒本村 百五十六軒枕崎村  
三百三十三軒枕崎浦

坊津村 家數二百四十七軒 内百二十二軒本村 八十七軒☆坊津浦  
五十二軒木原 九十六軒白沢津浦 外百六十軒 宮入主水家来  
三十八軒栗ヶ野

泊 村 家數二百九十七軒 内四十軒本村 八十五軒泊浦 百八軒茅野  
外四十二軒 郷十 寺領四百二十石新義真言 如意珠山一乘院  
六十四軒平原 外二十軒 郷十

久志村 家數四百三十八軒 内二百軒本村 四十八軒博多浦 四十軒令村浜 十五軒池  
五十七軒塩屋 六十軒末柏 十八軒平崎



秋目村 家数三百九十八軒 内二百八十七軒☆秋目浦 外四十八軒 郷土

沖秋目嶋周回一里〇六町三十二間

片浦村 家数五百十四軒内 百二軒本村

百九十九軒☆片浦

二十三軒野間屋敷 四十六軒大当

二十三軒平八重 百二十軒小浦

片浦深十八尋

浦嶋周回六町四十九間 棧敷嶋周回六町五十八間

竹嶋周回六町四十三間 嶋嶋遠側

赤生木村 家数二百六十二軒 内八十九軒黒瀬

大浦村 家数五百二十五軒 内二十七軒小浜 五十八軒越路

小湊村 家数六百十三軒 内二十六軒小松原村 二百十四軒小松原浦

薩摩国阿多郡

高橋村 家数百四十一軒十八町余入 内二十軒 長崎

池辺村 家数百四十五軒十五町入 内五十三軒 塩屋堀浦

大野村 家数二百九十軒 内二十三軒竹原 三十二軒京田

入木村 家数百九十五軒 内九十五軒☆入木浜

今田村 家数四十五軒七町入

中原村 家数九十二軒十二町入 内二十五軒亀原 外二百二十五軒郷土

花蕨里村 家数四十五軒五町入 内十五軒花蕨里浜

小野村 家数九十四軒 外三十軒 郷土

薩摩国日置郡

永吉村 家数三百四十二軒 内七十四軒永吉浦

外百三十九軒 嶋津手殿家米 久多嶋遠側三町余

吉利村 家数四百四十九軒 内七軒上之浜 外四十七軒小松掃部家米

日置村 家数四百四十八軒内 三百六十軒本村 九軒折口

神之川村 家数九十四軒 内四十五軒本村二十五軒神之川浦 二十四軒ニツ石

神之川村 家数六十二軒

伊作田村 家数四軒 内三百二十一本村 八十三軒江口浦

湯田村 家数二百四十七軒 内百九十六軒本村 五十一軒赤崎街道海辺エ出ル

大里村 家数三百九十二軒 五町入 街道江出ル 海辺八百陸

湊村 家数三百九十七軒内 百軒本村 外三十四軒 郷土

白湊村 渡海嶋嶋

薩摩国甑嶋郡

上甑嶋 周回一十七里〇四町二十五間 惣家数八百九十四軒 八ヶ在

高千二百十九石六斗一升 外二百九十八軒 郷土

☆里村 家数百六十七軒 内十六軒園山 近嶋周回一十二町三十四間 二子嶋

野嶋周回一十〇町五十六間 遠測

上甑村 家数六十四軒

☆小嶋 家数九十六軒

瀬上村 家数百二十七軒

桑浦村 家数三十五軒

中甑村 家数五十九軒

江石 家数百七十四軒

☆平村 家数百七十二軒 中嶋周回二十八町四十八間

周回四里一十二町五十六間 弁慶嶋遠測

薩摩国甑嶋郡

下甑嶋 周回 高千五百七十二石七斗七升五合

☆伊牟田村 家数二百六十七軒

☆瀬々ノ浦村 家数二百十軒

片野浦村 家数百五十五軒

手打村 家数百七十二軒

下甑村 家数二十八軒

☆△浜之市浦 家数二百十九軒

☆青瀬村 家数三百十六軒

長浜村 家数百八十軒

薩摩ニラ嶋 遠測

薩摩国日置郡

串木野村 家数千三百三十八軒内 四百九十六軒本村 四百二十八軒女串木野浜

荒川村 家数百三十軒 内九十六軒本村 二十二軒塩屋 十二軒別府平

薩摩国薩摩郡

羽嶋村 家数三百九軒 内九十八軒本村 七十九軒○羽嶋浦

八幡 七十軒白浜 十軒横瀬 三十一軒光浦 二十一軒土川

新田宮外 外十三軒 郷土 沖羽嶋遠測 周七町斗リ

寄田村 家数五十九軒 内十三軒上川

久見崎村 家数七十七軒 外十五軒 郷土

網津村 家数三百四十五軒内 百七十五軒本村 五軒京泊村 外二十六軒 七十九軒女京泊浦 郷土

薩摩国出水郡

阿久根村 家数二千四百十六軒内 三百二十九軒本村 三百七十七軒大川 三百八十九軒波留 八十五軒赤瀬川

大嶋周回三十三町三十五間四尺人家一軒 桑崎 流測六町 船掛港深五尋

知識村 家数千七十四軒内 九十七軒本村 二百六十四軒下知識 二百四十九軒☆西目

百六十四軒江内 四十九軒庄 十軒小中野 百六十五軒名渡浦 四十軒枝脇本村 二十軒☆脇本浜 十六軒福之江浜 外二百六十九軒 郷土 舟掛港深五尋 嶋但名無也周回六町○四間二尺

小桂嶋周回九町一十九間 大桂嶋周回二十三町三十二間

桂嶋周回二十二町五十一間内 家数五十軒

高尾野村 家数四百五十一軒 内五十二軒本村 三十八軒上水流 百二十一軒大窪 八十六軒下高尾野 五十七軒唐笠末

鱈淵村 家数三百五十二軒 内四十三軒本村 八軒☆○米之津村 七十一軒下浦浦 九十一軒六月田 六十五軒枝軸屋村

薩摩国出水郡

長嶋 周回二十一里三十四町四十三間 家数四百六軒 寺院二ヶ寺外三百 高三千三百三十八石一斗四升一合 十四ヶ在 八十一軒 郷土

塩追浦 家数三十九軒 夕、ラ嶋遠測 三町余

カセドウ 家数十軒

カラクマ村 家数八軒

☆城河内村 家数三十八軒

☆蔵本村 家数二十一軒 舟掛港深十二尋

平尾 家数二十六軒

浦底村 家数三十六軒

☆三船村 家数二十七間

臼井村 家数十五軒 竹嶋周回一十○町五十一間 未ノ嶋サタカ嶋 遠測

赤崎村 家数六十五軒 此分山、長嶋本村 家数二十三軒 山門野家数五十軒 手へ入 小浜 家数十九軒 下山門野 家数二十九軒

伊唐嶋 周回四里二十五町一十一間五尺 家数三十六軒和仁之浦下嶋 野嶋周回一十六町四十四間 的嶋遠測一町余

獅子嶋 周回八里二十二町二十五間五尺 家数五十五軒御所之浦下嶋 内十一軒ヘイノクシ 十一軒片ソバ 二軒湯ノ口

トコロ嶋周回二十九町一十九間三尺二寸 嶋但無名周回六町二十六間

○自市来湊村至鹿兒嶋城下街道

薩摩国日置郡

- 大里村 家数三百九十二軒
  - 湯田村 本村自街道北七町入字赤崎海辺附
  - 伊作田村 海辺附前出
  - 長里村 家数百六十五軒内五十三軒本村 十六軒枝市来村 七十六軒字下養母 二十軒野町 外九十二軒 郷士
  - 寺脇村 家数三百六十三軒内 四十八軒本村 外四軒 郷士 三百十四軒枝市代川村皆高麗人余裔
  - 太田村 家数八十一軒 内九軒字坂元 外十二軒 郷士 苗代川村 李欣寧 林春達 李院悦 仲平吟 金全益 李欣碩 役人 仲守碩 仲春松 与頭 車清円 朴正玄
  - 谷口村 家数三百五十九軒 内百十三軒本村 六十一軒野町敷場俗日伊集院 三十二軒内田 百五十三軒下谷口 外七十七軒 郷士
  - 猪鹿倉村 家数十四軒 外三軒 郷士
  - 青藤村 家数五十三軒 内九軒六道 外四軒 郷士
  - 土橋村 家数八十九軒 内三十二軒町田(ママ)
  - 石谷村 家数四十六軒内八軒新村 外六十九軒町田監物家来
  - 竹之山村 家数四十六軒 北へ四町入 内二十五軒椿山
- 薩摩国鹿兒嶋郡
- 犬迫村 家数三百二十軒本村北へ入 三十四軒枝横井村
  - 小野村 家数二百七十二軒
  - 原良村 家数百二十六軒 東へ五町入 往還地先斗十八間
  - 西田村 西田町繞 六十二軒 又者 自水上坂 住居 家数四十一軒士家居 中間 至市中境
  - 西田町前出 自湊村至西田町西田橋 通計八里一十三町
- 薩州臣家柄三等姓名
- 一門四家 一万四千六百石余 嶋津 若狭 一万八千四百余 嶋津 兵庫
  - 一万七千七百石余 嶋津 長門 一万千四百石余 嶋津 安芸

一族四家

大身分

- 八千石石余 嶋津左衛門
  - 一万五千八百石余 嶋津 図書
  - 千四百石石余 川上 右近
  - 千六百石石余 嶋津藤次郎
  - 三千四百石石余 嶋津 将監
  - 五百石石余 新納 織部
  - 五百石石余 嶋津 直江
  - 千七百石石余 町田監 物
  - 八千二百石石余 北郷作左衛門
  - 一万千八百石石余 種子嶋佐渡
  - 千三百石石余 頼廷 信濃
  - 四千六百石石余 入来院隼人
  - 六百石石余 菱刈奎之助
  - 千二百石石余 鎌田 藏人
  - 六百石石余 市田 壬生
  - 千二百石石余 山岡 齊宮
  - 六百石石余 米川 主膳
  - 千二百石石余 北郷權五郎
  - 二千九百石石余 鎌田 典膳
  - 千石石余 赤松 造酒
  - 九百石石余 赤松 大藏
  - 嶋津 相馬
  - 嶋津 矢柄
  - 吉利右平太
  - 伊集院伊膳
  - 肝付 典膳
  - 畠山 敷馬
  - 嶋津彦太夫
  - 嶋津右平太
  - 川上 織衛
  - 樺山權十郎
  - 北郷七郎左衛門
  - 伊集院藏主
  - 伊集院平治
  - 山田 新助
- 五千六百石石余 嶋津 首令
  - 三万五千六百石石余 嶋津 筑後
  - 四千四百石石余 嶋津 主殿
  - 七千石石余 嶋津 左
  - 千石石余 嶋津助之丞
  - 千八百石石余 樺山 大助
  - 三千八百石石余 喜入 主水
  - 八百石石余 嶋津 波門
  - 五千石石余 嶋津 安房
  - 二千石石余 嶋津仁十郎
  - 二千八百石石余 小松 掃部
  - 五千二百石石余 肝付 帶刀
  - 七百石石余 川田 求馬
  - 六千石石余 伊勢 雅楽
  - 千二百石石余 義岡 藏人
  - 五百石石余 川上 頼母
  - 千二百石石余 嶋津 登
  - 五百石石余 町田 主馬
  - 六百石石余 二階堂左門
  - 九百石石余 宮之原甚五兵衛
  - 桂太郎兵衛
  - 嶋津 内匠
  - 大野 多官
  - 嶋津 比志嶋甲之助
  - 諏訪 甚六
  - 嶋津 条馬
  - 川上 豆
  - 郷原彦左衛門
  - 新納 内藏
  - 柱 外記
  - 嶋津 隼人
  - 新納 隼人
  - 新納 隼見
  - 平田 掃部

高橋 要人  
 二階堂源火夫  
 小林中太兵衛  
 本田作左衛門  
 平田孫太郎  
 小笠原郷左衛門  
 鎌田太郎右衛門  
 河野安之右衛門  
 淡谷齊三左衛門  
 岩、佐八郎

仁礼 小吉  
 名越 右膳  
 北条 織部  
 相良 典礼  
 堀四郎太夫  
 衛衛(マヅ)

鎌田  
 市木 左中  
 關山常兵衛  
 山田 静馬

大隅国始羅郡

限上村 百出 家數四百八十九軒内 百十七軒本村 九軒枝加治木村  
 外百九十五軒 嶋津兵所家来 龍門高高二一〇間

高井田村 家數十軒

小山田村 家數九十四軒内 二十八軒 本村二十六軒 上  
 三十二軒 高崎 十一軒 猪之日

有川村 家數百五軒内 三十九軒本村 二十二軒 瀬丸 十五軒 十文字  
 三十軒 枝石原村 駅

竹子村 西片側 家數百四軒 西へ二十四町入

三繩村 東片側 家數二十三軒 東へ二十町入 内九軒 枝胡桃川村 往還附

大隅国桑原郡

下之村 家數五十四軒 東へ十二町入 内五軒 越床 往還附

中之村 字横川 家數八十七軒 内二十五軒 深川 家數九十軒 郷士

栗野村 家數五十七軒 内二十一軒 本村 十七軒 坂元 九軒 会田

小羽村 家數三十八軒 内九軒 中水流 家數百二十六軒 郷士 此村 駅  
 川内川 又曰仙雲川 川上日州 諸郡 郡狗留 孫山ヨリ 流レ出 凡八里  
 川下 薩州 薩摩 久見 崎村 高城 郡 網津 村ノ間ニテ 海へ入ル 凡二十六里

北名村 家數百七軒 内三十軒 本村 七軒 拵 十四軒 宿口  
 三十六軒 宮下 二十軒 越

吉松村 家數七十三軒 内三十五軒 本村 十一軒 二反田 又川内川 千壘川ヲ 渡  
 十七軒 池嶋

大隅国桑原郡

中津川村 家數五十二軒 本村 六軒 古川  
 家數二十一軒 郷士 此村 駅

磯丸村 家數八十三軒

日向国諸県郡

龜沢村 家數七十七軒 内十九軒 池嶋 八軒 赤花 二十五軒 山崎

向名村 家數八十二軒 内十軒 上之原

嶋中村 家數四十四軒 内六軒 別府 七軒 上井 十一軒 永田

中福良村 家數三十九軒 内十軒 中嶋

長山村 家數二十七軒 内六軒 萩原

灰塚村 家數二十四軒 内七軒 横頭

中福良村 家數 五十三軒 本村 駅名 加久藤 又千壘川ヲ 渡 此処ヨリ 神谷 街道  
 八十一軒 枝村 加久藤 村 皆 郷士 五分ル

榎田村 家數二十二軒 内二軒 水流

大隅国熊毛郡

種子嶋 周山 二十九里 家數一千一百二十五軒 外三百十九  
 高倉 五千二百五十七斗 四升 六合  
 軒 種子嶋 佐渡 家来 寺院 二十ヶ寺

鳴間村 家數九十六軒

出久村 家數二百二十七軒 内百十二軒 枝坂 井村

野間村 家數百七十八軒

基永村 家數百四十軒

納官村 家數二百六十四軒 内九十九軒 枝益 田村

西面村 家數五百廿三軒 内百十二軒 枝種子 嶋村  
 外三百十九軒 種子嶋 佐渡 家来 馬毛 嶋

国上村 家數百七十六軒 内八十一軒 枝安 納村

住吉村 家数三百二十三軒 内 百十九軒 枝 安城村  
 中 村 家数百七十八軒 二十軒 枝 吉田村

大隅国葭葦郡

屋久嶋 周回二十里三十〇町 家数一千三百四十軒 寺院十九ヶ寺  
 高合九百三十六石八斗九升八合

吉田村 家数七百三軒 内 二十一軒 本村百十五軒 枝 湊村二十八軒 志戸子村百八  
 十軒 宮之浦村百二十四軒 楠川村六十軒 小瀬田村三十  
 六軒 百船行村百三十四軒 安房村

栗生村 家数三百七十軒 内 九十七軒 本村五十三軒 麦生村六十軒 原村九十軒 尾  
 野間村十三軒 恋泊村十軒 小嶋村六十軒 椎野村二十二  
 軒 平内村十二軒 湯泊村七軒 中間村

長田村 家数二百六十七軒

口之永良部嶋 周回六里十八町 高百四十二石六斗九升二合  
 家数六十四軒 永良部村ト嶋

薩摩国河辺郡

硫黄嶋 周回二里五町 高千三百石 家数三十六軒

竹嶋 周回三里十三町 家数四十五軒  
 黒嶋 周回三里十三町 家数二十二軒 寺一ヶ寺

宇治ノ嶋 周回三里十町余 ニツニ分ル 一嶋二里余 人居無之  
 一嶋三里十町余 人居無之

クサカキノ嶋 周一里七町余 ニツニ分ル 一嶋十八町余 人家無  
 一嶋三十五町余 人家無

薩摩国河辺郡之内日七嶋

口之嶋 周回二里三十五町 人居有

中之嶋 周回四里十八町 人居有

諏方ノ瀬嶋 周回三里二十町 人家有

平嶋 周回三里二十町 人居有

臥蛇嶋 周一里十八町 人家有 小臥蛇シマ

悪石嶋 周二里二町 人居有  
 トカラ嶋 周二里二十町 人居有  
 嶋 子 人居有  
 横アテ嶋 周一里十町 人家ナシ

〔編者解説〕種子島周回に二十九里という古い数字が出ており、地方側からの提  
 出資料（資料第四参照）と実測資料とを合せ記録したものである。港印・星  
 印・〇印（駅）・□印（郡邑）は赤（資料第十七参照）。原文の星印は六光  
 星、天体観測の場所。この資料は保柳睦美氏から複写を提供されたものであ  
 り、記して感謝する。その後伊能記念館の原本について写真では不明の文字  
 を確かめた。

資料第十五 山島方位記（伊能忠敬記念館）

六月廿五日 薩州（市） 鹿兒島城下市中	谷山松未	半一五〇〇	小同	下同
河辺郡山右	一一五〇〇	一三〇〇	下同	下同
左	一〇四〇〇	同	下同	下同
谷山松左	〇三〇〇〇	下同	下同	下同
木入山四未	二五三〇〇	二五三三〇	下同	下同
三午	二二二〇〇	二二二〇〇	下同	下同
二	一七二〇〇	一七三三五	下同	下同
一	一五三五〇	一五三四五	下同	下同
本高	〇六三〇〇	〇六二二五	下同	下同
海門開闢岳	一九五〇〇	同	下同	下同
多良崎巳	一五四〇〇	同	下同	下同
知林	〇〇一〇〇	同	下同	下同
ヲゴ島	二三〇〇〇	下同	下同	下同
軽佐岬	二三三〇〇	下同	下同	下同
横尾岬	半二二四五	下同	下同	下同
燃崎松	一五〇〇〇	下同	下同	下同
鳥島	一五二〇〇	下同	下同	下同

〔編者解説〕 『山島方位記』六十七冊が伊能忠敬記念館に現存し、その写本は日本学士院にある。鹿兒島関係の分は卷三十一—三十三（文化七年第一回測量）、卷四十四、四十五（文化九年第二回測量）である。掲載したのは文化七年六月二十五日、鹿兒島城下の市（市）印の地点からの方位で、大谷亮吉伊能忠敬の口絵にあるものに、写真に現われていない二項を補ったものである。市地点から谷山の松が未の一五度〇分〇秒、即ち二五度であることを示す。半下丁小など複数の方位盤の數値を合せ記録し、正しく平均をとる用意をしているのである。この日には市中の他の二点から四〇方位を測定している。なお、伊能測量における「山島方位」測定のことについては、後述にゆずる。

資料第十六 文化五年四国及大和地測量 文化七年九州之一部測量 東西南北距離記

（伊能忠敬記念館）

東都深川黒江町	南一丈〇三寸七分一厘	極差一度〇一分一七秒
播磨国明石郡大蔵谷	南五寸五分七厘	極差一度〇四分三五秒
東一寸一分七厘	南一丈〇九寸二分八厘	平均一度〇四分三五秒
淡路国津名郡岩屋浦	南七寸八分	極差一度〇九分一二秒
西二寸五分五厘	南一丈一尺七寸〇八厘	平均一度〇九分〇二秒
日向国那珂郡下方村	大堂津	
南一尺九寸九分四厘五	南四丈三尺九寸七分九厘	極差四度一十九分五十五秒
西二尺二寸五分〇	南四丈四尺八寸一分五厘	極差四度二十四分五十二秒
大隅国肝屬郡波見村	南四丈四尺八寸一分五厘	極差四度二十四分五十二秒
南八寸三分六厘	南四丈五尺二寸八分一厘	極差四度二十七分三十七秒
東五寸七分四厘		
同 南浦村 内之浦町		
同 南四寸六分六厘		
同 西六寸九分八厘		
同 岸良村		

南一尺四寸〇五厘	南四丈六尺六寸八分六厘	極差四度三十五分五十五秒
西一尺五寸六分四厘		
同 大隅郡辺津加村		
南二寸三分七厘	南四丈六尺九寸二分三厘	極差四度三十七分一十九秒
西八寸三分二厘		
同 郡村		
南四寸〇二厘	南四丈七尺三寸二分五厘	極差四度三十九分四十二秒
西四寸五分二厘		
同 辺津加村 大泊		
北七寸一分一厘	南四丈六尺六寸二分四厘	極差四度三十五分三〇秒
東二分二厘		
同 伊座敷村		
北一尺五寸二分六厘	南四丈五尺〇八分八厘	極差四度二十六分二十九秒
東八寸九分八厘		
同 大根占村		
自波見村北三寸二分七厘	南四丈三尺六寸五分二厘	極差四度一十八分〇〇
西一尺四寸二分五厘		
同 肝屬郡中之村鹿屋 野町		
南五寸七分九厘	南四丈四尺二寸三分二厘	極差四度二十一分二十五秒
西一尺九分四厘		
同 自大堂津 南二尺二寸四分六厘五		
（外）至大始良 西四尺八寸五分九厘		
同 大始良村		
北九寸八分五厘	自大根占 北一尺八寸五分	南四丈三尺二寸四分五厘五
西六寸五分三厘五	西二寸一分四厘	極差四度一十五分三十三秒
同 新城村		
北六寸五分五厘	南四丈二尺五寸九分〇五	極差四度一十一分四十四秒
西四寸六分四厘		
同 大隅郡田上村		
北九寸一分八厘	南四丈一尺六寸七分二厘五	極差四度〇六分一十五秒
東七寸八分五厘		
同 二川村		
北九寸一分六厘五	南四丈〇七寸五分六厘	極差四度〇〇分五十五秒
東三寸〇九厘		
同 嚙喉郡廻村		

北四寸二分七リ 南四丈〇尺三寸二分九リ 極差三度五十八分二十八秒  
 西四寸八分一リ  
 同 小村 北二寸六分八リ 南四丈〇〇六分一リ 極差三度五十六分四十三秒  
 西八寸三分三リ  
 同 始羅郡段士村 南三寸三分四リ五 極差三度五十八分四十四秒  
 西四寸七分五リ  
 同 脇元村 南九寸八分六リ 南四丈一尺三寸八分二リ 極差四度〇四分三十四秒  
 西四寸六分四リ五 西四寸六分四リ五 自大始良至鹿兒島 北二尺八寸四分九リ五  
 西二尺二寸七分七リ 薩摩國鹿兒島郡鹿兒島上町 車町 南二丈三尺九寸五分四リ  
 自赤間關 赤間關北極高三十三度五十七分、余玄〇八二  
 九五三正東 此東西比例八尺五寸六分二リ  
 赤間關与鹿兒島平均北極高三十二度半、此東  
 西比例八尺五寸六分二リ (以除西三尺九寸三  
 分得)  
 同 至鹿兒島 西三尺九寸三分〇五 自赤間關至鹿兒島 西〇度二十八分〇〇  
 〇度二十七分三十三秒  
 自京師至鹿兒島 南三度二十四分半  
 西五度二十一分半  
 極差四度〇九分四〇秒  
 同 谿山郡福本村 浦町 南四丈二尺二寸四分二  
 五 極差四度〇九分三十七秒  
 南八寸六分一リ 南四丈三寸七分二分五リ 極差四度一十八分二十五秒  
 西三寸八分九リ五 同 給黎郡上之村 宮坂 南一尺四寸〇八リ  
 東八寸九分八リ 南四丈五尺一寸三分三リ 極差四度二十六分四十五秒  
 同 揖宿郡拾二町村 湊浦 南三寸八分八リ 南四丈五尺五寸二分一リ 極差四度二十九分〇二  
 西一寸一分四リ五 同 山川村 浦町 南一寸九分七リ  
 西七寸一分六リ 南四丈五尺七寸一分八リ五 極差四度三十分一十二秒

薩摩國嶺娃郡仙田村 川尻浦 北五寸四分七リ五 南四丈五尺一寸七分二リ 極差四度二十六分五十五秒  
 西四寸七分九リ 自鹿兒島 南三尺七寸八分九リ五  
 (外) 至郡村 西六寸三分七リ五  
 同 郡村 北二寸二分八リ 南四丈四尺九寸四分二リ 極差四度二十五分三十七秒  
 西一尺〇七分三リ 給黎郡西別府村 塩屋浦 北一寸七分四リ 南四丈四尺七寸六分九リ 極差四度二十四分三十五秒  
 西一尺三寸五分〇 同 河辺郡坊津村 北九寸四分七リ 南四丈三尺八寸二分二リ 極差四度一十八分五十九秒  
 西二寸〇六リ 同 秋目浦 北六寸〇〇 南四丈三尺二寸二分二リ 極差四度二十五分二十七秒  
 西一尺八分九リ 同 片浦 北八寸〇九リ 南四丈二尺四寸二分三リ 極差四度二十〇分四十七秒  
 東一尺二寸五分六リ 同 阿多郡入来村 入木浜 北八寸一分二リ 南四丈一尺六寸〇一リ 極差四度〇五分五十二秒  
 東一寸二分六リ五 同 日置郡日置村 帆湊浦 北一尺一寸二分九リ五 自 鹿兒島 北九寸三分九リ  
 西三寸八分四リ 西二尺三寸五分五リ (一) 南四丈〇四寸七分一リ五 極差 (二) 度五十九分〇九秒  
 (四) 度五十九分〇九秒  
 同 市来湊浦 北二寸七分一リ 南四丈〇二寸〇一五 極差 (三) 度五十七分三十 (四) 秒  
 西二寸二分四リ 同 自 郡村 北四尺九寸七分〇五  
 (外) 至串木野村 西二尺〇四分三リ五  
 薩摩國日置郡串木野 浜 北三寸八分四リ 南三丈九尺八寸一分六 極差三度五十五分一十 (九) 秒  
 西四寸九分九リ 五

同 薩摩郡羽島浦  
 自串木野 南四寸〇二リ 西三尺九寸二分四リ  
 自全浦 至青瀬村 北二尺六寸一分六リ 西四尺一寸八分五リ 南四丈〇六寸〇一リ五  
 自羽島浦 南七寸八分五リ 極差三度五十九分五十七秒

同 甌島郡下甌島 青瀬村  
 南四寸一分二リ五 西一寸三分九リ 極差四度〇二分二十三秒

同 浜之市浦  
 北五寸九分三リ 西一寸一分八リ五 極差三度五十八分五十二秒

同 瀬々ノ浦  
 北八寸五分三リ 東八寸五分一リ五 極差三度五十三分五十分〇秒

同 伊牟田村  
 北二寸四分七リ 東四寸三分二リ五 極差三度五十二分二十二秒

同 上甌島 平村  
 北五寸五分七リ 東一寸九分八リ 極差三度四十九分〇五秒

同 小島  
 南二寸一分三リ五 東五寸〇〇五 極差一度五〇分二十一秒

同 里村  
 自羽島浦 北九寸二分一リ五 南三丈八尺八寸九分 極差三度四拾九分五十三秒  
 西一分一リ 五リ

薩摩国高城郡網津村 京泊浦  
 北六寸七分六リ 東一寸七分六リ五 南三丈八尺二寸一分九 極差三度四十五分五十三秒

同 麦之浦村 西方村  
 北一尺〇四分七リ五 西二寸〇六リ五 南三丈七尺一寸七分一リ 極差三度三十九分四十一秒

同 出水郡阿久根村 浦町  
 北六寸三分六リ 西八リ五 南三丈六尺五寸三分五リ 極差三度三十五分五十三秒

同 知識村 嶋本村  
 北一寸〇二リ五 西一寸三分七リ五 南三丈六尺四寸三分三リ 極差三度三十五分一十七秒

同 知識村 西目  
 北二寸九分〇 東七寸九分九リ 南三丈六尺一寸四分三リ 極差三度三十三分三十四秒

同 知識村 蕨島  
 自西目 北二寸七分〇 東一尺四寸一分九リ 南三丈六尺一寸六分四リ 極差三度三十三分四十二秒

(外欄) 自串木野 北四尺〇三分七リ五 至米之津 東七寸三分三リ 同 鯖淵村 米之津

同 鯖淵村 米之津  
 自西目 北五寸七分五リ 西五寸三分八リ五 南三丈五尺八寸五分八リ 極差三度三十一分五十三秒

同 長島城河内村  
 北四寸二分三リ 西九一分一リ五 南三丈五尺四寸三分五リ 極差三度二十九分二十三秒

同 同蔵本村  
 北三寸一分〇 東四寸六分七リ 南三丈五尺一寸二分五リ 極差三度二十七分三十三秒

薩摩国出水郡長島 三船村  
 南四寸九リ 東四丈一分七リ 南三丈五尺一寸七分四リ 極差三度二十七分五十三秒

同 伊唐島  
 自長島三船村 北一尺三寸六分八リ 東四寸四分七リ 南三丈三尺七寸三分九リ 極差三度一十九分二十二秒

(編者解説) 諸地点間の実測、極差(緯度差)資料により、東西及び南北の寸法の縮め方を計算したものであり、地図作製の資料である。伊能忠敬記念館に標題の二冊が現存するのみであるが(写本、日本学士院)、この種の資料はなお多くあつたはずである。

経度はただ一つだけ(京都を中心とした)鹿児島ものが、経度西五度二一分半と出ている。これは赤間岡から計算した地図上の寸法からのものという(保柳睦美、伊能図の意義と特色、参照)。( )内の数字は赤、( )内の数字は消してあるもの、数値が並記してあるのは原文のまま。日本学士院の写本には鉛筆で数値につき検討が加えてあり、最初の談路図のところの張



り紙に「之ノ波路国寸法ヲ悉クハ中國ノ寸法ニ六ヲ乘セシモノナルベシ、南  
北東西共ニ最初ノ簡五寸五分七厘ヲ除ク外ハ尽ク六ニテ整除シ得、且其最  
下位ハ五毛ニ止マルヲ以テナリ」とあるのは、大谷亮吉氏の筆と見られる。

### 資料第十七 日本東西経度里差

伊能勘解由謹識

(内閣文庫)

山城 京 経中〇度〇分〇〇秒

大和郡山 経東〇度〇二分三十五秒

武蔵江戸 経東四度〇四分〇〇秒

奥州弘前 経東五度〇一分三十〇秒

松前箱館 経東五度〇〇分〇〇秒

越後高田 経東二度三十四分四十二秒

豊前小倉 経西四度四十九分五十八秒

肥前平戸 経西六度〇九分三十三秒

五 島 経西六度四十八分〇〇秒

肥後熊本 経西五度〇〇分〇〇秒

日向延岡 経西四度〇〇分五十五秒

大隅佐多岬 経西四度五十四分〇〇秒

薩摩鹿兒島 経西五度二十一分三十〇秒

### 資料第十八 日本地勢提要

伊能勘解由謹識 勳集橋景保編輯(内閣文庫)

### 各国経緯度実測 並里程

大隅辺津加村枝大泊、極高三十一度〇一分、経四度五十六分、從薩摩鹿兒  
島 沿 海 三十七里一十四町、從東京都日本橋四百一十九里四町三間、但此地

### 九州南端尽頭也

同種ヶ島 西面村 極高三十度四十二分半、経西四度三十六分半、從大泊渡

海直径一十里三十町、從東京都日本橋四百二十九里三十四町四十三間

同屋久島 房村 極高三十度一十八分、経西四度五十五分半、從大泊渡海

直径一十九里二十四町、從東京都日本橋四百三十八里二十八町四十三間

薩摩鹿兒島 上町之 極高三十一度三十六分、経西五度四分半、從小倉

自長崎街道山内車町 九十八里一十八町、從東京都日本橋三百八十一里二十六町一

十九間半 家 薩州街道 九十八里一十八町、從東京都日本橋三百八十一里二十六町一

薩摩山川村 浦 極高三十一度一十二分、経西四度五十八分半、從鹿兒島

沿 海 一十五里三町、從東京都日本橋三百九十六里二十九町〇三間

同下飯島 浜之 極高三十一度三十八分、経西五度五十六分半、從小倉

自薩州街道 内渡海直径一十 三三二四町 從東京都日本橋三百八十六里

一十八町〇九間

〔編者解説〕内閣文庫には「伊能勘解由謹識」と記してある『日本地理測量記』

『日本経緯度実測、北極出地度数』、『日本東西経度里差』(収録)、『日

本沿海廻里程実測』、『日本地勢提要』(収録)、及び『豊前豊後日向大

隅薩摩肥後六箇国北極出地度里程測量』などの小冊子がある。「謹識」とあ

るから奉府当局への提出資料であろう。『日本東西経度里差』は紙数四枚に

七十八所の経度を記載している。『日本地勢提要』は紙数十九枚で、文政七

年の高橋景保の版文には忠敬の測量資料からその要を取採して一冊子とした

ものであることを明らかにしているが、鹿兒島の経度は資料十六とは別の数

値が出してある。なお文字の脱語は別本『地勢提要』乾坤二冊によって補訂

した。

### 資料第十九 大日本沿海実測録

(内閣文庫)

### 大日本沿海輿地全図序

大凡使天下之形勢、晰然如示諸掌、莫明乎地図、使幅員広狭之量、遠近

路程之度、歷然可坐而數也、又莫詳乎地圖、而其明備詳悉、非有術以測量之、何以足弁毫蓋乎、夫測量之為事、非昇平之賜不能、而徵其人、亦不能舉而行之、是古之所難、而今亦不易也、吾邦地理全圖、自古未備、唯有長久保氏撰圖、詳明可觀、然恨不原諸測量之術、毫釐無所弁耳、屬官伊能忠敬、夙好曆算、夢寐不啻、臣先人蒙 徵而東也、忠敬即從學、益極其精、先人常患本邦地度之未有定測、嘗建白之、官時適爾撫蝦夷、因使忠敬往焉、遂有沿海測量之命、從事積年、始知其確數、先人檢較之洋書所載、果吻合矣、及闕以東之圖成、而先人不幸就木、景保護陳其事於圖端以上、爾後幾二十年、歷難險、凌波濤、夷履測驗、再教所暨、島嶼不遺、始能告成、於是撰修為大圖三十幅、中圖二幅、小圖一幅、附錄十四卷、嗚呼斯圖上應天度、下盡地勢、明備詳悉、毫釐不差、而與天地永懸而不墜、於是昇平文明之化可觀矣、而徵忠敬、抑亦不可邪、漢土五千年、至清假手于西人而後地圖始定、則忠敬之功、豈淺小乎哉、

文政四年夏六月

御書物奉行兼天文方 高橋景保謹識

### 大日本沿海輿地全圖序

寬政十二年庚申夏、官以 臣忠敬師高橋至時建白之故、使忠敬測定地度、會有開拓夷疆、撫循殊俗之舉、因連蝦夷而測之、則徑三百里而遙、地度可定矣、忠敬乃起程于江戶、歷奧州到蝦夷、細測其駁路里程、及東沿海與極高度而還、其冬即撰定地上一度之數、並造自江戶至三鷹駁路里程圖、及蝦夷東南海邊里程圖、就至時而奏上、明年有坂東海邊測量之命、自是連年有命、以測定東海北陸及奧羽海邊、文化元年甲子夏、以東國沿海測量已完、遂撰製地圖、建成至時既歿、因就其子景保而上之、九月六日經 御覽越十日、恩賜 忠敬 祝禱給俸、重有西國沿海測量之命、更使副以測量所吏、於是益精儀器、窮極驗測、十年卒業、遂即撰製以為圖、與前所上者合而觀之、大凡六十八州之駁路沿海、至四周島嶼、無有遺漏、更取問官林藏所測參補夷地圖、七更委焉而始成、名曰 大日本沿海輿地全圖、共三通、都三十三幅、又採錄里程與極高度、以作輿地實測錄十有四卷、並以上之、蓋圖書之設、所以周知地域之分界、明丘表之數度、以備經國之用也、故分

州西疆、推表山川、測之有術、修之有法、而使其如視諸掌、則可以知天下險夷通塞之處、可以察土地向背炎涼之分也、我 大日本、國于瀛海中、環以鯨波、坤基所興、斜跡十度、幅員既廣、民物繁庶、况夷疆日闢、尺牘版圖、寰區之大、於斯為盛、圖書之日明且備、理勢然也、竊以古者嘗有風土記之設、其所撰錄、不能及圖書、唯列疆土、而不詳形勢之所在、繼載山川、亦不弁向背之所、特可以備典故、而竟無裨經國焉、中世以來、天下匈匈、兵革相尋、圖書有無、誰能徵之、慶元建業以來、海內又寧、國各有圖籍之實、蓋無闕矣、雖然 忠敬嘗聞之、地理之要、專之於天象、天度得正、而後地勢可論、故西夷之子、能放船于杏溟、而遺極大塊、亦不過此術也、已、東方之言地理者、大率不出於分率準望之外、而竟無稽于天象、是以迂直雖詳、而向背之勢不正、丘表雖著、而距遠之度宜弁、忠敬自從事於斯、益研術理、精造儀器、步其地勢、則必表之於山川、推其距遠、則必驗之於天度、而後迂直之形、向背之勢、無復有乖、則天下之形勢、可舉以定焉、忠敬不敏、以備測測量之術、叨受重任、自量非其才、中心戰兢、唯懼殞 恩命、於是乎凌險踏危、不顧勞勩、勸誘劣之資、奮駑駘之力、庶幾效纖介之誠、幸膺國家文明之運、忠敬犬馬齒已過七十、而得跋涉万里、竟無壘塞、乃此告成焉、今所上全圖、於 忠敬所過之處、則極加詳悉、至于各國郡邑山川之細、則固未遑及也、然橫削既成、丹墮當施、况昇平之化之開物、日精一日、冀更命人補正焉、則庶乎其集大成矣、

文政四年夏六月

伊能 忠敬 謹識

### 大日本沿海輿地全圖凡例

一 往年奉 命測量沿海輿地、大凡率土之疾、莫地不履、其所經測、面定成圖、今之所造、分大中小三通、大圖以曲尺三寸六分為一里、中圖六分、小圖三分、以為準率、

一大圖自國郡村里之名、及官邑采地侯國之別、其他至山川嶋嶼官祠寺觀、其所經涉、載而莫洩、中圖唯記國郡村里之名、如官祠寺觀、狹隘難記、則省其名、而標符號、至嶋嶼之繁、不可悉載、其名間亦有略之者、小圖則國郡通邑頭村之外、多屬省略、及測路參錯、嶋嶼繁密、其難圖者亦略焉、

一 大圖追朱線屈曲、而知里程之遠近、至于中小二圖、則屈曲顯其詳悉、故唯求直徑而已。

一 求直徑法、不論大小、得自某到某分寸、以各一里率約之、知其地遠若干、測量之法、定高山鳴嶼之方處、以為標的、地移則標的移、故隨其屈直之勢數、用方位盤測之、註以某支幾分、而其寫之圖上亦然、則望線錯綜、不可悉載、故今標揭其要線、以為總括、但大圖裁截分幅、不可以施、故載諸中小二圖、

一 圖上朱以起線路者、用量程車及度繩所測、但自仙台到南部野地、特是步測也已、

一 蝦夷地方測量未完備、今取間宮林藏所測、以參補之、

一 如山川村落橋梁田園林叢、則唯圖其形勢耳、不必區別大小分寸方位也、一遠近向背、測其距離者、亦以定經緯為要、若南北緯度、雖測極高而定之、

一 驗諸地上最難矣、古之所以未得詳悉、於是乎享和年來、精緻儀器、甄覈地勢、連年測驗積久、始獲其確數、則南北一度定為二十八里二分、施之于大圖上、當一文一寸五分二厘、中圖六分之、小圖十二分之、至東西經度、則以京師定為中度、東西數起而其度隨居地而不同、如北極出地三十五度、則東西一度為二十三里一分、四十度地二十一里六分、四十四度地二十里二分八厘五毛、施之于大圖上、三十五度地一度當八尺三寸一分六厘、四十度地七尺七寸七分七厘、四十四度地七尺三寸三厘、中小二圖各約分得之、今其逐度逐分、算而畫之、從南距北、漸成辨線、而各地方位度數、皆自此線生、吏為緊要、但大圖距度寬、裁而分幅、故經緯度線皆難以施、亦特載諸中小二圖、

一 各國海岸鳴嶼、若懸崖絕壁、洪濤噴激、無路可攀、舟將碎粉、則白數處望測而定之、今以其非實測也、闕矣路而別之、及磯灣大河等間、離宋路者、亦皆倣此、

一 鳴嶼之星集、及與本地懸隔者、率屬遠測、且如奧州松嶋、唯定有勝名者位置已、非輿到而正之也、

一 圖上異采分之者、山岳草木翠綠、河海潮水藍青、田園遠霞殷色、砂地浜涯黃色、其他用符号者、專取簡易且要、便于覽也、例如左、

國 郡 國界 郡界 城 陣屋 駅 开社 寺 小港

測路 ☆極度測地

一 附錄記里程之例、自江戶日本橋數起到各駅、或二分路、註其相距若干、若海邊則註至港口或頭村之距里、

一 鳴嶼之險、能到而測之為實測、遠望而測之為遠測、測路之傍、有城邑駅亭街衢、坦直可乎視者、遠望而測之為汎測、海岸岬埼、橫絕其中距而測之為徑測、

一 測路之傍、有城邑寺社勝地、雖過而到之、或宿止而測星度、或橫絕而測中距也、三町以內皆略焉、

一 宿所寺社及橫絕之地、在三町以外、而其無細名者、假以浜或追分等字係之、

一 湖沼池沢實測者、註其名稱里程、唯望知其形狀者略之、  
伊能忠敬 謹誌

文化元年甲子之冬有命、使測量所吏副之、市野茂喬・坂部惟道・下河辺与方・柴山正彌・青木勝雄・永井充房・今泉直利・門谷常久・坂部弘道、及忠敬弟子尾形實次・箱田真与・保木永善・平山季恭、凡十有三人、皆与略艱險而有功、其与此撰者、更有川口春興・渡部慎・吉川景武・岡田道正四人、拮据之勞、歲月之久、或死于役、或以病免、而今与方・充房・常久・春興・景武・道正及真与・永善・季恭、相与戮力、以畢其功云、  
高橋景保又誌

〔編者註、印刷の都合により、則、碎で代用した文字がある。〕

輿地實測錄 卷之六、九州沿海

伊能忠敬 奉 命測定

九州 從長門國豐浦郡赤間關、至豐

前國金敷郡小倉渡海直徑三里

從豊前國小倉沿海至鹿兒島

諸島郡夏井村

三十五町三十二間

志布志村浦町

四里五町三間 至國界三里三町三十二間半  
 大隅國肝屬郡柏原村 至中野村鹿屋野町四里二十一町五十六間、北極高三十一度二十二分半、從野町至大始維村二里四町一十八間  
 二町四十八間 至高隈川口二町一十八間  
 波見村 三十一度二十一分 沿川至荒瀬尻一十二町二十九間半、二里二十一町一十五間半  
 小串村 高崎 二里八町三十六間半  
 南浦村內之浦町 三十一度一十五分半 一里一十八町三十六間  
 同 火崎 四里五町七間半  
 岸良村 浜 至岸良村宿所一十二町 三十一度一十三分 三十一度二十八町五十八間  
 岸良村 川向 四里一十四町四十七間  
 大隅郡邊津加村 三十一度四分半 二里三十四町三十二間  
 郡村 浜 至郡村宿所汎測 三十一度三分半 一十二町三十間  
 邊津加村大泊 三十一度一分 徑測二十四町一十二間 一里一十町三十二間  
 同 田尻 歷御崎輪現華表前至佐多岬二十八町二十八間、從華表前至御崎輪現社四町二十二間 六町九間  
 同 田尻 越 至佐多岬八町三十間 一里一十町三十二間  
 山崎村 尾波瀬 二里二間  
 伊座敷村 三十一度五分 二里一十七町一十二間半

山本村 辺田 三里九町三十間半  
 大根占村 浜 至大根占村宿所 汎測四町三十間 三十一度二十四分半 一里  
 神之川村 至大始良村宿所二里九町五十一間、北極高三十一度二十九分半 二里二十町五十六間  
 肝屬郡高洲村野里 二里二十九町二十間  
 新城村 浜 至新城村宿所 三十一度二十五分 二里二十一町一十五間  
 大隅郡田上村 三十一度二十九分 一里二十三町二十一間  
 海瀉村 二里三十二町五間  
 二川村 三十一度三十四分半 二里三十三町四十九間  
 噺吹郡廻村 三十一度三十九分半 二里二十一町五十七間  
 小村 三十一度四十二分半 一里七町五十六間  
 桑原郡浜市村 二里三間  
 始羅郡段土村浦町 又呼 加治木 三十一度四十三分半 一里二十三町二十六間  
 脇本村 浦町 至國界一里一十三町三十三間 三町五十間、從國界至潮音寺岬一里 三十五町五十三間

薩摩国鹿兒嶋郡鹿兒嶋神明 至雁木岬  
五町二間

六町五十一間

同 築 地

八町四十二間

同 新 橋 東 頭

從小倉

沿海通計三百五十一里三十二町四十八間

至鹿兒島

薩摩国鹿兒嶋郡鹿兒嶋新橋東頭

五町二十一間

同 築 地

二里三十二町四十四間

同 山 郡 福 本 村

二里二町四十八間

和 田 村 平 川 浦

二里三十二町三十五間

給 黎 郡 下 之 村 浦 町

二里三十二町四十六間半 至上之村宮坂宿所五町三十六間 北極高三十一度三十二分

二里三十二町四十六間半

揖 宿 郡 岩 本 村 高 目

二里三十三町二十二間半 又呼 立目

拾 二 町 村 湊 浦

二里三十三町二十四間 三十一度一十四分半

一里三十三町二十四間

山 川 村 浦 町

二里八町三十六間半

鳴 川 村 兒 ヶ 水 浦

二里二町三十七間半

額 娃 郡 仙 田 村 川 尻 浦

三十一度一十一分

三里八町二間

至開闢岬一里六町 五十五間

郡 村 前 浜 至郡村宿所 三十一度二十三分半  
八町三十間

四里三町四十八間

給 黎 郡 西 別 村 塩 屋 浦

二里一十六町四十一間半

河 辺 郡 鹿 籠 村 枕 崎 浦

三里八町五十七間半

坊 津 村 駒 走

一十三町五十三間

同 グ ミ ノ 木 浦

三十五町四十一間半

坊 津 村 坊 津 浦

一十四町一十九間半

泊 村

三里二十七町四十五間半

久 志 村 末 柏

二里一十七町五十七間

同 岳 下

一里一町二十三間

秋 目 村 秋 目 浦

一里二十町五十八間半

赤 生 木 村 黒 瀬

二里一十四町一十六間

片 浦 村 野 間 岬

一里二十二町三十一間

同 野 間 屋 敷

二里三町五十一間

至築岬一里一十 一町三十三間



輿地実測録 卷之七 九州街道

第六 從肥後國坂梨歷高千穂至浜市

肥後國阿蘇郡坂梨村柵門

日向國諸縣郡本庄村 六日町三十一度五十八分半

五町四十五間

同 上之原 至八幡社一十町六間

一里三十五町二十三間

南方 村 揚 又呼 綾 三十一度五十九分

二里一十七町四十九間半

紙 屋 村 三十一度五十七分半

二里二十三町四十三間

鑓 村 野 尻

三里三十四町三十七間

蒲生田村 狹野 至霧島山神徳院五町一十五間  
北極高三十一度五十三分半

五里三十一町四十六間半 至國界四里九町四十八間半

大隅國噺咲郡田口村 至霧島神社一里二十二町五十一間

三里二十二町三十五間半

桑原郡内村 辻 至國府八幡社 五町二十三間

二里八町二十二間

浜 市 村 三十一度四十三分 至海岸一町

從坂梨 街道通計七十里八町一十二間半 至浜市

第九 從日向國鑓村歷加久藤至中之村

日向國諸縣郡鑓村野尻

三里七町一十二間

細野村 野 町 又呼 小森

三里九町二十七間

原田村 飯野町

一里一十三町四十九間

中福良村加久藤

二里二十二町四十三間

至國界二里一十町四十二間

大隅國桑原郡鶴丸村

二里三十四町一間

小 羽 村

一里二十四町九間

中 之 村

從鑓村 街道通計一十四里二十九町二十一間 至中之村

從日向國油津歷牛ヶ峠至廻村

日向國那珂郡平野村油津

二里六町九間

飲 肥 本 町 三十一度三十七分半

一里一十七町一十五間

酒 谷 村

一里二十三町四間

同 陣 尾

三里二十三町三間

諸縣郡寺柱村牛ヶ峠

一里三十一町四十六間

寺 柱 村

一里二十二町四十六間

宮丸村 又呼 本町 至唐人町限 五町五十七間

二里一十八町二十四間 至國界一里一十町九間

大隅國噺歌郡鶴木村小倉

一里三十二町四十四間

佳川村

二里二十八町三十間

廻村

從汕津 街道通計一十八里三十町六間 至廻村

從筑前国山家薩州街道至鹿兒嶋

筑前国御笠郡山家村

肥後国葦北郡陣内村水俣

三町二十一間

陣内村

三里一十四町二十間半 至國界一里三十町二十間

薩摩国出水郡儲浦村米之津

四町二間

同 浦 町 三十二度七分

二里三町五十七分

高尾野村野町

一里三町五十一間

野田村野町

二里一十六町二十八間

阿久根村

二町五十六間

同 浦 町 三十二度一分

三十四町一十三間

同 西 目

二里二十町三十一間

高城郡麦之浦村西方

四里三町一十二間

大小路村浦町

至薩摩郡新田村八幡新田宮二十七町三十六間

四町七間半

薩摩郡東手村岡田町

一里三十五町一十八間

日置郡串木野芹ヶ野

二里五町五十七間

串木野村

七町三間

湊村湊浦 又呼 市木 三十一度四十一分半

三里三十町四十五間

谷口村野町 又呼 伊集院

二里四町四十二間

鹿兒島郡犬迫村

二里二十九町一十一間

鹿兒嶋藥町

五町二十一間

鹿兒嶋新橋東頭

五町一十七間

同 車 町 三十一度三十六分

從山家 薩州街道通計八十一里一十町一十三間 至鹿兒嶋

○從肥後国湯浦本村大口街道至鹿兒嶋

肥後国葦北郡湯浦本村

三里一十三町四十七間

久木野村 三十二度一十分半

四里九間 至國界一里一十町五十八間



薩摩国伊佐郡南渡原村 又呼 三十二度三分半  
大口 至国界八町

二里一十八町四十二間 一十二間

大隅国奥郡湯尾村

三十一町四十五間

桑原郡中之村

三十一町一十五間

同 横 川 三十一度五十四半

二里一十六町一十八間

始羅郡有川村石原

三十一町一十二間

坂土村浦町 又呼 加治木

一里三十一町一十間

脇 元 村 浦 町 三十一度四十一分半

三十一町一十九間 至国界白金峠二  
十七町四十四間

薩摩国鹿兒嶋郡鹿兒嶋車町

從湯浦本町 街道通計二十四里二十町三十七間  
至 鹿兒嶋

輿地実測録 卷之十二 嶋嶼三

各国嶋嶼

大隅国 四十四嶋

薩摩国 一百六嶋

大隅国 肝 属郡

実測

中嶋 周廻九町一十四間

遠測

舟木磯 冲矢管磯 地矢管磯 天神嶋

大隅郡

実測

桜嶋 周廻一十里二町三十七間

新嶋大 周廻一十九町四十四間

新嶋中 周廻七町八間

新嶋小 周廻四町

新島三安永八己亥

年十月湧出

ヨコ嶋 周廻二十一町二間

遠測

嶋瀬 批榔嶋 大輪嶋 股河洲 江之嶋 烏嶋 新嶋 地新嶋 沖

新嶋二安永八己亥 十月湧出

桑原郡

実測

辺田小嶋 周廻一十七町一十間

從南岬至弁天岬

六町三十三間

沖小嶋 周廻一十町五間

遠測

一忝嶋

駿 諺 郡

実測

屋久嶋 周廻二十六里三十七間

吉田安房村 三十度一十八分

長田村 三十度二十四分

吉田宮之浦村 三十度二十五分

同小瀬田村 三十度二十三分半

從芋生川口至栗生村八町一十六間

從長田村浜至宿所二町一十五間

從長田岬至御崎三町一十八間

從一邊村浜至矢管崎一十四町四十間

遠測  
口之永良部嶋 沖岩 七ツ瀬  
熊毛郡

種子嶋 周廻三十七里二十七町四十三間

西面村赤尾木 三十度四十三分半

国上村浦田 三十度四十八分

同浜脇 三十度四十五分

嶋間村古川 三十度二十七分

從西面村赤尾木至田之脇徑測二里一十四町四十六間

国上村浦田細徑測三町二十間

從国上村浜脇至宿所七町二十八間

從納官村東浜脇郡原至西浜徑測二里二十五町三十間

遠測

馬毛嶋 アブソコ鼻 鷹嶋瀬 山瀬 荖永村

竹瀬 納官村 アキト瀬 沖ノ瀬 小瀬

竹瀬 荖永村 大鳥巣 岡鳥巣 岡大瀬

沖鳥巣 沖大瀬 一ツ瀬 中山瀬

沖山瀬 山瀬 納官村

薩摩国 谿山郡

遠測

七ツ嶋

揖宿郡

実測

知林嶋 周廻二十六町八間

遠測

小嶋 鵜瀬 俣河洲

河辺郡

実測

沖秋目嶋 周廻一里六町三十二間

橘嶋 周廻六町四十九間

竹嶋 周廻六町四十三間

棧敷嶋 周廻六町五十八間

遠測

赤喰磯 一ツ瀬 枕崎浦 沖立神 一ツ瀬 小湊

雀嶋 長瀬崎 松嶋 ヒシヤゴ瀬 坊津浦

高立神 首嶋 双劍岩 鵜瀬 大瀬 泊村

草瀬 ヒシヤゴ瀬 泊村 松生瀬 大瀬 久志村

赤馬磯 天神鼻 五嶋磯 水越瀬 鷹ノ巣

蜂瀬 鵜來嶋 赤生木村 立神 鵜來瀬 野間屋敷

飛瀬 カモメ嶋 桂瀬 烏帽子瀬 大瀬 片浦村

松瀬 二子瀬 窓嶋 聖崎 硫黄嶋

竹嶋 黒嶋 口之嶋 諏訪瀬嶋

日置郡

実測

松尾明神山 又呼 寺嶋 周廻四町三十間

遠測

久多嶋

飯嶋郡

実測

上飯嶋 周廻一十七里四町二十五間

里村 三十一度五十分

小嶋 三十一度五十一分半

從長目浜至瀬上村

徑測一十三町三間

平村 周廻四里一十二町五十六間

湊 三十一度四十八分

湊廻六町

四十八間

下甕嶋 周廻二十里二町三十二間

伊牟田村 三十一度四十六分半

青瀬村 三十一度四十分半

浜之市浦 三十一度三十八分

瀬々之浦 三十一度四十一分半

從瀬々之浦至青瀬村

徑測一里五町九間

近嶋 周廻二十一町二十四間

野嶋 周廻二十町五十六間

中嶋 周廻二十八町四十八間

遠測

松生岩 二子嶋 無名瀬 里村 尾橋河原岩

弁慶嶋 下ヲサ嶋 前瀬 瀬々ノ浦村

ナフ瀬岩 前瀬小 岩嶋 鷹嶋 宇治瀬

薩 摩 郡

遠測

沖羽嶋 大辻鼻 野瀬

高 城 郡

実測

船間嶋 周廻一十四町三十六間

遠測

立花瀬

出 水 郡

実測

長嶋 周廻二十一里三十四町四十三間

城河内村 三十二度八分半

歳本村 三十二度一十一分

三船村 三十二度一十三分

伊唐嶋 周廻四里二十五町一十二間

和仁之浦 三十二度一十二分半

從前浜至後浜徑測四町一十五間

從西岬至東岬三町一十八間

日吹鼻廻六町一十八間

蕨嶋 周廻一里二町二十一間

蕨浦 三十二度七分

大嶋 周廻三十三町三十六間

桑嶋 周廻五町五十八間

無名嶋 知識村 周廻六町四間

小伊唐嶋周廻一十三町一十五間

竹嶋 周廻一十町五十一間

響嶋 周廻五里二十四間

野嶋 周廻一十六町四十四間

黒嶋 周廻一十二町二十九間

獅子嶋周廻八里二十三町二十六間

從南岬至鷹之串岬

三町二十八間

所嶋 周廻二十九町二十間

無名嶋 獅子 周廻六町二十六間

大桂嶋周廻一十三町三十二間

小桂嶋周廻九町一十九間

遠測

飛磯 夷磯 黒瀬 地小嶋 沖小嶋

末ノ嶋 サタカ嶋 背嶋 七尾嶋

夕、ラ嶋 的嶋 カブラ嶋 無名嶋

嶋長

小嶋 獅子 無名嶋 嶋

嶋 獅子 無名嶋 嶋

〔編者解説〕「大日本沿海輿地全図」(略称、輿地全図)及び「大日本沿海実測録」(略称、輿地実測録)は伊能測量の成果の總まとめである。後者「輿地実測録」(序目一巻、本文十三巻)は高橋景保の序文に「編修為大図三千幅・中図二幅・小図一幅、附録十四巻」とあるように、前者「輿地全図」の說明書である。忠敬の没後文政四年にそれらが完成し、忠敬の孫忠壽(幼名三治郎)はその七月高橋景保にともなわれて幕府にそれらを呈し、九月に忠敬の喪を發した。

「輿地実測録」の内容は、卷一沿海、卷二・三・四街道、卷五淡路四國隠岐佐渡、卷六九州沿海(第一從豊前國小倉沿海至鹿兒島、第二從薩摩國鹿兒島沿海至長崎、第三從肥前國長崎沿海至小倉)、卷七九州街道、卷八各段対馬卷九・十・十一島嶼(……第三日向國七十一島・大隅國四十四島・薩摩國一百六島)、卷十二湖沼、卷十三蝦夷である。保柳睦美氏の計算によれば、「輿地実測録」に載録する緯度(北極高)は千二百二十七という(なお載録しないものであろう)。鹿兒島關係(離島をふくむ)では緯度六十一が記録してある。全実測録を通じて経度の記録はない。

内閣文庫の明治三年大学南校官板「大日本沿海実測録」(校正書入本)に張り紙赤字で「從小倉至鹿兒島」「從鹿兒島至長崎」「從長崎至小倉」の沿海、及び「九州沿海廻廻」の九州全沿海の距離の過不足を訂正している。誰の校正書入れか明らかでない、その数字はあげない。

なお高橋景保の序文は佐藤一斎の代筆、または添削、忠敬のは久保木清潤(下総国香取郡津宮村の学者、忠敬と親交あり)その他の起稿添削という。後者及び凡例の文章にはやや読みにくい所がある。収録は内閣文庫の「献上本」によったが、文字は前記「大学南校刊本」をも参照した。

文政四年に上呈した「輿地全図」は大図三千幅二百四十四枚、縮尺三万六千分一(一里は曲尺三寸六分)、中図二幅八枚、縮尺二万六千分一(一里は曲尺六分)、小図一幅三枚、縮尺四万三千分一(一里は曲尺三分)であった。なお忠敬は測量出張から帰ると、その都度測量すみ地域の大・中・小三図を作製して幕府に提出し、また日本東半部の沿海測量が終了したとき大図(六十九枚)・中図(三枚)・小図(一枚)を作製し、文化元年七月に提出したが、それらの縮尺は前記文政四年のものと同じ。ただ第一回蝦夷測量のもの、九州測量以前に壽命によって作製した「日本図」(縮尺八十六万四千分一、一里は曲尺一分五厘)の両者は別である。後者「日本図」の九州

南部が延び、鹿兒島が緯度半度ほど南に位置して九州が細長くなっている(秋岡武次郎「日本地図史」図版六六参照)理由については説明を省略する。九州測量によってその誤りが正されたことは言うまでもない。

幕府に上呈した「輿地全図」は明治六年の宮城の火災で焼失した。その後伊能家の副本が政府に献上されたが、大正十二年の関東大震災のとき東京帝國大学附属図書館において焼失した。伊能測量は幕府の御用測量であり、多くの「伊能図」はすべて幕府御用のために作製されたものであり、すべて手描きであった。ただ忠敬のもとに原図の諸資料があり、また副本が残されたほか他人に贈ったものなどがあって、若干数の「伊能図」が世間に出るようになった。諸侯が領内地図を入手しようとした事例は次によって知られる。平戸藩主松浦清の著書「甲子夜話」(卷二十八)に、文化二年春に西国測量の壽命があった(資料第一参照)ことを記録し、「コノトキ予思ヒシハ、カ、ル時ニコソ領内ノ地勢ハ能ク分ルヘント、伊能ヲ招テ接待シ、殊ニ領内ノ事ヲ入魂シ、且事畢帰府ノ上、領内測量ノ地図一本ヲ予ニ贈ルヘント約シテ、伊能モ諾シタリシガ、其後予退者ヲ乞ヒ、程経テ伊能モ西征セリ」とあり、地図は忠敬の死後「彼ノ遺弟ニ索テコレヲ得タリト云」と記してある。次に本資料に収載した地図について説明しておく。

#### 地図第一、実測輿地全図(伊能小図、部分)

(南波松太郎氏蔵)

『実測輿地全図』(「伊能小図」三枚、北海道、畿内東海東北陸、山陰山陽南海西海のうち後者)の九州南部。南波松太郎・室賀信夫・海野一隆編『日本の古地図』三一「伊能日本図」は本図の中国・四國西平部九州全部(原色)である。国名・郡名、邑落が記入され、主要な天体偏測所には墨印がしてある。また山島の方位線、経・緯線が引かれる。指折・椋鳥を通る経線は京都を本初子午線とする西五度、佐多岬の先端を通る緯線は三十度である。地図の描き方は資料第十九「大日本沿海輿地全図凡例」参照。

#### 地図第二、日本図

(国立国会図書館蔵)

「伊能小図」に間宮林蔵踏査の北辺資料などを加えて作られた日本及び北辺の地図。(三枚。西部、敦賀湾伊勢湾以西、屋久種子列島まで、一一五×一三〇センチ。東部、前省以東、北海道南部渡島まで、一〇三×一三〇センチ。北海道及び千島ウラップ島東方の三小島、樺太島、対岸のムール河口地域まで、一一五×一三〇センチ)の「日本図」。文政九年(一八二六)

オランダのカピタンと共に江戸に来たドイツ医師シーボルトの持つ書物地図と交換に、高橋景保が「伊能図」その他を与えたことが発覚し、文政十一年景保は捕われて翌年獄死したほか、多くの者が連坐し、シーボルトも国外退去を命ぜられる。「シーボルト事件」が起きた。この「地図」はこの時にシーボルトから没収したものとされている。国名(四角のわく)・郡名(黒胡麻のようなまゆ形のわく)の漢字を除き、地名はすべて片仮名。昭和四十年五月東京芝公園丸山に再建された「伊能忠敬測量地遺功表」に刻されている日本図はこれによったものという。「地図」については大谷亮吉『伊能忠敬』頁六一二―四参照。シーボルトは事件発覚に備えて急ぎ複写した地図を持って退去し、それに基づいて作った「日本人の原図および天文観測に基いての日本帝國図」については、秋岡武次郎『日本地圖史』の「一八四〇年刊シーボルト作日本図」、及びその解説参照。「事件」の事実を当局に告げて発覚の端緒をなしたのは間宮林蔵であったという。その業績を高く評価し、「マミヤセト」(間宮瀬戸・海峡)と銘名して世界地図に「マミヤ」の名をとどめたシーボルトが、間宮林蔵の告発によって国外退去を命ぜられたというのも運命の皮肉である。

地図第三、九州六箇国之内沿海図(伊能中図、部分)

(京都大学附属図書館蔵)

京都大学附属図書館に、忠敬が常陸国土浦の内田佐衛門に与えたという九枚の「伊能図」(西国淡州沿海地区、九州六箇国之内沿海図、大隅国取読郡屋久島沿海図、大隅国熊毛郡種子島沿海図、肥前国平戸島生島黒島大島度高沿海図、肥前国五島沿海上下二景之図、対州全図、志岐国図)がある。「九州六箇国之内沿海図」(「伊能中図」、一四三×一八八センチ)文化七年の第一回九州測量のときのものであるから、種子屋久両島、その他の離島は位置を示すにとどまる。描き方は略式で方位線がない。平地は褐色、山は緑砂浜は黄、海は青の淡彩。

地図第四、日本沿海図(伊能中図、部分)

(国立東京博物館蔵)

『日本沿海地図』(「伊能中図」、北海道東北部から九州南部まで)八枚のうち、「九州南部図」(一六七×一六二センチ)の部分。山島方位線、経緯線の記入は地図第一「伊能小図」に同じ。

地図第五、大隅国熊毛郡種子島沿海図(伊能大図)

(京都大学附属図書館蔵)

京都大学附属図書館蔵の九枚のうちの「大隅国熊毛郡種子島沿海図」(「伊能大図」、一六六×八〇センチ)。山の稜線を褐色とするが、描き方は後図とほぼ同じ。遠測の馬毛島は位置を示す。

地図第六、大隅国取読郡屋久島沿海図(伊能大図)

(同上)

同上の「大隅国取読郡屋久島沿海図」(「伊能大図」一〇三×七七センチ)。村名・妻及び測線は朱、村界、山名は墨、山波は緑、その稜線は濃く大念に描き、海は青、砂浜は黄、砂浜・断崖を描き分け、樹木を描き、家なみを描いて集落を示す。長田から見た権現岳の山容は写実的である。

地図第七、第八、地図接成便覧

(内閣文庫蔵)

内閣文庫の『輿地実測録』献上本に「地図接成便覧」が附録する。これは北海道根室地域を一番とし、屋久島を三百十四番とする「伊能大図」の接続番号を示すものである。大谷亮吉『伊能忠敬』(頁六〇五)に「文化六年乃至八年の測量に基き製したる九州東兩地方沿海並に其他の街道図」の項の「伊能大図」について、「今所在の明らかなるものは東京帝室博物館に保存せる九州地に対する副本二十一葉のみにして、其他の図幅は存否審かならず」と説明してある。先年私がそれらの閲覧を希望したとき、東京博物館ではある年まで照合によって確認されているが、現在その所在は不明の由であった。照合簿を私に見た。何年まで確認されていたか今は覚えていないが、それほど以前のことではなかった。大谷氏の解説によれば、北九州未測量の第一回九州測量のときのものであるから、県本土の「大図」が相当数あったはずである。所在が分って閲覧できる機会をえたい。

地図第九、官板実測日本地図

(伊能中図、部分)

(京都大学文学部地理学教室蔵)

「伊能図」は幕府御用のためのもので、すべて手描きであった。幕末から明治初年にかけて、地図の需要が増し、開成所によって、また明治三年に大学南校によって(『大日本沿海実測録』と共に)「伊能小図」が刊行された。収録は明治三年刊行の「官板実測日本地図」の「山陰山陽南海西海図」(一八八×一三五センチ)の九州図である。「伊能図」であるから測路及び測路附近の山波がそのまま示してある。

「伊能測量」の成果を評価するには、それ以前の地図との比較も必要である。古地図については秋岡武次郎『日本地図史』昭和三十年刊、南波松太郎・室賀信夫・海野一隆『日本の古地図』(原色)昭和四十四年刊など参照。地図にはその時代の知識、作成者の苦心がこめられている。徳川時代の幕府による地図作成事業、「慶長国絵図」「正保国絵図」「元禄国絵図」及び「享保日本図」のときの幕府の指示による島津藩側の準備、資料の提出などについては拙稿「薩摩・大隅の国絵図、享保図など」(鹿児島大学法文学部紀要文学部論集第三号、昭和四十二年参照。別冊は鹿児島県立図書館にある)を参照されたい。

伊能測量以前の地図で言い落すことができないのは「赤水図」である。長久保赤水(享保二年・一七一七—享和元年・一八〇一)名は玄珠、赤水は号水戸の学者、その作成した『改正日本輿地路程全図』は安永八年(一七七九)以来版を重ねて世間に出た。この「赤水図」には経緯線が入れている。この経緯線の評価は必ずしも同じくないが(藤田元春『日本地理学史』昭和十七年)、注目される地図である。伊能測量ではこの「赤水図」を意識していたことは収録した「測量日記」、また「輿地実測録」の高橋景保の序文によっても知られる。実測図である「伊能図」が集成図である「赤水図」よりすぐれているのは当然である。「赤水図」は前掲『日本地図史』『日本の古地図』のほか、シーボルト『ニッポン』(洋書、一九三〇年版、図版第二。鹿児島県立図書館にある)にも「日本輿地路程全図」として紹介してある。

前述(資料第十一編者解説)のように、伊藤弥太郎「伊能忠敬」(昭和十八年)に「伊能忠敬踏査に拠る新刻輿地路程全図」として出ているのは、その左下の刊年にも見えているように「赤水図」の寛政三年版である。どういふ手違いか分りかねるが、少年文庫本の清水信夫「伊能忠敬」、二反長半「伊能忠敬」(共に昭和二十七年発行)にも伊藤本にといったと思われる写真が「大日本沿海輿地全図」として出ている。

「赤水図」は刊行されたので世間に流布した。南日本新聞(昭和四十年十月三十日)「消しゴム」欄に、「竹島が日本領としての取り扱いをうけている」とあった始良郡軍人町園田新太郎氏所蔵の「今から百七十年前の地図」というのは、「赤水図」の寛政三年版である。

## 資料第二十 伊能忠敬の關係書翰補遺

その一、文化七年十二月二十一日附、豊後国岡から高橋景保にあてた書翰  
(日本学士院「伊能忠敬御用書翰集」)

十月晦日尊翰当月十四日夜熊本領肥後国合志郡大津村江相屈辱拜見仕候。敬奉ニ相成候得共愈御安泰被遊御座幸恐喜候。随而下拙共一同無別条豊後国直入郡岡城下江安着仕候。乍恐御安意可被下候。

一当岡城下も明二十三日出立、同国府内城下へ向測量仕候。年中余日も無之候得ハ、行掛り府内越年にも可相成と奉存候。

先カ  
一九月十八日肥後国八代より急状差出候後、当月十三日熊本より愚簡差出候も追々相届、御高覧可被下候。

一七曜曆一冊 仮名曆一冊 略曆三十紙 遠路御意贈被成恭落手仕候、略曆ハ則添役衆へ配分仕候。

一木星小星測量之儀被仰聞承知仕候。最初より観星鏡ハ坂部ニ相極、大眼鏡ハ下河辺、太陽恒星一周経度午線ハ下拙測量、其外銘々に手配仕候得共、先達而申上候通ニ、是迄ハ彼此不測ニ而、一同残念ニ奉存候。此上薩州江罷越候ハ、猶又出情相測ル様可仕候。

一竹田甚左衛門不敬之儀被仰聞承知仕候。先年より取締り無之、失礼失敬なる人物ニ有之候。別而此度尊君江矢敬言語道断と奉存候。

一坂部江御言被成下、早速申達候。宜御礼申上候。逐日甚寒ニも相成候間、御保養可被遊候。猶采陽目出度可得尊慮候。恐惶謹言。

十二月二十一日

伊能勘解由

高橋尊君 机下

〔編者註〕この書翰には初めの欄外に、「庚午十二月二十一日出、豊後岡より辛未正月二十日達ス、伊能より」と書いてある。

その二、文化八年正月十八日附、豊前国小倉から高橋景保にあてた書翰  
(同上)

十二月朔日御認肥後国熊本江御差出し被下候尊簡、昨十七日肥後熊本

より飛脚三而、当小倉城下江相屈拜見仕候。弥御安泰被遊御座奉恐喜候。下拙共一向無異儀御用相動候、乍恐御安意可被下候。

一 木星小星測量之儀、御尋問被成下承知仕候。此儀ハ十二月十八日肥後八代より薩州三島年延願差出候儀ニ、委細申上候間、御承知被下候儀と奉存候。猶又右木星小星御推歩被遣儀ニ落手仕候。

一 深川家作引取願拜借不相叶、自分入用を以、当時金五六十兩相掛り候儀、無益ニ被思召、御別紙之通手伝御長屋ニ御進達被成下候旨、御賢慮之段難有奉存候。其後旧冬二十三日御認小倉へ向御差出し被下候尊簡ニ而ハ、手伝並之御長屋ニ十量之間相加へ候、作事相叶候哉ニ奉存候。肥後へ御向け御差出し被下候尊簡ハ兎角延引ゆへ、何角前後ニ相成候。只下河辺政五郎不幸為御知之尊簡と、下拙共肥後八代より差出候愚簡而已ハ早着ニ而、其余ハ悉延着ニ相成候間、大屋小星測其外不都合勝ニ御座候。猶別書ニ申上候間、余は略之候。猶追々可申上候。

以上

正月十八日

伊能勘解由

高様尊君 机下

【編者解説】日本學士院本「伊能忠敬御用書簡集」には「深川家ニ伝ヘシ原本ヲ中央氣象台ニ於テ謄写シ、更ニ之レヲ杉山正治ノ謄写セシモノヨリ転写ス」と附記してある。書翰その一の首部の欄外に「庚午十二月二十一日日出豊後岡ヨリ、辛未正月二十日達ス。伊能ヨリ」とあるように、書翰その二にも「辛未正月十八日附、二月八日從小倉、伊能ヨリ」と書き付けてある。前者は測量出張中の忠敬から、文化七年十二月二十一日付豊後岡からの書翰で、江戸屋敷に翌八年正月二十日に到着したと、後者は文化八年正月十八日附豊前屋敷小倉からの書翰で二月八日に到着したことを覚えとして記録したものである。

書翰

その三、文化九年八月八日附、筑前國博多から長男三郎右衛門にあてた

(同上)

猶々家内中へ宜頼入候、三治郎親之助壯健ニ成長致候よし致大慶候、兎角ニ食事不遇候様御心配可被成候。

五月認書状淺草ニ久敷留居、七月八日御勘定所より筑前福岡御屋敷江相渡、当八月八日筑前領博多町ニ而致被見候。愈御揃御清安ニ被成御座珍重不少候、我等一同無別条去ル四日、即筑前國福岡黒田筑前守(今ハ備前守、後ニ筑前守也)城下並博多町江着致止宿候、御安意可給候。

一 薩州屋久島種子島測量無難ニ相済、五月二十三日鹿尾島より書状差出し候。猶六月八日向國高鍋秋月佐渡守殿城下よりも書状差出し候。追々相屈、御安心被成候儀と案し入候。其後ハ七月二十日豊前國小倉より差出し、又々此度出し候。段々遠國に相成候間、淺草より御勘定所へ御出し、夫より諸大名方御留主御呼出し御渡候而も三十日ハ相かゝり候。我等方より差出し候書状ハ御領主より殿々御任立飛脚も氣之毒ニ候間、定式ノ江戸御状序ニ御屈被下候様ニ相頼候間、江戸届四十日も五十日も相かゝり候。往復ニ而ハ七八十日も手間取候、左様御心得妙薰へも可被申聞候。

一 長崎江罷越候ハ、上毛氈二枚或ハ二間物買整候様ニ被申越致承知候。乍然紅毛渡りものニ候得ハ買入之儀無覚束候。御間も可被成阿蘭陀船三年程入津無之候間、長崎も致難儀候。硝子唐より阿蘭陀薬物ハ三四倍の高直ニ相成候。唐渡りものに候ハ格別ノ高直とも有之間敷候。乍然長沢買整候せつより一倍ノ余り高直とハ被存候。何れ承合可申候、当被成間敷候。緋毛氈四枚も致承知候。白木屋ニ而一枚何程くらる致し候哉、後便ニ御問合直段可被仰遣候。大凡直段知候得ハ調能候。

一 此度九州測量も前々ニ相不替、諸大名方御取持も宜、御國産も相応ニ御贈惠被下、上下一同致大慶候。依之長崎買物ニ差支ハ無之候得共、阿蘭陀ものハ一切ニ有之間敷候。長崎買入置ノ古物ニ而も可有之哉、此度ハ長崎も不景氣ノ時節ニ罷越候ハ残念ニ候。

一 龜島八町堀、其外格好なる居抜売家も有之候ハ、相整可申、桜井秀藏へも度々申遣し舅八十右衛門をも相頼置申候。有次第其許江御相談可申候。若し來西年夏秋迄にも相応ノ売家無之候ハ、是迄住居の深川宅ヲ龜島八丁掘其外地代深川より少々高直ニ而も地面ヲ借、古宅ヲ金三十兩前後とも大工へ渡ニ致し、其借地へ引取候様にも可被成候、夫も桜井八

十右衛門等へも御談し可給候。猶追々可申遣候。以上

八月八日

伊能勘解由

伊能三郎右衛門殿

その四、文化九年十一月八日附、肥前國島原から山田綱治郎にあてた書翰

(日本学士院「伊能忠敬書翰集」)

一筆致啓上候。愈御安全可被成御座珍重候。随而下拙共儀一同無別条、西國御用相勤、昨六日肥前島原城下迄罷越候。乍憚御安慮可被下候。然者薩州屋久島種子島之儀も三月より五月末迄ニ渡海測量仕候。右島之儀ハ外ノ国々と違、片瀬ニ而汐先六ヶ敷、難海ニ有之候得共、御威光故一同無滞無難ニ御用も相済、難有奉存候。夫より又々大隅日向肥後街道、豊後國迄相測、外海辺筑前肥前測量、同國伊万里海辺より佐嘉城下へ罷越街道ヲ同國より筑前筑後相測、筑後より内海肥後佐嘉領ヲ通行、此度同國島原城下、江罷越候。同領相済候へハ、大村領平戸領江相測、両領之内越年、來國春夏ニ志岐对州五島江渡海、長崎を相測、夫より長崎街道、其外諸街道、名所旧跡迄も可相成程仕測量、帰路ニ中國筋も同様相測可申奉存候。去未年秋冬中ハ御執成を以、九州並ニ志岐对州國圖書寫持参仕候ニ付、九州之内彼此ノ街道並名所旧跡等も大略相測候。再測ハ相成兼候西國之儀、御執計ニ而九州國圖書寫持参候故と奉奉存候。帰路中國筋も長門周防安芸美作四ヶ國之圖も同前書寫持参仕候。外ニ小國板行圖も有之候間、城下ハ勿論小街道も名所も相測可申奉存候。就夫出雲國伯耆國因幡國三ヶ國圖ハ、小國も板圖も持参無之候。中國ノ測ニ差支ニ相成候。可相成候ハ、又々御執成を以拜借書寫仕度候。兼て姓名も申上置候下拙方縁家、殊ニ年來ノ門人龜島樫井秀藏儀、貴宅江参上、右三ヶ國之圖御世話願上候様ニ此度書状も遣候。尤取急候儀ニハ無之、來西ノ三月中旬ニ寫し出来、五月中ニ御用先江相届候得ハ宜御座候。右樫井秀藏参上御願申上候ハ、又々乍御世話右三ヶ國之圖御拜借被成下、秀藏江御渡し被下候様ニ頼上候。西國中國共ニ遠國ニ候得ハ、再測之儀ハ仕兼候。此度之儀ニ小街道國界城下陣屋等も相測申度存候。将下拙共帰府之儀ハ何れ來西ノ暮と奉存候。猶帰府ニ可得貴意候。頓首。

十一月八日

伊能勘解由

山田綱治郎様

猶逐日寒氣ニ相成候得ハ、御自愛壽一と奉存候。愚者も年明候得ハ六十九ニ相成候得共、格別之病も無之、御用相勤候間、乍憚御安慮可下候。以上

(「編者解説」日本学士院「伊能忠敬書翰集」には「佐原……所感(さばらた)イムス所載寫真版より謄写)、文化九年十一月肥前國島原ヨリ山田綱治郎(堀田兼津守内)ニ宛テ發送シタル書翰ニシテ、江戸佐原屋ニ於テ誤テ佐原ヘ向テ發送シタル書状ト共ニ、佐原ノ方ヘ送りタルモノナリ」と解説してある。堀田兼津守正数は若年寄である。この書翰は参考資料として國圖を書写したいという依頼である。「伊能忠敬書翰集」は大谷亮吉氏の蒐集である。

### 資係第二十一 北極出地の度数

(「三國名勝圖会」、卷四十六、大隅郡佐多、鹿兒島大學附屬圖書第一玉里文庫本)

当邑は大隅國の辺極にて、其地南海に突出せり、又当邑の御崎山ハ此地の尖背にて、日本接壤の内第一極南の地とす(御崎山ハ下に詳なり)、大凡北極出地の高さ三十一度の所なり、故に此邑冬月といへども温暖にして、其氣候の行る、南島と稍齊し、是故に奇藥珍果の類も能生長せり、実に辺陲の一名区なり、本朝諸國北極出地の度数(緯度)、南北東西の國々にて大に異なり、貞享曆曰、北極出地の高さ、京都三十五度餘、江戸三十六度、奥州津輕四十二度、南部四十度、紀州七尾三十九度、熊野三十四度、土州高知三十三度半、肥州長崎三十二度半、对州三十六度(貞享曆ハ江府天守家汲川春海の著述なり、其一度の里數三十二里余とす)、今是に因て考るに、日本極北の津輕ハ四十二度にて、此佐多御崎ハ三十一度なれば、南北凡そ十一度余に及べり(屋久島ハ大凡北極高さ三十度、七島の内宝島北極高さ二十九度、宝島ハ本瀬海島の内最南の地なり、本文の南北十一度の説ハ日本接壤の内を以ていへり)、(「編者註、この後に北方地域の緯度に言ひ及び、



北緯五十七度より、島津藩の藩属琉球國の二十五度まで、「南北の總計二十六度」に亘れり、是を以て概れば日本も大國と云べし」とあり、続いて一度の里數について次のように註記してある。

凡そ一度の里數、天学家諸家の説異なり、洪川春海測ハ前文の如し、西川正林測にハ三十八里四分六、島谷市左衛門測にハ四十三里許、小林謙貞測にハ三十一里六町、長久保赤水測にハ三十二里、本藩水間喜藤太測にハ三十里余、近來伊能勘解由測にハ二十八里七町一十二間、先年本藩明時館泉官の公命にて地圖製作の時ハ、伊能氏の測に拠れり

【編者解説】『貞享曆』（内閣文庫）の「諸州北極出地之度數」の項では、「皇都三十五度半強」とし、また「能州七尾三十九度」と北に位置させる。「三國名勝図会」では「佐多の御崎山の緯度を「大凡北極出地の高さ三十一度の所なり」としているが、『貞享曆』では「薩州鹿兒島三十一度」と、鹿兒島が三十一度である。

『貞享曆』の一度を「里數三十二里余とす」と出してあるが、『貞享曆』では江戸と薩摩の距離と緯度の差にもついて計算し、「武江与南部、南北行徑相距二百三十里、北極出地差四度、置相距里數、以差度除之、約三十三里、北極出地之差一度也」と、一度を三十三里ばかりと算出している。水間喜藤太はこの里數と同じである。前掲の諸家をその年代順にあげて簡単に説明する。

小林謙貞（慶長五年、一六〇〇—天和三年、一六八三）名は謙信、字は謙貞。長崎の人で天文曆教を教授した。測量家として知られている樋口権右衛門がギリシヤンに連坐し、釈放されて後に改名したのであるという。

島谷市左衛門（元禄三年、一六九〇）長崎、または堺の人。オランダ医師カスバムから遠近測量術を伝えられ、また樋口権右衛門からも教授をうけ、天文地理に通じた。その小笠原諸島の調査は知られている。

洪川春海（安井算哲、寛永十六年、一六三九—正徳五年、一七一五）、徳川時代の著名な天文学家。日本人による最初の曆書『貞享曆』が幕府に採用され、初めて天文方に任せられた。高橋宗時（善助）がこの洪川家を頼り、助左衛門。明治六年まで行われた最後の天陰曆『天保壬寅曆』の作成事業に景佑が参与した。

西川正林（元禄六年、一六九三—宝暦六年、一七五六）、長崎の学者西川如見（慶安元年、一六四八—享保九年、一七二四）の子。父如見は小林謙貞にも教授をうけた。如見は一度を四十里を出した（後述）。

長久保赤水（享保二年、一七一七—享和元年、一八〇一）、その二十余年の見聞にもついて作成した『赤水図』については前に述べた。

水間喜藤太、『測量日記』文化七年六月二十三日、測量隊の鹿兒島城下到着の日の記事に、「水間喜藤太尋向」と出ている。天保十三年（一八四二）の改訂である『天保壬寅元曆』の嘉永六年（一八五三）・同七年・安政七年（一八六〇）・万延二年（一八六一）版「薩摩藩」（新納諒教氏蔵）には「薩陽天文生水間喜藤太」とある。この良包が喜藤太であると考へるが、水間喜藤太の名義、その生卒年、及び『称名墓志』に「明時館の開祖、公儀御用を勤む」と出ている島津藩明時館（天文館）創始の天文学者水間喜八良実（一寛政七年、一七九五）との続柄について、私は明らかにしていない。伊佐郡菱刈町の医師水間氏は長男家の後で、天文学者は二男家であるというが、その子孫を私は知らない。

『伊能勘解由測の二十八里七町一十二間』については後文の解説参照。「先年本藩明時館、泉官（幕府）の公命にて地圖製作の時」というのは、幕府による天保二年（一八三一）から同九年にかけての「天保國絵図」の作成事業をいう（後書き参照）。伊能測量隊の巡測は地方の識者に刺戟を与えた。忠敬に入門する者、親交を結ぶ者があり、地方の学者が新知識を得る機会にもなった。水間喜藤太の訪問も一週の挨拶に終わったのではなからう。越中国村水郡の学者石黒信由（宝暦十年、一七六〇—天保七年、一八三六）は、天文觀測を見學し、忠敬と会談したことを（享和二年）八月三日放生寺四十物町聚星彦兵衛方に止宿、其夜晴レ、各座敷ノ庭ニ天文ノ道具ヲ備リ、衆星ノ度數ヲ測リシ所ヲ我モ見物イタシケリ、翌四日明六ツ時出立、婦負郡へ移ラル、また「伊能先生と我如何ナル因縁ヤアルラン、古明神村ヨリ婦負郡四方町マデ同道シテ、暫ク地理天文算學ノ事ヲ隔意ナク遊談シテ、互ニ名残リ別レケリ」と記し、測量諸器械について図解している（『石黒信由事蹟一斑』富山県射水郡高橋会）。おそらく水間喜藤太も忠敬等の天文觀測を見學したのであろう。なお後文「浦島測量之図」の解説参照。

### 【解説】伊能忠敬の測量事業

#### 一、伊能忠敬とその師友など

伊能忠敬（隠居して勘解由、号は東河。延享二年、一七四五—文政元年、一八一八）は上総国武射郡坂田郷小堤村（現在千葉県山武郡横芝町小堤）の神保貞恒の子で、下総国香取郡佐原村（現在同県佐原市）の伊能家を嗣いだ人である。明治三十五年陸軍参謀本部陸地測量部が関東地方に三角測量を実施したとき、日本実測事業の先輩ゆかりの地である神保家の地

所東経百四十度二十七分四十秒八、北緯三十五度四十分四十四秒の地点に三等三角点を設定した。佐原市には伊能家旧宅（母屋・離れ「忠敬書齋」・倉庫）が史蹟として現存し、昭和三十六年には「伊能忠敬記念館」が建設され、重要文化財に指定された忠敬の遺書・遺品類が収蔵陳列されている。佐原市の心ある人びとは「忠敬先生」と尊敬し、市内には銅像も建っている。また東京芝公園円山には、戦時中に金属回収のため撤去されたものに代って、「伊能忠敬測地遺功表」が昭和四十年に再建された。

忠敬が寛政六年（一七九四）五十才で隠居して長男景敬（三郎右衛門）に家を譲り、翌年江戸深川黒江町に出たとき、大坂のすぐれた天文学者麻田剛立（綾部安彰、享保十九年・一七三四―寛政十一年・一七九九）門下の逸材であった高橋至時（作左衛門、明和元年・一七六四―文化元年・一八〇四）・間重富（宝暦六年・一七五六―文化十三年・一八一六）の兩人が幕府の改暦事業のために江戸に來り、忠敬がこれらの先達を師友としかえたことは幸運であった。大谷亮吉編著『伊能忠敬』の長岡半太郎氏の序文に、麻田・高橋・間の三先人がいなければ、忠敬は天文曆学に興味をもつ街の楽隠居に終ったかも知れないと、

世人翁の伝ふべきをけれども、此三人者ありしを知らざるに似たり、是等の世に顕れざる先覚者は海に科学的に伝ふべき学識を具へ、偶然相合して力を翁の事業に添へたり、三人者微りせば翁は開昔の逸民たりしに過ぎざりしも亦知るべからず、茲に翁を伝ふるは即ち三人者を伝ふる所以なり

と述べてある。人の業績を評価するとき、その背後にある先人の精進努力の集積を忘れてはならぬことを説いた至言である。これら先人の業績の詳細については大谷氏の著書を参照されたい。

高橋至時は「空理を論ぜず、測量実験を以て本となす」という実証的研究態度をとった麻田剛立の門下にあつて、当時天文曆学の最良の典拠であつた『曆象考成後編』（後述。当時未だ研究の手がつけられなかつたこの書物を手し、麻田学派の進展に寄与したのは間重富であつたという）を研究し、当時の第一人者となつた。そして寛政七年四月幕府の改暦御用のために江戸浅草の曆局（頒曆所、測量所、天文台）に入り、専門職である

幕府天文方に抜擢された。至時の死後、長男景保（作左衛門、天明五年・一七八五―文政十二年・一八二九）は書物奉行兼天文方として、忠敬の測量事業をも指揮した。忠敬の景保に対する人物観は資料第十、その六参照。景保は文政十一年「シーボルト事件」（医師シーボルトの持つ書物・地図と交換に「伊能図」その他を与えたことが発覚）によって捕われ、獄死した。

寛政七年に忠敬が至時に入門したとき、至時は三十三才、忠敬は五十一才であつた。至時は忠敬の勉学熱心に感心してたわむれに「推歩先生」（推歩とは天文現象の計算のこと。「計算熱心」、「計算氣違ひ」先生というほどの冗談）と呼んだという。忠敬が日本測量を開始するに至つた経緯については、高橋景保の「輿地全図序」（資料第十九参照）に

先人常に本邦地度の未だ定測有らざるを患え、嘗つてこれを建白す、官時にたまたま蝦夷を開撫す、因りて忠敬をして往かしむ、遂に沿海測量の命あり

と簡潔に説明している。すなわち、わが国の重要地点の経緯度を実測によつて明らかにしたいという天文曆学上の企画が、ついに日本全沿海実測に展開したのである。

地度の測定は寛政十二年の第一回蝦夷測量ではなお実測が十分でなく、緯度一度二十七里余の數値をえたと過ぎなかつたが、享和元年の第二回測量によつて二十八里二分（七町一十二間）をえて、さらにその後の測量によつてこの數値を確定した。至時が忠敬の地度測定に期待したことは、享和元年七月二日附で忠敬に与えた書翰（図版十二参照）に

此度ハ地上一度の里數も精密ニ御測量も相成可申候間、甚大切之御測ニ候、後世ニ而大精密家出候とも、翻る事無之様被成置候様方々相折候。とあることによつて察せられる。

前述のように、麻田学派の重要な典拠は『曆象考成後編』であつた。中国清朝において西洋の天文曆説を耶蘇会士等が翻譯編修したこの書について、至時は次のように評価していた。

明代に作り候西洋曆書、及清の曆象考成上下編とも、弟谷の曆法を翻譯仕たる者に御座候。弟谷に引續刻白爾・噶西尼・奈端等の名家追々出候

而弟谷の法未備ものを相補、益精密に相成候、此等之著述清朝に相渡積し候書、即雍正年中出来の曆象考成後編ニ而、其用意の精巧なる、天行に密行致し候事、古今ニ類し候もの無之、実に古今の大成とも可申候。この文章は忠敬が北海道測量の帰途、人の求めによって「天文開け候年曆並唐土紅毛伝来之趣」を草したものに、至時が加筆したものである。この文章のほかに「蝦夷于役志啓行策略」の末尾には至時の添削前の忠敬の草稿も載せてあるので（忠敬は参考書もない道中で草したものであると断っているが）、両者を合せ読めば、西洋天文学について、至時と忠敬の素養に相違のあることが知られる。弟谷 Tycho 一五四六―一六〇一、デンマークの学者。刻白爾 Kepler 一五七二―一六三〇、ドイツの学者。噶西尼 Cassini, Giovanni Domenico 一六二五―一七一七、イタリアの学者。奈端 Newton 一六四二―一七二七、イギリスの学者。

享和三年至時は壽命によってフランスの学者ラランド（一七三二―一八〇七）の『天文学概論』（Lalande, Traité d'astronomie）のオランダ語訳を研究した。そのうちの緯度一度の数值が忠敬のえたものと一致していることを知り、忠敬の技術を改めて認識すると共に、この天文書の内容が従来の典拠『曆象考成後編』の比でないことを知って（この書は地球を廻転楕円体とした。忠敬は最後まで球体として扱った）、その研究に没頭し『ラランド曆書管見』十一冊を著作した。この勉学が至時の早世の原因にもなったという。至時が部下忠敬の実測に期待し、従来の因襲的な学統を破ったその学派の研究の成果が発揮される日を待望していたことは、『糸魚川事件』享和三年八月九日越後国頸城郡糸魚川測量のとき、忠敬が地方役人を叱責した処置を不当として糸魚川藩主が幕府に訴え、幕府当局は至時をして忠敬を訓戒せしめた事件。訓戒書には公式のものど、別に「内書」が添えられた。のとき、至時が忠敬に与えた訓戒の内書に

即今天下の曆学者各眼を拭ひ、足下之地図成就之期日之日を算へ待候事ニ而、後世永々英名を残し候事此時ニ候、而又是を以世上曆家之机上腐臭之故態を破し、精密の一家堅く相建候も今之時ニ而、夷ニ足下の一身天下曆学の盛衰ニ係ると可申候、加程之大事業の將ニ成んとする之間、一小事ニ而万々一中絶ニ成候ハバ、何程之残念と思召候哉。

とあることによつて知られる。すぐれた学者高橋至時は忠敬の日本東半部実測図の完成に先だつ文化元年四月に四十一才で病死した。もし至時が早世しなかつたら、その大成した学識による指導が忠敬の事業に對しても与えられたであろうに惜しまれる。忠敬はその七十四年の生涯を終るとき先師の墓側に葬られることを遺言したのである。

至時が外国の「天文書」を「曆書」と訳し、その学派「精密の一家」の研究するところを「曆学」と呼んだところに、なお古い東洋的曆学の理念につながるもののあることを思わせるが、「古今の大成」と信じていた漢訳の典拠から、欧文の新知識によつてその学問をさらに発展させようと思つた至時は世を去つた。至時・景保父子の死は時代の悲劇とも見られる。至時の死後、景保の指揮のもとに続けられた沿海実測事業も、その完了が間近という見込みが立つたとき、対馬の北端鱒浦から長女妙薫にあてた書翰に（資料第十、その六）、忠敬は隠居するまでの伊能家における自分について

我等事幼年より高名出世を好み候得共、親ノ命ニ而佐原江養子トナリ候間、好ル所ノ学文も止メ、産業ヲ第一とし、伊能家ノ先祖ノ格言ヲ相守リ、終ニハ先規遺命の救民迄も助け候。

と言っている。十八才で名門伊能家に入夫し、やや衰えていた家運を復興し、名主また村方後見として村務につとめ、天明飢饉のときは村民の救済にも尽力した。その理家者であったことは収録書翰類によつてもうかがい知られる。家業の醸造のほかに、江戸に薪炭を積出し、関東の飢饉には他地方から米穀を買入れるなどの商才をふるったのであった。測量を開始したころの伊能家は本田百二十石余、新田二十五石余、醸造高千石、全資産三万両内外と推定されたという。自宅に観測器械を備え、北海道測量を大部分自費をもつて実施したのも（器具代・支度料を除き、道中に百両を要したうち幕府からの手当金二十余両。第二回測量にも自費六十余両）、忠敬に資力があつたからである。御家人に登用されて、「上ノ御隣怒ニ而何不自由もなく十分ニ取巻し、本家より手当も無之候而も相済候儀ハ、我等一生ノ徳分ニ候」ということになつたのであり、また測量隊員にとつても測量事業の継続は収入につながるものであつた。しかし測量を実施した経

験のある間重富が「七十才にして御大成之由、凡人之不企及儀ニ奉存候」と称讃したように、必ずしも健康でなかった忠敬を支えて、老年に至るまで測量事業に打込ましめたものは何であつたであらうか。

かの「糸魚川事件」のとき、忠敬は町役人を論じて「測量之儀者神武天王以来無之事」と言つた（地元庄屋の記録と見られる仮称「糸魚川文書」による。「糸魚川事件」の真相は『測量日記』だけでは分らない）。この言葉に見られるように、忠敬には日本全沿海の測量という未曽有の大事業を実施しているのだから、「自負心」があつたことは否定できないであらう。忠敬は前掲対馬からの書翰に、隱居の自分が測量に従うに至つたことを述べて

又々古今ニ無之日本國中測量御用被仰付、諸侯大名ノ奔走、御取成ニ而諸國遍経致候ハ、実ニ以テ難有事ニ候、此ゾ実ニ天命ト言ンカ、先祖ヨリノ御礼徳ト言ンカ、言語ニハ難及候。とも言っているのである。

忠敬が感謝した大事業遂行の陰には、多くの人びとの協力があつた。測量隊員、地図作成者の主要な者について、高橋景保は『輿地実測録』にそれらの姓名をあげているが、「鹿児島測量」においても、他の諸地方におけると同様に、そのような記録には載らない多くの地方民の協力があつたのである。それらの事実は「幕府・測量隊側の関係資料」を収録する本資料の範囲外であるので、説明は別の機会にゆずつてすべて省略する。

古えの偉大な業績もそれを調査し解明する者がいなければ、それはいたずらに埋もれるばかりである。「伊能測量」を語るとき忘れられないのは大谷亮吉氏（姫路市の人。明治八年・一八七五―昭和七年・一九三二。明治三十一年東京帝国大学物理学科卒業、大正十一年から大阪高等学校教授、京都帝国大学教授）である。明治四十一年帝国学士院会員長岡半太郎氏の建議によつて（長岡氏の祖父大村藩士中尾節五郎は忠敬に入門した。長岡氏も学生時代から忠敬の事業に関心をもち調査した）、学士院の事業として「伊能測量」の調査が開始され、大谷亮吉氏が選ばれてその任に當つた。

「伊能測量」は近代のことであり、特に伊能家がひき続き榮えていて、諸資料が散佚しなかつたことも幸いであつたが、時宜をえた長岡氏の建議と

大谷氏という人を経て、日本の誇るべき科学的業績の一つである「伊能測量」について、大正六年忠敬の百年祭を記念して大冊『伊能忠敬』（長岡半太郎監修、大谷亮吉編著、帝国学士院蔵版、岩波書店発行。鹿児島県立図書館にある）が刊行された。その八百余頁のうち、第一篇忠敬の履歴（二

三〇頁余）、第三篇忠敬の師友及び門弟（一一〇頁余）を除く、第二篇忠敬の測地事蹟のほとんど大部分は、忠敬以前の曆学・算学・測地学、及び忠敬の測量法・製図法・地図についての解説であり、測量精度の吟味であつて、「伊能測量」のような科学的業績を解明する書物として十分な用意がしてある。「伊能測量」のことを言うものは、みなそのお蔭をおこむつているのであり、「伊能測量」全般についての唯一の權威ある文献と言つてよい。ただ望蜀の慾を言えば、収録してある地図にほとんど見るべきものがないことである。「伊能測量」の成果は「伊能図」にあるわけであるから、帝国学士院の事業であるこの書物に地図類についての配慮が欲しかった。

「伊能測量」についてはなお研究するべきであり、半世紀以前の大谷氏の著書を唯一の權威とする状態にとどめてはならない。昭和四十年五月東京地学協会によつて「伊能忠敬測地遺功表」が再建された機会に記念出版が企てられ、関係資料集の刊行も計画されている。それら諸計画の担当者保柳睦美氏によつて「伊能忠敬の伝記類と業績の評価――明治百年にちなんで」（地学雑誌、七六卷二号、一九六七）、「伊能図の意義と特色――伊能忠敬一五〇年祭記念講演」（地学雑誌、七七卷四号、一九六八）、「伊能忠敬と根氣」（史苑、二九卷二号一九六九）などの論考が発表されている。

## 二、測量出張

伊能忠敬測量隊の地方出張は寛政十二年（一八〇〇）の北海道測量から文化十二、十三年（一八一五―一六）の伊豆七島測量まで九回あり、これに文化十三年の江戸府内測量があつて、その実測活動は前後十七年に及んだ。

この測量事業が北海道から開始された事情は次のように概説される。ヨーロッパ勢力の極東進出によつて、國防の急が識者に唱えられ、地図も必要となつた。幕府は事態の急を北辺に人を派遣して調査にあたらせ、蝦夷

地をその直轄地とするなどの処置をとっていた。この時勢の要求に応じて高橋至時は門下の忠敬をして蝦夷沿海の測量を実施させると共に、当時暦学天文上に問題となっていた地度一度の距離を測定することを計画した。至時のこの蝦夷測量の建議が幕府に容れられ、寛政十二年の北海道東南岸の測量となった。続いて翌年には未測量の北海道西北岸を測量し、クナシリ島からエトロフ島・ウルップ島をきわめ、これら三島のうちで八月十五日の月食を観測しようとする計画が幕府に承認されず、伊豆半島以北から北海道に至る沿海測量の認可となり、次いで本土全沿海の測量となったのである。

第一回北海道測量、寛政十二年(一八〇〇)閏四月十九日(新暦六月十一日)江戸出発十月二十一日(新暦十二月七日)帰着。出張日数百八十五日。奥州街道を宇都宮・仙台・盛岡・青森と北上し、津軽半島三厩から北海道吉岡に渡り、函館から東南岸を野付水道の西別まで測量し、往路を帰った。『大日本沿海輿地全図』では未測量の西北沿海は間宮林蔵の測量資料によって補われた。

第二回関東・奥羽東部測量、享和元年(一八〇二)四月二日(五月十四日)十一月七日(一月十日日)、日数二百三十日。伊豆半島から青森県の太平洋岸、及び帰路の奥州街道の測量。

第三回奥羽西部・新潟県測量、享和二年(一八〇三)六月十一日(七月十日)十一月二十二日(十一月十八日)、日数百三十二日。出羽街道を若松・米沢・山形・秋田・弘前・青森と北上し、津軽半島から新潟県直江津までの日本海岸、及び高田・長野・軽井沢・高崎・江戸までの測量。

第四回中部地方測量、享和三年(一八〇三)二月二十五日(四月十六日)十一月七日(十一月二十日)、日数二百二十九日。愛知県までの太平洋岸、大垣・関ヶ原・敦賀の街道、福井県から新潟県直江津までの日本海岸、及び佐渡島、同県寺泊・三國峠・江戸の街道測量。従来も測量の都度その地域の地図を作製して幕府に提出したが、このたびの測量によって日本東半部の測量が終了したので、その沿海全図をも上呈した。地図は若中・若年寄の検閲の後に將軍家寄の閲覧があった。忠敬は第二回測量のとき苗字帯刀を許されたが、ここに至って「伊能測量」の成果がいよいよ重視され、

忠敬はその功により幕吏に登用された。次回から測量隊には御家人の身分をえた忠敬のもとに、坂部貞兵衛以下の天文方下役の幕吏が加わり、御用測量隊の性格が強化したが、しかもなお隊員に忠敬の内弟子が参加していることは(資料第六、第八「測量日記」参照)、忠敬個人が中心となる「伊能測量」の特殊性を示すものである。

第五回近畿・中国測量、文化二年(一八〇五)二月二十五日(三月二十五日)同三年十一月十五日(十月二十四日)、日数六百四十日。東海道の街道、三重県・和歌山県・大坂までの沿海、淀川・琵琶湖、下関までの瀬戸内海の沿岸・島々、敦賀までの日本海岸、隠岐島測量。

第六回四国測量、文化五年(一八〇八)二月二十五日(三月二十一日)同六年一月十八日(三月三日)、日数三百七十七日。淡路島東岸、徳島・高知方面から四国周測、瀬戸内海の島々、及び高知・笹ヶ峰、愛媛県川之江・笹ヶ峰の四国横切り、淡路島西岸から奈良県・三重県の街道測量。

第七回九州第一次測量、文化六年(一八〇九)八月二十七日(十月六日)同八年五月五日(六月二十八日)、日数六百三十一日。中山道・山陽道の街道、小倉から九州東岸を南下して鹿児島に至り、種子屋久両島渡海を一時延期して北上し、そのまま熊本から九州及び中国の内陸街道を測量して帰府。

第八回九州第二次測量、文化八年(一八一二)十一月二十五日(一月九日)同十一年五月二十二日(七月九日)、日数九百十三日。東海道・山陽道を無測で西下し、文化九年正月二十五日小倉到着。街道筋を南下し、熊本県芦北県日奈久において両班に分れ、伊佐郡と出水郡から入り、屋久種子両島測量の後に、九州内陸の諸街道を測量して北九州に進み、豊岐・対馬・五島を終って本土に帰り、文化十年九月十五日(十月八日)長崎半島の野母岬において九州沿海実測を完了した。この後中国・中部地方の諸街道を測量して帰府。

第九回伊豆七島測量、文化十二年(一八一五)四月二十七日(六月四日)同十三年四月十二日(五月八日)、日数三百四十日。伊豆七島のほか関東地方の一部街道の測量。

第十回江戸府内細測、文化十三年閏八月八日(九月二十七日)十一月二

十三日(十二月十一日)、日数七十四日。

測量日数は合計三千七百三十六日。保柳陸義氏の『輿地夷測録』からの集計によると主測線距離は沿海三千七百九十二里十六町一間(一四八九四・〇七キロ)、島嶼湖沼の周廻千七百四十六里十一町十四間(六八五八・二九キロ)、街道(街道に準ずる測線を含む)三千四十八里十町十九間(一一九七一・五四キロ)、計八千五百八十七里一町三十四間(三三三二・三九〇キロ)という(前掲、伊能図の意義と特色)。このほか無測の往復距離、及び渡海その他の記載に現れない距離がある。測路については、従来発表されているものでは伊達牛助『伊能忠敬』(昭和十二年)の「伊能忠敬翁全国測量経過図」がある。それには九州第一次・第二次測量の記号の入れ違い、四国横切り、鉄肥・牛峠・都城・福山横切り測量の未記入の欠陥がある。これを高木菊三郎氏が補訂したのが参謀本部陸地測量部発行の機関誌「地図」に載せてあるが、部外秘で流布が少いから、差当り伊達氏の書物(鹿児島県立図書館にある)によって概略を知るほかはない。

前掲の十回の実測活動のうち、第九回の伊豆七島測量には忠敬は老年(七十一・二才)のために参加せず、また江戸府内の細測は地元における短期間のものであるから、文化十年九月十五日の九州測量の完了をもって、忠敬の沿海夷測は事実上終了と言つてよい。この後に内陸諸街道を測量して帰府するのであるが、資料第八、文化十一年五月二十三日の『測量日記』、及び資料第九、同二十二年・三日の『江戸日記』の記事は、忠敬自身による測量出張業務の最後の記録となるわけである。

文化七年(庚午)と文化九年(壬申)の二回の鹿児島来測は、第七回九州第一次測量と第八回九州第二次測量の一部である。種子屋久両島測量の延期と九州二回測量との関連のこと、及び島津藩土野元嘉三次と忠敬との離島測量取止めの交渉のことは、地元史料にもとづく説明を必要とするので省略する。

測量当時の島津藩領は現在の鹿児島県域に宮崎県諸郡を加えたものであったが、その実測日数は次のようである。第一回鹿児島測量では文化七年五月八日(六月九日)志布志海岸から島津領に入り、九月十七日(十月十五日)出水郡獅子島において伊能班が測了するまでの日数百二十九日。

その間に坂部班の福山・都城・牛峠の手別け測量六日、串木野・鹿児島城下・加治木・加久藤の人吉街道の手別け測量十二日、計十八日の別行動があり、延べ合計百四十七日である。第二回鹿児島測量では伊能班は文化九年二月二十六日(四月七日)伊佐郡から領界に入り、六月五日(七月十三日)日向国諸県郡綾から出領するまで九十八日。別に坂部班は出水郡に入つて、鹿児島城下まで九日、屋久島種子島の手別け測量が十八日、諸県郡の手別け測量四日、計三十一日の別行動があり、延べ合計百三十九日である。島津領内における伊能測量隊の業務日数は合計二百七十六日となる。

島津領における再度の実測、延べ合計二百七十六日という日数は、諸藩のうち最も多いものである。それは大藩の島津領には測量に手間どる長い海岸線と離島の「大難所」があるほか、種子屋久両島の渡海が一度は延期され、再度の来測があったからである。第二回鹿児島測量の主目的であった離島測量のとき、鹿児島港における三月十日の乗船から、五月二十三日の帰着までの七十二日のうち、三十八日は鹿児島・山川・安房・西之表における風待ち逗留であった。測量計画にあった離島七島方面の測量が実施されれば、さらに多くの日数の徒費と島津藩庁の負担があったであろう。島々への渡海には、その所の領主が船を用意する責任があるのであり、

(資料第一参照)、島津藩側で種子屋久両島の測量取止めを交渉したのは離島測量の負担を免れるためであったと私は考察している。藤田元春氏は測量隊の山川出帆、その夜安房着、安房出帆、その日島岡着、赤尾木出帆その日山川着、翌日鹿児島着の渡海について、「かうした記録は実に我が国と南島との交通が帆船時代いかに容易であったかを告ぐるもの」と説明している(『伊能忠敬の測量日記』ラジオ新書、昭和十六年)。「日本地理学史」伊能忠敬の事蹟、昭和十七年)。この解説は「この風待といふことさへ理解が出来れば」という限定のもとに、「古代の日唐交通や南洋交通の夷測」を推測したものであるが、種子屋久両島渡海の風待ちは、予定の期日に従つて行動する測量隊にとって、軽視できないものであったろう。忠敬のいう「日本一の大難所」の渡海は、再度の来測によって、はじめて実施されたのであり、それは当時財政困難であった島津藩にとって負担であったはずである。

### 三、測量方法

伊能測量隊が実施した測量方法は、(一)測線の距離の実測、(二)めばしい山島、その他地物の方位の測定、(三)天体観測による経緯度の測定である。その詳細は大谷氏の著書を参照されたい。

(一)導線法による距離の測定。導線法によって海岸線、または街道筋の測線の距離を実測し、方位角を測定して進む。実測距離と方位角によって、地点の南北分・東西分が算出できる。その尺度の一寸は〇・三〇三〇メートルである。(大谷亮吉氏は〇・三〇三三メートルとしたが、明治二十四年の度量衡法と一致する数字がよいという。保柳陸美氏の指示による)。実測業務は普通先手後手両班に別れて実測する。実測できない川巾などは遠測術(町間術)によって測定する(『測量日記』文化七年六月八日辺津加村戸崎岬、同九年三月晦日川内川の条及び「輿地全図凡例」参照)。即ちこちらのA点と対岸のB点間の距離を求めるとき、こちらにおいてAから左(又は右)のBにある距離をとり(開き間数)、AからBの角度を測定し、その角度とABの間数によってAとB間の距離を算出する。また実測しがたい海岸線などでは船を使用する。地形複雑な岬などでは小横切り測量(徑測)を行なう。大横切り測量(例えば牛峠横切り)を行なう趣旨も同じい。このような実測作業の補正手段として、(二)山島方位の測定、(三)経緯度の測定を実施する(資料第十、「輿地全図凡例」参照)。

(二)山島方位の測定。山岳・島嶼、その他遠近のめばしい地物の方位角を測定し、交合法によってそれらの位置を決定すると共に、実測地点の位置の確認に役立つ。この山島方位の測定については、例えば『測量日記』文化七年五月十一日の志布志の条に「我等残て山島方位を写す」とあり、七月十六日の坊津の遠見番所の記事に「山島を測る、などと簡単に見えているにすぎない。前者はその前日の大雨のために発病した忠敬が宿舎に残って、資料控え帳である「野帳」から方位資料を抜き書きしていたのである、この資料が「山島方位記」となる。後者については「山島方位記」の同日の条によれば、「薩州川辺郡坊津狼煙台番所前」から二十四方位を測定したほか、同日他の二点(別筆のもの)を二地点とする。但し同一地点から別の方向を測定する場合があります、この扱いは正確でなく、測定地点

の数は若干減る)から十四方位を測定した。資料第十五、六月二十五日「鹿兒島城下市中(市)」地点からの十七方位測定のほか、同日に「市中(大)」・「洲先(小)」地点から四十方位を記録しているが、これらのことは『測量日記』には見えない。『測量日記』に方位測定のことが多く現われないのは、別に詳細な方位資料集である「山島方位記」が用意されているからであろう。

山島方位の測定は「伊能測量」において最初から重視されたのであり、第二回測量のとき享和元年三月八日附をもって蝦夷係役人に提出した書付にも「高山之見込無之、絵図取不宣候所ハ」、海辺から別道に廻って高山を測量する必要あること(即ち沿海測量のみに終始できないこと)を述べ、また『測量日記』享和元年七月二十六日の条には「此朝富士山を測得たり、其悦知るべし」と書いてある。『山島方位記』巻三十一、三十二、三十三及び巻四十四は第一次及び第二次の鹿兒島測量の記録であるが、集計すると測定方位数は百二十地点(前述の扱い)九百七十余方位である。『山島方位記』(現存六十七冊)には若干の欠損があるのであるが(気付いたものでは享和二年の第三回測量の新潟県の部分)、保柳陸美氏の集計では方位測定数は六万回(方位)にのぼるといふ。なお記録しないものがあるから、山島方位の測定はおびただしい数になるわけであり、この事実は「伊能測量」における「山島方位」測定の重要性を端的に示すものである。「伊能図」を精確ならしめたのは、精密な距離の実測、精確な緯度の測定と共に、この「山島方位」資料があずかっていたのである。

(三)経・緯度の測定。天体観測については、地方に発した先触にも宿舎附近に十坪ばかりの南北見晴しの測所(測量所・天文場所)の用意を要請し(資料第三参照)、天気の良い許すかぎり観測を実施した。『測量日記』の朝の記事に「逗留測」とあるのはその朝における観測である。文化七年七月五日の給黎郡上之村宮坂の測所は、その場所の選定がよくなかった一例である。

緯度は、測量所に設定した象限儀をもって恒星の方中高度を測定し、原点の江戸深川黒江町の(忠敬自宅、北緯三十五度四十分三十分)で用意した資料と対照して決定する。鹿兒島車町の宿舎の緯度は三十一度三十六分

〇六秒と測定した。『輿地実測録』に記録してある鹿児島関係の緯度数は六十一である。『輿地実測録』の総計では大谷亮吉氏は千二百余と概数をあげ、保柳睦美氏の集計では千二百二十七と出している。記録しないものがあることは言うまでもない。

経度測定のために、日食・月食を測量出張先きと江戸浅草の曆局において同時観測をした。但し日・月食は回数が少ないので、比較的数多い木星の交食（木星とその四衛星がかくれ現われる現象）の観測を文化二年以来実施し、九州測量のころはこれを励行した。『測量日記』鹿児島城下六月二十六日―七月二日、山川村七月九日・十日、秋日村同十八日・十九日、片浦村七月二十一日、二十四日―二十六日、上甕島里村八月一日―四日の条参照。西方の鹿児島島の経度が決定されれば、それだけ地図は正確になるはずである。しかし経度測定のための観測は、天気その他の支障で失敗が多いほか、地方時決定にも困難がともなつた。また木星現象の観測は当時の技術器械から困難が予想されるものであるというが、忠敬等の努力にもかかわらず、その観測はほとんど失敗した（資料第二十参照）。『輿地実測録』には経度の記録は全くない。

天体観測による経度測定には失敗が多かつたが、当時必要であつた江戸・京都・大坂などの経度はすでに先人による観測資料もあり（江戸浅草曆局と大坂富田屋町の間重富自宅の経差四度十九分、江戸曆局と京都西三条台改曆所跡の経差四度四分など）、また測地資料からも経度を算定しえた即ち忠敬は緯度一度を二十八里二分と測定していたから、地球を球体と見て、その大きさを算出し、各緯度における経度一度の距離を算定することもできたのである。『輿地実測録』の「輿地全図凡例」には「南北一度」（緯度）と共に、「東西経度」について各緯度におけるその距離を説明しており（資料第十参照）、また、これと同じ趣旨の説明は文化元年に上呈した「日本東半部沿海図」の凡例「一度里数之事」にもすでになされている（大谷亮吉『伊能忠敬』頁一〇五、一〇六）。資料第十二に見る鹿児島島の経度五度二十一分三十秒（京都を中心とする。「伊能図」は京都改曆所を通る経線を本初子午線とした）は赤間関から計算した地図上の寸法である（前掲、保柳睦美『伊能図の意義と特色』。「伊能測量」の経緯度の精

度については大谷氏の著書、及び保柳氏の論文を参照されたい。『三国名勝図会』の説明によつて分るように（資料第二十一参照）、緯度の測定資料は古くからある。ただ西川如見「西域人数考」に「日本全地東西距十二度（一度以四十里）四百八十里（一里三十六丁、一步以六尺五寸）西北二度半（百里）」ともあるように、そこには経度・緯度の概念が明確でない。長久保赤水の「赤水図」の「方格」（経緯線のわく）の評価についても學者に異説がある。『三国名勝図会』（天保十四年の撰修者の序文がある）でも「北極出地の度数」「北極高」（緯度）を言つて経度を言わないのも注意される。

「伊能図」において北緯三十五度を中心として、その南北一度から一度半の間ズレ（誤差）が目立たない。この地帯は国土の地形からいってほぼ東西にわたる部分であり、先人の観測資料のほかに「伊能測量」もしばしば実施されたところであるが、この地帯から離れる東北地方及び九州南部にズレが甚しい。この地域の経度のズレの理由、及び「伊能図」投影法の検討などについては、前掲保柳睦美「伊能図の意義と特色」の説明及び説明図を参照。「伊能測量」「伊能図」の経度についての弱点を指摘した見解があることに関連して、保柳氏が「忠敬は諸地点の経度を、全国的にはそう真剣な問題にしていなかった、……極端にいえば、経線は全国的には記入する必要がなかつたくらいのものである」と解説していることを注意したい。「享保日本図」の作成を主宰した建部賢弘（寛文四年・一六六四―元文四年・一七三九）は完成した地図のほぼ正確なことを説明した後に、さらに地図を精確にする心得として

後來如シ其精キヲ窮シト欲ハ、極星ノ高キヲ密候シテ南北ノ位ヲ訂シ、月望ノ食ヲ精驗シテ東西ノ程ヲ正シ、然ラシテ後各ノ國ノ周匝ヲ環巡シ又縦横ヲ経行シ、毎ニ遠望ノ術ヲ以テ其名処ヲ定メ、丈量ノ法ニ依テ其路程ヲ計ラハ、悉ク微細ヲ得ヘキ乎、蓋國図ヲ造ノ法、候極驗食ハ大本ナリ、遠望丈量ハ末技ナリ、其候極驗食ニ精儀密測ノ法有リ、遠望丈量簡易捷徑ノ術有リ、須ラク本末該用テ図ヲ模ヘキ也

と述べている（内閣文庫、太田南畝『竹橋余筆別集』、卷十二）。即ち（一）北極星の高度を測定して緯度を定め、（二）月食を観測して経度を定め、（三）各国を



巡行して著名の地物の方位を定め、四夷測によって距離を計ることを説明し、結論として本末の両技術を兼ね用うべしと言うのである。天文学に關心をもち地図作成にも見識をもっていた将軍吉宗のもと、数学曆学に通じた学者建部賢弘にしてこの発言をなしたものであるが、その地図作成の根本原理は「伊能測量」においても変わらないものであると言える（その心得には地図投影法の理論がもとより欠けているが）。ただ「候極驗食」を実施するには「密測ノ法」が必須であり、また「精儀」（精密な観測器械）が必要である。しかも「遠望丈量」を全国的に「簡易」に実施するには、諸器械は精確のうえに簡便でなければ能率的に業務は進行しない。そして如何に能率的に作業するにしても、全国測量には長年月が必要である。建部賢弘の言明の後八十年、前掲の諸条件が充たされて実現したのが「伊能測量」である。高橋景保は「大日本沿海輿地全図序」に、清朝の「皇輿全覽図」が西洋人耶蘇会士の手を借りて成ったのに対し、日本地図が日本人によって作成されたことを誇り、忠敬の功績をたたえたのであるが（資料第十九）、大事業の完遂について景保は忠敬の努力を称讃すると共に、「文明昇平之化」即ち文運の進展にともなう学問技術の進歩のことを言い残しはしなかったのである。そして、これら学問技術の進歩には先人の努力があったのである。

#### 図版第十四、浦島測量之図（部分）

（呉市入船山記念館蔵）

呉市入船山記念館に宮尾氏寄託の絵巻「浦島測量之図」一巻が所蔵されている。これは興味ある「伊能沿海測量」の実況図で、絵巻は初めに「二十八宿去北極度」の記載があり、次に測量の実況が描かれ、「夜中測量之図」が続き、観測測量諸器械の図解があつて、「公儀天文方御役人」の人名、文化二年二月六日尾道泊から四月四日広島出帆までの宿泊所及び「御船手より御人出」の記録で終つている。図版第十四は浜辺の梵天から測縄を張るところである。海中の舟は船測用及び鳥々への渡海用のものか。四国丸亀藩から宇和島藩へ測量見聞に出向した藩士の復命書には、各種の舟五十七艘もあげてある（兵頭賢一「伊能忠敬測量記事補遺」、伊予史談、十八巻一号、昭和七年）。

#### 図版第十五、浦島測量之図、（部分）

（同上）

岬の上に小方位盤（杖先羅鍼）をすえ、前方の浜辺の梵天を望んでいる者（これが忠敬であろう）と遠方の島嶼を測定する者があり、後ろに記録者がいる。浜辺では測量隊の移動につれて、明荷を運び、中食の用意であろうか、机・筵・土瓶を運び、風炉をかついでいる。岬下には艦をもつ従者を連れた村役人が挨拶に出ている。この岬が村塚であろう。

#### 図版第十六、夜中測量之図

（同上）

夜空に星座が輝いている「測所」の実況図である。「子午線儀」（経度測定するとき、恒星の子午線通過の時刻を測定して、その地点の地方時を決定する）によって、「垂揺球儀」（一種の振り時計）を扱っている防寒頭巾の人物が忠敬であろう。子午線儀の鉦りが手桶の水中に下げているのは垂線の固定を容易にし、細線の安定を助けるためであろう。中央には算盤を用意した記録者がひかえ、その左には象限儀（恒星の高度を測定して緯度を決定する）による観測が行われている。左下には風炉が出され茶菓の用意がしてある。右下の見物人は村人たちであり、中央の三人は村役人または越中国の学者石黒信由や水間喜藤太のような見学者であろう。この絵巻を残した者も単なる好事家とは考えられず、見学者の一人であろう。

#### 図版第十七、杖先羅鍼その他の図解（部分）

（同上）

杖先羅鍼は方位盤が常に水平になるように万能関節に支えられている。磁針の軸受けを水晶で造り、磁針の動きを鋭敏にした（従って測量者は磁針に感じないように脇差しの中身を竹刀にする用意をしたのである。それは伊能忠敬記念館に現蔵してある）。この簡便な小方位盤は至時・重富・忠敬等によって改良工夫され、「伊能測量」には有力に使用された。図解には「天文ニ用フル器ハ大ナルモノヲ精密トス、然トモ道路屈曲毎ニ用ルハ大ナルモノハ持難キ故、小方位ト名ツケ小器を便トスル」と説明してある。左は小方位盤の台で「磁石台、長凡三尺」である。

#### 図版第十八、象限儀その他の図解（部分）

（同上）

天体観測用として半径六尺と三尺八寸の象限儀を忠敬は用意した。前者は自宅に装置し、後者は出張測量に携帯した。精密に度盛りをした大きな分度器に望遠鏡をつけたような構造であり、天体に向って廻転するように台

に装置される。望遠鏡の先端について「十文字ニ糸ヲ張有之、此十文字ノ真中へ星ヲ当度数ヲ（以下虫喰い）」と図解してある。測繩の図解では「クサリ長サ六十間、丁間を打ニ用ル、此外細引・藤杯数々有」と説明する。この測繩の伸縮を問棹（長さ二間十二尺、一尺は〇・三〇三〇三メートル）によって検査する。測繩の下の小方位盤の説明には「遠近トナク、向フナル山ニテモ何ニテモ、目途トスル所ヲ、此見通シへ当て見定メ、先キノ分盛ニテ方角ヲ見ル器ト相見候事」とある。資料第二の証文、資料第三の先触に見える「長持」は観測器械類を格納するもの。江戸出立のとき忠敬を送っている大野弥三郎は器械を細工した江戸神田の時計師である。

## 後 書 き

昭和二十六年一月西之表市の種子島家所蔵「種子島家譜」を調査したとき書きとめた若干の関係史料その他と、その年の初夏佐原市の伊能家所蔵「測量日記」、その他書翰などを筆写したものによって、私は「伊能忠敬の屋久島種子島測量」（鹿児島大学文理学部紀要、文科報告第一号、昭和二十七年）を発表し、続いて「伊能忠敬測量当時の種子島的情況」（同上第二号、昭和二十八年）を発表した。拙稿「屋久島種子島測量」は史料の調査不十分の、まことに不備なものであったが、その発表の後に私は「伊能忠敬は鹿児島にも来たのか」という質問を一、二度ならず受けた。

「伊能忠敬の測量」は有名であるが、また知られていないところも多い。種子島の知人が「学校の先生は子供に伊能忠敬の全国測量を教えたが、種子島に来たことを教えなかった。この町に泊り、あの海岸も測量したのだと教えたら、生徒たちはどんなにか歴史事実を身近かに感じたであろう」とくやんでいた。

「伊能測量」が知られないのは鹿児島だけのこととは思われない。家の長男が小学校四年で使用した教科書国語の「初めての地図」という文章に

は、「星の研究から、地上に正しい位置の定められることに気がついた伊能忠敬は、それをもとに地図を作ろうと思いついた。しかし日本に初めてのこの計画には、それに必要な機械さえなかった、苦心の日はつづいた。やがて、かれがその機械を完成したとき、すでに五十六才になっていたが、一步一步の足のうらに、大きな希望をふみしめて旅に出ていった」、そして「十八年の心血をそそぎこんだ」努力によって「ついに国土の形を初めて紙の上にとどめることができた」とあった。この文章の非科学的なこと、このような文章によって人間の偉大さや努力の尊さは教えられないことを当時私は指摘したが（「小学校の教科書に現われる伊能忠敬」現職教育、十七号、昭和二十七年）、鹿児島県教育研究所内の新教育研究会発行のこの雑誌に載せた拙文がどれほど説まれたかは不明である。六年生になった長男の国語に、高橋至時がたむれに忠敬を「推歩先生」と呼んだことが書かれていて、「この名には一歩一歩学問のかいだんを登っていくのをほめた意味あいがかめられている」とあった。「推歩」という中国古来の術語を理解しないばかりか、この文章では「景保」と弟の「景佑」とを混同していた。私は学校の先生に注意しようかと思いつつ、忘れるともなく過ぎていると、二つ年下の妹がまた同じ文章を私の前で読み出したのである。私は驚ろき、その間に多くの生徒に誤った知識が与えられたであろうと思つて、誤りのことを南日本新聞「よるん」欄に投書した。これが記事に取りあげられ（昭和三十三年三月一日）、教科書会社は誤りの上に張る訂正文を配布すると約束した。以上は私の子女の小学校教科書をおしての経験にすぎないが、「伊能測量」についてこの程度の理解のもとに書かれた文章を、文部省検定教科書として出版しているところに問題がある。

「伊能忠敬が鹿児島にも来たのか」という質問者には、その「全国測量」を知りつつ「種子島測量」を知らないのと同様に、「鹿児島測量」を具体的に知っていない者と、島津藩領に本場に幕府の測量隊が入ったのかと不審がる者の二種類があると見られる。鹿児島のある知人（この人は旧制中学を出ている）が私の「伊能図」の写真などを見て、眼から鱗が落ちたような顔をして「鹿児島にも来たのか」と言った。この人は島津国境の封鎖性を信じこんでいたのであるという。強調される島津藩の封鎖性の「常

議」を通して、伊能測量隊来測の事実を理解すると、測量隊を幕府のスパイと疑う見方も生れる。「伊能測量」についての知識がなく、地方史料についての理解も不十分であって、ただ例の「常識」だけを露骨に出している一例として、「伊能忠敬の足跡に就いて」（郷土資料第一輯、鹿児島市学務課、昭和九年。鹿児島県立図書館にある）という郷土史家の文章を参照された。

Norman Pye and W. G. Beasley: An Undescribed Manuscript

Copy of Ino chukei's Map of Japan, Geographical Journal, 117, 1951. このイギリスの地理学雑誌に紹介してあるイギリス海洋博物館所蔵の「伊能日本図」(三幅・北部・東部・西南部)は、一八六四年(元治元年)イギリス軍艦がわが沿海を測量したとき、幕府当局から入手したものである。(この時の測量については藤安房『開国起原』上、海舟全集所収参照)。この論文では「伊能図」について、そのすべれていることを緯度・経度・方位などを計測して証明しているが(前掲保柳睦美「伊能忠敬の伝記類と業績の評価」(参照)、その最後は次のような説明で終っている(保柳氏の教示による)。

Moreover, the map raises one or two interesting questions. Is there any political significance in the fact that Ino conducted what seems to be a detailed and accurate survey of Satsuma, a chief in the south of Kyushu which was both powerful and traditionally hostile to strangers, including government officials? Again the map shows more Shinto shrines than Buddhist temples. Does this arise from the Shinto revival which began in the eighteenth century, and if so does it reflect the ideas of the surveyors or of the country at large? Such questions are easier to ask than to answer, and they cannot be answered by inspection of a single map. (この地図の「二」の興味ある問題を提起する。強力であつたうえに、幕吏を多く含む他所者にたいして伝統的に敵対心をもちた南九州の大名領薩摩に、詳細かつ精確であるら

しく見える測量を伊能が実施している事実には、何か政治的意味があるのではないか。またこの地図は仏寺より神社をより多く表示している。この事実は十八世紀に始つた神道の復活から起つていのではないか。もしそうであるにしても、それは実測者たちの、あるいは広く国全体の思想を反映するのであろうか。それらの問題は問うはやすく答えがたいものであり、また一枚の地図の調査によつては答えることができないものである。)

ペイ氏はイギリスのレスター大学教授(地理学)、ピースリー氏はロンドン大学教授(極東史)である。昭和二十五、六年のころ、明治維新史研究のために来鹿したピースリー氏と、山下町の当時の鹿児島大学文理学部文科研究室で同僚諸氏と共に会談したことがあった。ピースリー氏は鹿児島についても当然理解があるはずである。「伊能測量」の政治的意味、神社のより多い表示のことは、論説の最後付け加えに過ぎないが、論者の指摘のように「一枚の地図の調査によつては答えることができないものである」。神社の表示については、出張出立の朝と帰府後に深川富岡八幡に参詣するのを恒例とした忠敬の思想の反映であるか、時勢の影響であるかを判断するには、徳川時代の思想史・信仰史のほか地誌・地図の検討も必要であらう。いま本資料に関連のある島津藩の「伊能測量」「伊能図」が問題になっているので、徳川時代における幕府と島津藩の関係全般のことを描いて、問題を地図のことに限つて言うのであるが、この問題は必ずしも「問うはやすく答えがたいもの」ではない。この問題には徳川時代の「国絵図」の作成事業を当然取り上げなければならぬであらう。徳川幕藩体制の一環をなした島津藩は当然のことながら、「伊能測量」以前の幕府の「国絵図」作成事業、即ち「慶長国絵図」「正保国絵図」「元禄国絵図」、及び以上の「国絵図」作成とはやや趣旨を異にし、「日本図」作成という点においては「伊能測量」の先蹤をなすとも言える「享保日本図」作成のときなどには、幕府の詳細な指示に従つて藩領の地図と資料を幕府に提出していたのである。このことについては拙稿「薩摩・大隅の国絵図享保図など」(鹿児島大学法文学部紀要、文学科論集第三号、昭和四十二

年。別刷は鹿兒島県立図書館にあるを参照されたい。「伊能測量」以後の「天保国絵図」については資料第二十一、解説参照。また徳川將軍の継統毎に派遣された「巡見使」は島津領をも巡視したのであり、寛文七年（一六六七）には「巡見使」のほか「浦巡見使」（縁海上使・海辺巡見使）が西国の浦々を巡視し、島津領沿海をも廻ったのである（『島津国史』参照）。世間に残っている「海瀨舟行日記」「海瀨舟行図」というのはこの寛文七年の「浦巡見使」の記録と巡視路図である。鹿兒島県立図書館郷土資料に「間宮林蔵海浜測量図」とあるのはこの「海瀨舟行図」の写しである。徳川時代に島津藩がその領域の姿を「鉄のカーテン」の中にかくしていたわけではなく、また「伊能測量」のとき初めて幕吏を藩領に入れたわけでもない。測量の「政治的意味」を島津藩の場合にのみ問題にはできない。ちなみに、「巡見使」の宿舎には島津藩主が挨拶に出たことがあるが、伊能測量隊は「巡見使」のような格式の高いものではけつてない。

『測量日記』文化七年五月八日志布志測量の記事に、高鍋領福島代官等が測量隊を志布志村まで送り来って、「爾後ノ所薩州領出入六ヶ敷ニ付、言訳シテ領界ニ而帰」るとある。地方の着添役人が村界・領界で交代するのは通例であり、島津領界が「出入六ヶ敷」かつたにしても御用測量隊には関係がない。測量隊が関所通過のとき問題が起きた事例はあるが、（享和元年四月二十五日、相模国根府川関所で通手形の提示を求めた、結局その必要なしと押し通った。同二年十月二日越後国鉢崎関所で御用長持の検閲を要求した。関所預りの高田藩役人に町役人を通じて抗議した）、それらの事例、及び「糸魚川事件」などはすべて御用測量隊の性格を強化した文化二年以前の東国測量においてであって、西国測量ではそのような問題は起きなかった。島津藩関係で言えば、留守后添役野元嘉三は江戸において測量隊側としばしば接触し、測量にあたっては口向国延岡に向向して打合せ、志布志領界に迎えて獅子島まで送ったのであって、このような着添役が測量隊に附添っていれば問題は起きないのである。着添役を直ちに監視役のように理解するのは適当ではない。

島津藩と測量隊との関係については、次のような説明もある。少年向き

の清水信夫『伊能忠敬』（偉人伝文庫、昭和二十七年）に「薩摩の島津家は幕府がいちばんけんげむたがっている雄藩でした。薩摩の国を測量するにはそうとうじやまがはいって、おもうようにはゆかないだろうー幕府もそうおもしろい、忠敬じしんも、それを覚悟していました。だが、じっさいは幕府や忠敬の予想とは、まさに正反対でした」とある。この説明、また先年の学術講演の「幕府は命令したものの、島津藩が聞いてくれるかどうか心配した」（『伊能忠敬と江戸地図』五島美術館月例講座、昭和三十六年）という説明は、大谷氏の説明文（資料第十一解説参照）か、または大谷氏の文章を改悪した伊藤弥太郎『伊能忠敬』（新伝記叢書、昭和十八年）の「ひそかに予想された薩藩の測量妨害行為などは全然なかった」（「実際には意外なほど厚遇と便宜を受けて測量は順調に進行した」とあるものによったのであろう。大谷氏の文章の不備はそこに註記してある参考文献（即ち本資料収録の『測量日記』、坂部貞兵衛、及び伊能忠敬の書翰）を参照すれば解消するのであり、島津藩の厚遇を「意外」とするのは、その前提の推測が誤っているためであることが判明するはずである。「諸侯と忠敬」の関係を解説するとき、特に「薩藩の優遇」という項目を設けている大谷氏の説明が（頁二一四―二一六）、島津藩の態度について誤解をまねく原因になったというのは是非もない次第であるが、大谷氏が島津藩の与えた厚遇と便宜を「意外」とした発想そのものにはやはり問題があると私は考える。大谷氏の伊能測量隊と地方側との関係の説明について若干の検討を加えたのが、拙稿「大谷亮吉編著『伊能忠敬』の日本測量について」（『地学雑誌』七七卷一、一九六八）。別刷は鹿兒島県立図書館にある）であり、そのなかで島津藩関係のことも取りあげたが、大谷氏の著書の本領は測量隊と地方当局との交渉の推測などにあるのではない。

『伊能測量』について、知られていない、誤解がある、または成見にとらわれるところがある、という原因の一つには、重要な関係諸資料すら公刊されておらず、地方では見る便宜がないことがあげられよう。本資料のような内容のものが、その欠陥の一部を補うことになれば、編者の喜びこれに過ぎるものがない。本資料を解説の多くつく内容にしたのは――解説に

不備や誤解のあることを恐れるものであるが、「伊能忠敬はえらいなあ、鹿児島まで測量したのか」という理解にとどまってもらわないためである。

昭和三十三年四月十二日、天皇皇后両陛下が鹿児島大学にお出でになったとき、鹿児島測量の概略と、「種子島家譜」「垂城録」その他の地方史料によって、測量事業の影にある地方民の協力の事実について簡単な説明を申しあげた。陛下は「当時測量には困難したろうね」と言われたので、「大隅半島や屋久島では困難しました」とお答えした。

私は専門外の「伊能測量」のことを昭和二十六年以来断続的に扱って、今日に至った。小学生であった子女も大学を卒業し、また人の子の母となった。その間本資料に収録したものにのみについても、多くの方々の好意をえた。伊能家(当主伊能康之助氏夫人多喜子さんは島津藩の学者伊地知季安の孫伊地知季珍海軍中將の女である)、伊能忠敬記念館、佐原市教育委員会、日本学士院、内閣文庫、国立東京博物館、国立国会図書館、京都大学附属図書館、京都大学文学部地理学教室、呉市入船山記念館、山口県立図書館、熊本大学附属図書館等、また伊能孝姫(故人)、伊能忠敬記念館の香取鉄男氏、日本学士院の吉田舜氏、片桐一男氏、内閣文庫の福井保氏、東京国立博物館の石田尚豊氏、山口県立文書館の田村哲夫氏、熊本市の上妻博之氏(故人)に対し、先年来好意と教示を得た是沢恭三氏、南波松太郎氏、海野一隆氏、保柳睦美氏、及び文書判読その他に常に教示を得ている同僚五味克夫氏、その他多くの方々に対し、深く感謝し、最後に本資料の刊行に尽力された鹿児島県立図書館に対しても謝意を表します。

昭和四十五年三月十日

編者 増 村 宏

## 追記

大谷亮吉編著「伊能忠敬」は「伊能測量」について、ほとんど唯一の権威ある文献であった。このことは今も変らないが、しかしその出版以来、「伊能測量」について、また大谷氏の説明について、本格的な再評価や検討があまりなされずに今日に至ったということも亦た否定できない事実である。

近年の保柳睦美氏(立教大学教授)による関係諸論文の発表は、従来の欠陥のある部分を解消し、「伊能測量」全般についての理解をより深めるに役立つものとして注目される。私は保柳氏にそれら論文すべての別刷を鹿児島県立図書館に寄贈されるようお願いし、同氏は心よく承諾された。本資料の利用者は参考文献として、大谷氏の著書その他と共に、保柳氏の諸論文を参照されんことを希望する。

## 既刊史料名

刊行年次	史料名
三十四年	薩藩政要録
三十五年	丁丑日誌(下)
三十六年	〃 (上)
三十七年	薩摩国新田神社文書
三十八年	一向宗禁制關係史料
三十九年	薩摩国山田文書
四十年	諸家大槪・職掌紀原
四十一年	薩摩国阿多郡史料・山田聖榮自記
四十二年	御登道中日帳御下向・列朝制度
四十三年	明治元年戊辰戦役關係史料

## 鹿児島県史料刊行委員会

(五十音順)

川越 正則	南日本新聞社
芳 即正	鹿児島市立女子高等学校
北川 鉄三	鹿児島女子短期大学
桐野 利彦	鹿児島県教育センター
五味 克夫	鹿児島大学法文学部
郡山 良光	鹿児島経済大学
小西 四郎	東京大学史料編纂所
岸川 旋吉	鹿児島県教育庁
竹内 理三	東京大学史料編纂所
原口 虎雄	鹿児島大学法文学部
福満 武雄	鹿児島県文化センター
宮下 満郎	鹿児島県立鶴丸高等学校
村野 守治	鹿児島県立加治木高等学校
桃園 恵真	鹿児島大学法文学部

非  
売  
品

昭和四十五年三月三十一日

鹿児島市城山町一の

発行所 鹿児島県立図書館

印刷所 鹿児島県教員互助会印刷部

